



# 戦後日本における台湾独立運動に関する研究

郭, 鋭

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2018-03-25

(Date of Publication)

2020-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7228号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007228>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

戦後日本における台湾独立運動に関する研究

平成30年1月

神戸大学大学院国際文化学研究科

郭鋭

## 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 序章 .....                          | 1  |
| 第一節 問題意識と研究目的 .....               | 1  |
| 第二節 先行研究の検討 .....                 | 9  |
| 第三節 研究内容 .....                    | 11 |
| 第四節 研究方法と使用資料 .....               | 12 |
| <br>                              |    |
| 第一章 マルクス主義への傾倒から台湾独立思想の誕生へ        |    |
| ——史明の台湾独立思想の原点について .....          | 16 |
| はじめに .....                        | 16 |
| 第一節 マルクス主義と台湾の民族解放                |    |
| ——「抗日」への道のり .....                 | 17 |
| 第二節 「抗日救台」から「台湾独立」へ               |    |
| ——手段と目標 .....                     | 23 |
| 第三節 結論 .....                      | 28 |
| <br>                              |    |
| 第二章 「連邦自治」から「台湾独立」へ               |    |
| ——廖文毅の活動軌跡 .....                  | 34 |
| はじめに .....                        | 34 |
| 第一節 「連邦自治」から「台湾独立」へ .....         | 38 |
| 第二節 渡日後の廖文毅 .....                 | 45 |
| 第三節 結論 .....                      | 48 |
| <br>                              |    |
| 第三章 「台湾民主独立党」から「台湾共和国臨時政府」へ       |    |
| ——戦後台湾独立運動の高揚期 .....              | 53 |
| はじめに .....                        | 53 |
| 第一節 「台湾民主独立党」から「台湾共和国臨時政府」へ ..... | 54 |
| 第二節 廖文毅による独立運動勢力の活動 .....         | 62 |

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 第三節 結論 .....                         | 65  |
| <br>第四章 内憂と外患                        |     |
| ——廖文毅による台湾独立運動の終焉 .....              | 69  |
| はじめに .....                           | 69  |
| 第一節 台湾独立運動に対する国民政府の対応 .....          | 69  |
| 第二節 法律の適用に拘る日本政府と国民政府の手段の転換 .....    | 73  |
| 第三節 台湾独立運動に対するアメリカ政府の態度 .....        | 76  |
| 第四節 廖文毅による独立運動勢力内部における様々な問題 .....    | 80  |
| 第五節 結論 .....                         | 85  |
| <br>第五章 「外省人協力論」から「台湾民族論」へ           |     |
| ——「台湾青年社」一派による台湾独立運動の理念の変容 .....     | 92  |
| はじめに .....                           | 92  |
| 第一節 初期の理論構築                          |     |
| ——「外省人協力論」の誕生 .....                  | 93  |
| 第二節 「外省人協力論」から「台湾民族論」へ               |     |
| ——分水嶺となった「陳純真スパイ事件」 .....            | 98  |
| 第三節 世界的な台湾独立運動組織の結成と「台湾民族論」の定着 ..... | 103 |
| 第四節 結論 .....                         | 108 |
| <br>第六章 孤独な闘士                        |     |
| ——マルクス主義と「台湾民族論」 .....               | 113 |
| はじめに .....                           | 113 |
| 第一節 『台湾人四百年史』の執筆と「台湾民族論」の展開 .....    | 114 |
| 第二節 史明の民族独立思想とマルクス主義思想 .....         | 119 |
| 第三節 民族の根拠は血縁か、それとも階級か .....          | 123 |
| 第四節 各台湾独立運動勢力との接触及び「独立台湾会」の成立 .....  | 125 |
| 第五節 結論 .....                         | 128 |

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 終章 .....                         | 132 |
| 第一節 台湾の歴史を遡る                     |     |
| ——変わっている支配層と変わっていない被支配層 .....    | 132 |
| 第二節 孤独なマルクス主義的台湾独立運動家            |     |
| ——史明 .....                       | 134 |
| 第三節 戦後台湾独立運動における重要な人物            |     |
| ——廖文毅 .....                      | 136 |
| 第四節 台湾独立運動の理念の宣伝者                |     |
| ——「台湾青年社」一派 .....                | 138 |
| 第五節 「台湾民族独立」という言説 .....          | 140 |
| 参考文献 .....                       | 144 |
| 付録一 台湾共和国臨時憲法 .....              | 152 |
| 付録二 台湾共和国独立宣言 .....              | 161 |
| 付録三 廖文毅による台湾独立運動勢力の主要幹部の概況 ..... | 163 |
| 付録四 台湾青年独立連盟綱領 .....             | 165 |
| 付録五 台湾独立聯盟公告 .....               | 170 |
| 付録六 台湾独立聯盟成立宣言 .....             | 172 |
| 謝辞 .....                         | 176 |

# 序章

## 第一節 問題意識と研究目的

### 1. 「台湾独立問題」の現状

「台湾独立問題」は、第二次世界大戦後に中国大陆で起こった中国共産党と中国国民党との内戦による中国（中華人民共和国）と台湾（中華民国）の政治的分離を背景とするものである。台湾が主権国家として国際社会に承認<sup>1</sup>されるよう、台湾住民や政治的指導者が様々な政治運動を展開している一方、中国政府はそれを防ぎ、かつ統合しようとしている。

国際社会では台湾は中華人民共和国の一部と認定されているが、両者は対立したままで、統一国家の名目ながらそれぞれ独立自治を行っている状況である。「一つの中国」原則を主張し、台湾独立または中国と台湾の二重承認を絶対に認めない立場をとっている中国政府の巨大な圧力に直面しても、台湾は長期にわたって事実上の独立を維持している。

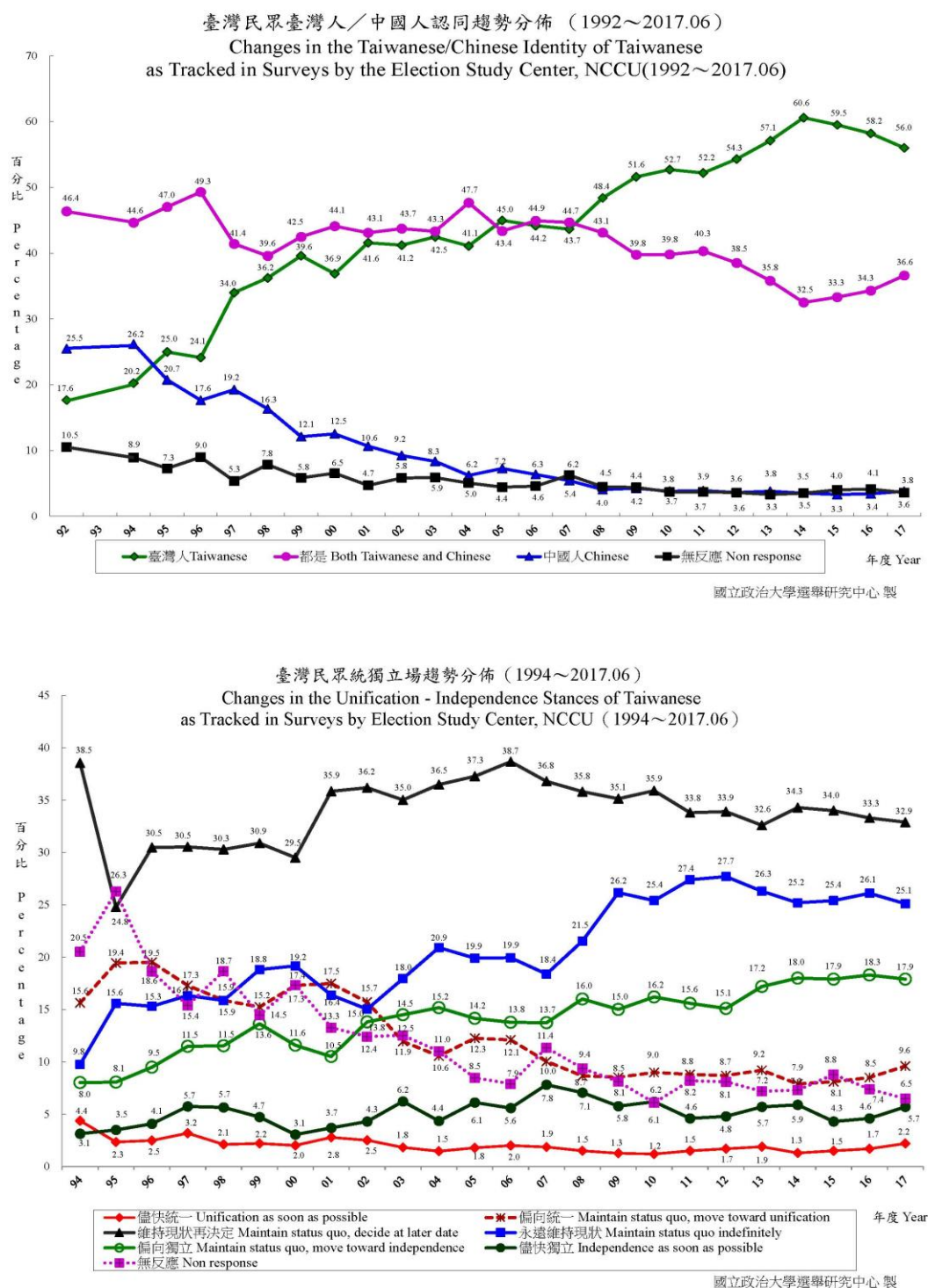
1980年代以来、40年におよぶ戒嚴令<sup>2</sup>の解除と国民党以外の政党結成の合法化をはじめとして、1996年には初の台湾住民による総統の直接選挙が行われ、かつ2000年には台湾史上初めて直接選挙による政権交代が実現するなど、台湾の政治的民主化が進展してきた。その一方で、「改革開放」政策を実施して以来、中国は急速な経済成長を遂げるにつれて、台湾に対して経済や政治などの側面における影響力を拡大させてきた。しかしながら、そうした中で、台湾の独立気運も高まっている。「中華民国在台湾」<sup>3</sup>、「二国論」<sup>4</sup>、「一辺一国論」など、台湾の政治的指導者たちが一連の独立に関する発言を続けてきたのみならず、台湾海峡ミサイル危機<sup>5</sup>のような緊張にいたったこともある。2008年から馬英九政権の発足以後、中台関係が急速に改善しつつある。ところが、馬英九は経済・文化面から中台交流の拡大を推進していたが、「統一せず、独立せず、武力行使せず」の「三つのノー」という対中国政策を掲げ、政治面の交渉を棚上げする方針（事実上の独立）を維持していた。さらに、2016年の台湾総統選挙の結果、政権は対中融和を推進した馬英九から台湾独立の条項を盛り込んだ党綱領を掲げた民進党の蔡英文へ交代した。「中国の夢」の実現のために中台統一を一步でも前に進めたい習近平と台湾の現状を守ろうとする蔡英文との溝は深く、中台関係は膠着状態に入った。中国は「一つの中国」を認めない蔡英文

政権に苛立ち、台湾への圧力を強めている。台湾独立問題をめぐる中台間の対立が長期にわたっている。

加えて、この数十年の間に、歴史的ないし国際的要因をはじめ、台湾の政治的民主化にともなう台湾住民の自主意識の台頭などにつれて、台湾住民のアイデンティティが大きく変化し、「自分は台湾人である」と思う台湾住民は倍増している一方で、「自分は中国人である」と思う台湾住民は急減している。台湾の将来に対して、中国との統一または独立よりも、「現状維持」を支持する台湾住民が多数派である。そのため、台湾の政治的指導者が政治活動を行う際、必ず台湾住民のアイデンティティを考慮に入れ、中台関係の行方に対して必ず台湾の自主性を強調しつつも慎重な姿勢を示さなければならない。それに対して、中台統一を目指す中国政府は、台湾住民のアイデンティティの変化をあまり考慮に入れず、従来から一方的に「兩岸の同胞は血を分けた兄弟であり、家族である。中国人としての心及び断つことのできない兄弟としての感情を変えることはできない」<sup>6</sup>というようなこと（すなわち中国の視点から認めた集団アイデンティティ）を繰り返して宣伝し、台湾との政治交渉を呼びかけているとはいえ、中台間において、「中国人」という集団アイデンティティが実際に構築されていない。

台湾の政治大学選挙研究センターが1990年代から、毎年定期的に台湾住民のアイデンティティと台湾住民の統一・独立志向に関するアンケート調査を行っている(図1参照)。その調査によると、この二十年の間に、「自分は台湾人であり、中国人でもある」との回答者は1990年代前半から一貫してほぼ40%に横ばいなのに対して、「自分は台湾人である」との回答者は1992年の17.6%が25年後の2017年に56.0%と3倍以上に増加した。その一方で、「自分は中国人である」との回答者は1992年の25.5%が2017年の3.8%に急減している。同調査によると、「現状維持の後で決定すべき」及び「永遠に現状維持すべき」という広義の現状維持を選択する台湾住民が、調査開始以来一貫して全体の40%以上を占め、2001年以降は常に過半数を超えている。2017年6月の調査では58.0%が広義の現状維持を選択している。また、同時期の調査では「速やかに統一すべき」及び「どちらかといえば統一支持」という広義の統一支持は11.8%、「速やかに独立すべき」及び「どちらかといえば独立支持」からなる広義の独立支持は23.6%となっている。蔡英文政権が発足して以来、この大きな傾向は変わらないと思われる。

図1 台湾住民のアイデンティティと台湾住民の統一・独立志向



（出典）政治大学選挙研究センターホームページ（2017年7月31日）『重要政治態度分布趨勢図』。

（<http://esc.nccu.edu.tw/course/news.php?class=203> 2017年11月11日ダウンロード）

また、台湾有線テレビの TVBS も台湾住民の統一・独立志向の変化及び台湾住民のアイデンティティの変化をめぐって、不定期的に世論調査を実施している（図 2、3 参照）。最近の調査結果からみると、具体的な数字データが政治大学選挙研究センターの調査結果と多少異なるが、全体的な趨勢はほぼ同じだとみられる。

図 2 台湾住民の統一・独立志向の変化

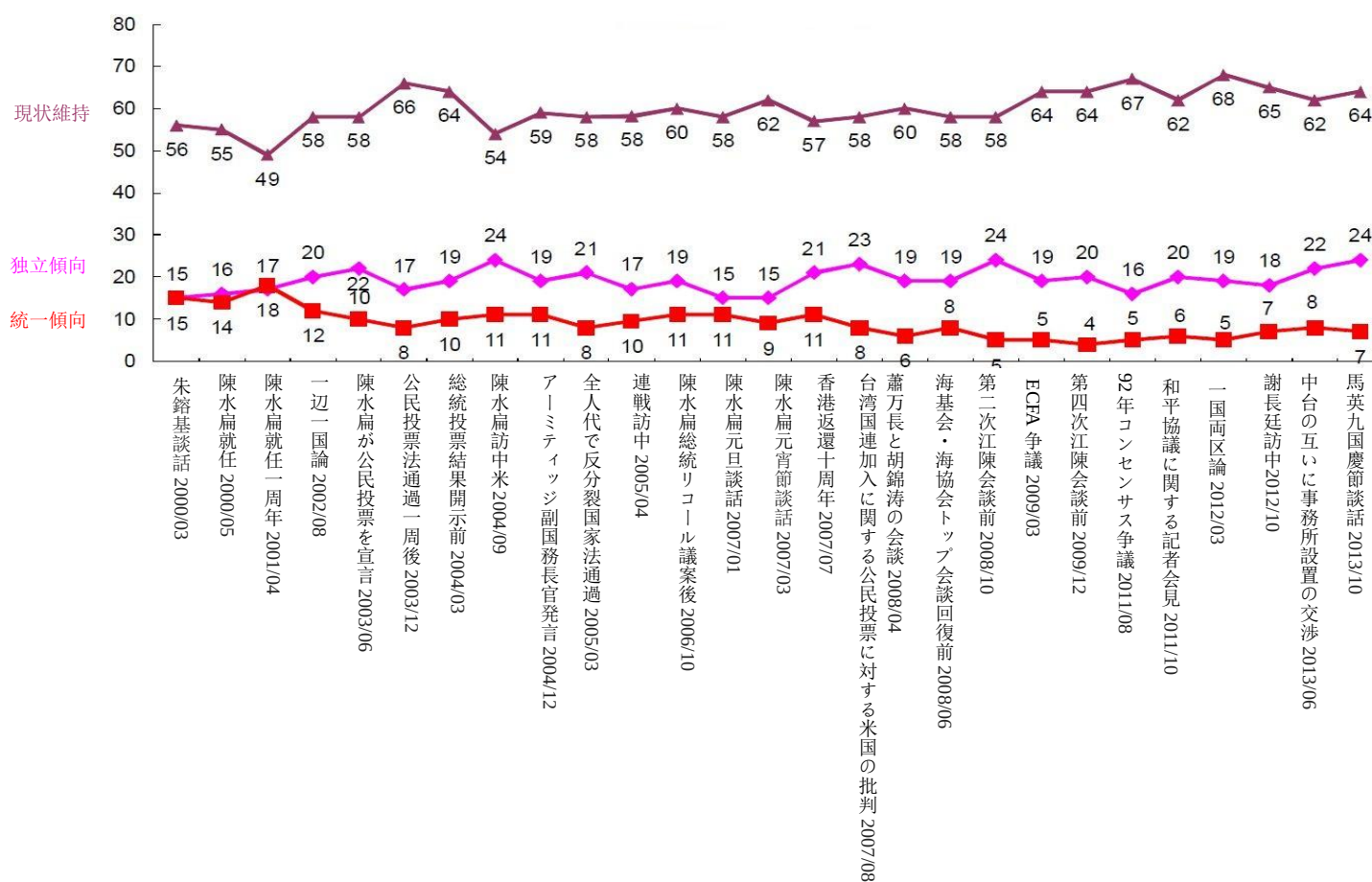
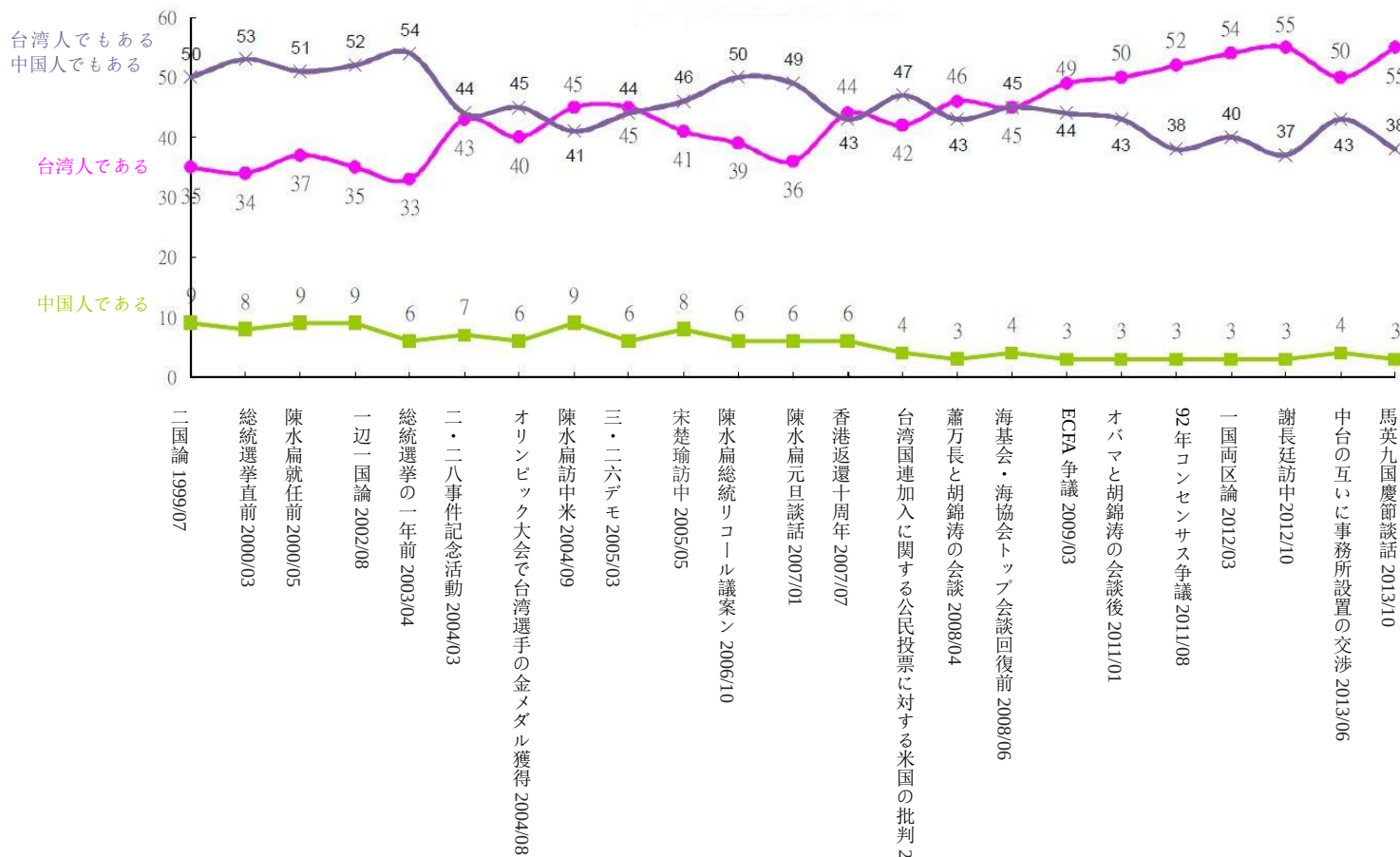


図3 台湾住民のアイデンティティの変化



(図 2、3 出典) TVBS 民意調査センターホームページにより作成。

([http://home.tvbs.com.tw/poll\\_center](http://home.tvbs.com.tw/poll_center))

## 2. 本研究の問題意識と研究目的

「台湾独立問題」は、狭義の「台湾独立問題」と広義の「台湾独立問題」に分けることができる。広義の「台湾独立問題」とは、以上の中台間の攻防をめぐる歴史的プロセス、そして中台双方の政治、社会、経済、文化の各方面に及ぼしている影響を「台湾独立問題」と総称するものである。また、狭義の「台湾独立問題」とは、台湾の人々が独立を目指して様々な政治・経済・文化活動を行うことであり、台湾独立運動をめぐる諸問題ともいえる。本研究では、研究対象は特に指摘しない限り、狭義の「台湾独立問題」を指している。つまり、台湾独立運動をめぐる諸問題である。

ところが、長期にわたって続いてきた台湾独立運動の中身は必ずしも一致しているとはいえない。戦後から 1980 年代にかけて、台湾が中華民国政府<sup>7</sup>（すなわち国民党政権、1949 年以後は台湾に移転した、1970 年代まで国際社会の多数派に承認されていた中国の正統政府）によって統治されていたため、台湾独立運動を推進していた勢力は主に海外における廖文毅（1910～1986）、王育徳（1924～1985）、史明（1918～ ）などを代表者とする台湾人エリートによって結成された組織である。その時期において、彼らによる独立運動の目標は中華民国による統治の下から台湾を独立させることであった。その背景になったのは、1970 年代まで中国大陆を支配する中華人民共和国政府（すなわち共産党政権）が国際社会の多数派に承認されなかったという事実である。

しかしながら、1980 年代以降、台湾独立運動の中身は次第に変わった。現在に至っても、中華人民共和国が台湾を支配することはなかったにもかかわらず、台湾独立運動勢力の目標は中華人民共和国から台湾を独立させること、もしくは中華人民共和国とは別に中華民国が独立国家として国際社会に承認されるというふうに変ったのである。その原因はやはり台湾自身の変化に求めなければならない。言い換えれば、台湾の政治的民主化に遡ることができる。

1987 年、40 年間実施されてきた戒厳令が解除された。それから、1989 年には国民党以外の政党結成が合法化され、また 1996 年には総統の直接選挙も行われ、台湾における政治的民主化が実現した。政治的民主化につれて、海外の台湾独立運動勢力は台湾島内に入って合法的に政治活動を行うことができるようになった。彼らは島内での地下に潜んでいた台湾独立運動勢力と合流し、様々な活動を通じて台湾住民の独立志向を高揚させた。1986 年、民進党の成立という画期的な事件が発生した。つまり、「台湾独立」を党綱領として掲げている政党の結成・運営も許可されたのである。そのため、本来は民間的な独

立志向は公の政治主張になり、民進党がその政治主張の合法的な代弁者として政界に頭角を現した。さらに、2000 年には立法院（国会に相当する）と総統の直接選挙が行われ、台湾史上初めての政権交代も実現した。「台湾独立」を党是としている民進党は 2008 年まで政権の座についていた。

それでは、なぜ 1980 年代以降、国民党政権は台湾において政治的民主化を実施せざるを得なかったのか。それは、当時の国際政治情勢によるものである。1970 年代から、国連における代表権の獲得及びニクソン訪中による米中関係改善をきっかけに、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であると世界各国に徐々に承認された。一方、台湾での中華民国は国連から追放され、アメリカをはじめとする世界の主要国と断交せざるを得なかった。それは台湾にとって非常に大きな衝撃であった。国際的な孤立という厳しい政治的局面を打開するために、国民党政権は「体制の外部正統性への打撃を内部正統性の強化によって補填しよう」<sup>8</sup>というふうの方針転換をした。つまり、国際的な支持を得ることができない分、台湾島内の連結を強化するということである。政治的民主化を通じて台湾における国民党政権の合法性（正当性）を維持するためであった。

その一方で、複雑な歴史的背景の下で、台湾では独自のアイデンティティ、すなわち台湾アイデンティティ<sup>9</sup>が社会の主流となってきた。特に台湾の政治的民主化以来、台湾アイデンティティはより顕著なものとなっている。台湾人が中国に対して優越感を持つようになったことや、中国政府（共産党政権）の対台湾封じ込め政策により、台湾アイデンティティが強まったためである。

台湾の優越感とは、「経済成長や民主政治、生き方などの側面で、台湾は中国大陆に比べて、はるかに優れている。したがって、台湾は中国大陆との交流や統合の必要がない。もしもそのような交流や統合が進めば、逆に台湾住民の生活環境を傷つけ、中国大陆に対する経済依存や民主政治の後退、生き方の破壊を引き起こすことが懸念される」<sup>10</sup>、という見方である。台湾の優越感の形成には、台湾の政治的民主化や 1970 年代～1990 年代の飛躍的な経済成長、中国大陆よりも儒教などの古来の中国から続く伝統の継承などに要因があると指摘される<sup>11</sup>。それによって、多くの台湾住民には、中国と台湾はまったく別だという認識が続いており、台湾アイデンティティを後押しすることになった<sup>12</sup>。

また、1996 年の台湾海峡ミサイル危機の際における人民解放軍によるミサイル発射など、中国政府が軍事力を誇示して台湾に行った威嚇は、台湾住民の反感を買った。同時に、国際社会において、中国政府が国際組織への参加を阻止することによって台湾を国際社会

から排除することも続いている。台湾の国連追放以来、中国政府は各国際組織や公式的な場において台湾の国際組織への参加に反対し、台湾を国際的に孤立させることに成功している。特に 2003 年に SARS 拡散の際に、台湾は WHO に加盟していなかったため、最新の情報や予防対策を速やかに受け入れることができなかった。そのため、台湾政府は WHO 加盟を申し込んだ。しかしながら、中国は台湾の WHO 加盟に断固反対した。一連のそのような事件によって、台湾住民がわずかに抱いていた「台湾を中国に統一するため、中国政府は台湾に理解のある行動をするはずだ」という期待も失望に代えられた。同じ中国人という観念を受け入れていた人々の間でも、中国と台湾は別だという認識が高まり、台湾アイデンティティを強化することにもなったと考えられる。

それでは、台湾独立問題の原点はいったいどこにあるのだろうか。一見、国際政治情勢から大きな影響が及びそうにみえる。しかしながら、歴史を振り返ってみれば、一般的に知られていないのは、台湾独立運動の起こりは戦後の日本に遡ることができるということである。これは興味深い点であろう。

1948 年、廖文毅が香港で台湾独立を目指す「台湾再解放連盟」を設立した。これが第二次世界大戦後の台湾独立運動の始まりである。台湾の地位と将来をめぐって、廖文毅は当時台湾を含む中国全土を統治する中華民国政府とまったく異なる政治的主張を示した。1956 年、廖文毅を大統領とする「台湾共和国臨時政府」が東京で樹立された。その後、1960 年に王育徳が東京で「台湾青年社」（1965 年から「台湾青年独立聯盟」と改称、後の「台湾独立建国聯盟」の前身の一つ）を設立した。1967 年に史明が東京で「独立台湾会」を結成した。

1965 年、「台湾共和国臨時政府」の廖文毅大統領が国民政府に投降して台湾に戻った。また、1970 年、台湾青年独立連盟、全米台湾独立聯盟、カナダ台湾人権委員会及び欧州台湾独立聯盟の代表がニューヨークに集まり、台湾独立聯盟を結成すること及びその役員を発表した。台湾独立聯盟の総本部がニューヨークに置かれ、総本部のほか、日本本部、欧州本部、米国本部及びカナダ本部が設置されている。海外における台湾独立運動において、台湾独立聯盟の成立は画期的な事件である。それによって、日本における台湾青年独立連盟が台湾独立聯盟の一支部としての台湾独立聯盟日本本部になったが、現在までも極めて重要な役割を果たし続けた。その象徴として、『台湾青年』が 1968 年から台湾青年独立連盟、全米台湾独立聯盟、カナダ台湾人権委員会及び欧州台湾独立聯盟の共同機関誌になり、1970 年から台湾独立聯盟の機関誌になったことである。さらに、台湾独立運動

の「教父」とも呼ばれるようになるほど台湾人に尊敬されていた史明は 1993 年に台湾に戻り、「台北愛郷会」などの組織をつくる一方、現在までも台湾独立運動を推進している。

多くの台湾人が日本を拠点として、台湾独立を目指して様々な政治活動に取り組んできた。こういった「台湾人が故郷である台湾の運命を自ら決める」という願望に基づいて、日本における台湾独立運動が具体的にどのように展開されたのか。そして、戦後日本という政治的空間は台湾独立運動にいかなる影響を及ぼしたのか。これらの問題を解明することが本研究の目的である。

先行研究に対し、本研究の特徴は日本という空間と台湾独立運動との関係性に視点を絞ることにある。戦後東アジアの国際秩序形成のプロセスにおいて、GHQ（後にアメリカ軍）の管轄下に置かれた日本は重要な役割を果たしていた。このような国際的背景の下で、日本における台湾独立運動は、どのように活動を展開し、どのような結果を引き起こしてきたのか。

以上の問題意識から、「日本における台湾独立運動の展開」に焦点を絞って研究する必要があると考えられる。本研究は政治的立場・先入観にとらわれないことを前提に、戦後東アジア地域をめぐる国際政治情勢を背景に、戦後の日本で起こった台湾独立運動の歴史及びその思想的変容を究明することを通じて、台湾独立運動家の思想的構造を解明することを目指す。

## 第二節 先行研究の検討

これまでの研究の多くはやはりアメリカで展開された台湾独立運動に焦点を置くものであった。日本における台湾独立運動を対象とするものは十分に研究されなかった。例えば、陳佳宏の『海外台独運動史——美国台独団体之發展與挑戰』（1998）は、1950年代～1990年代のアメリカにおける台湾独立運動団体を研究対象とし、アメリカ以外の台湾独立運動についての言及は少ないが、アメリカにおける台湾独立運動の由来、団体の形成、理論の変化、活動の展開、組織の分裂などについての分析は実に堅実なものであった。それは日本における台湾独立運動の分析に対して、国際的な視点を提供し、様々な啓発をくれた。

これまでの台湾独立運動についての研究は運動自身に視点を絞っており、その運動に大きな影響を及ぼした当時の国際政治情勢についての分析は少ない。廖文毅の政治活動や失

敗要因などを分析する伊藤幹彦の「廖文毅の政治思想——台湾民本主義を中心に」(1999)、黄富三の「戦後初期在日台湾人の政治活動——林献堂與廖文毅之比較」(2004)、陳欣欣の「廖文毅與台湾共和国臨時政府」(2005)、陳慶立の「廖文毅的理想国——台湾共和國臨時政府的成立與瓦解」(2013)などの研究が取り上げられる。これらの研究は、日本や東アジア地域をめぐる国際政治情勢との関係についての言及が不足しているといえる。そして、これらの先行研究はほぼ廖文毅による台湾独立運動を中心とするものであり、それ以後の「台湾青年社」などについては概況を紹介するにとどまっている。また、中国大陆の孫立祥の「日本右翼勢力支持『台独』的歴史考察」(2007)、劉佳雁の「『台独』思潮与活動——五十年的蛻變」(2004)、呂厚軒の「戦後海外台独勢力在日本的興衰」(2004)などは1950年代～1970年代の日本における台湾独立運動を紹介し、その運動の特徴と影響を分析したが、原始資料を利用せず概況を述べることにとどまった。

先行研究について、日本を代表する台湾政治研究者である若林正丈は『台湾抗日運動史研究』(1983)、『台湾——分裂国家と民主化』(1992)、『台湾の政治——中華民國台湾化の戦後史』(2008)などにおいて、日本統治時代の台湾人抗日運動史、台湾の権威主義体制とその解体・民主化、歴史研究の基礎の上に様々な政治理論によって展開された「現代台湾政治論」などについて述べている。それらの著作は多様なディシプリンを用い、巨視的観点から微視的観点まで、緻密な論理展開を進めた研究成果であり、現時点における現代台湾政治研究の決定版であるといっても過言ではない。しかし、それらは台湾独立運動に視点に当てられていないものであった。にもかかわらず、それらの研究は台湾の歴史を全部カバーし、台湾独立運動についての研究を進める上で様々な視点を提供するものになった。例えば、『台湾抗日運動史研究』の中の台湾共産党に関する内容は、本論文の第一章における史明の中国共産党関係経歴をめぐる研究に対して、重要な参考になった。

また、台湾の何義麟の『台湾現代史——二・二八事件をめぐる歴史の再記憶』(2014)は、廖文毅や「台湾青年社」グループによる台湾独立運動の活動についても言及している。そして、何義麟は『戦後在日台湾人の处境與認同』(2015)において、廖文毅、王育徳、史明の活動を記述しており、それは主に在日台湾人のアイデンティティという視点から分析するものであり、本論文に重要な参考になった。例えば、『戦後在日台湾人の处境與認同』は在日台湾人の二・二八事件に関する世論の変容について分析し、それは本論文の廖文毅による台湾独立運動勢力についての考察に対して、在日台湾人社会の動きとの関係という視点を提供した。

特に注目すべきは、1960年代から日本で台湾独立運動に直接参加した黄昭堂が複数の著作を著した。その中に、『台湾総督府』という著作があった。一見して、この著作は台湾独立運動の歴史や思想と無関係に見える。しかし、その日本統治下の台湾社会の構造についての分析は、本論文による台湾独立運動の思想的構造の解明に様々な教示を与えてくれた。

以上、本論文は先行研究の不足に鑑み、先行研究の有益なところを踏まえ、「日本における台湾独立運動の展開」に焦点を絞って研究を進めていく。

### 第三節 研究内容

#### 1. 日本における台湾独立運動の活動実態を究明すること

廖文毅、王育徳、史明など、多くの台湾人は日本を拠点として、台湾独立を目指して様々な政治活動をしてきた。どのような人物が台湾独立運動の活動をどのように展開してきたのか。その活動はいかなる影響を及ぼしたのか。各台湾独立運動団体の性格と特徴は何だろうか。これらの疑問から、本研究は日台双方の原始資料を利用し、第二次世界大戦後から1970年代までの日本における台湾独立運動の活動実態を究明する。

#### 2. 台湾独立運動にとって日本という空間の持つ意味の分析

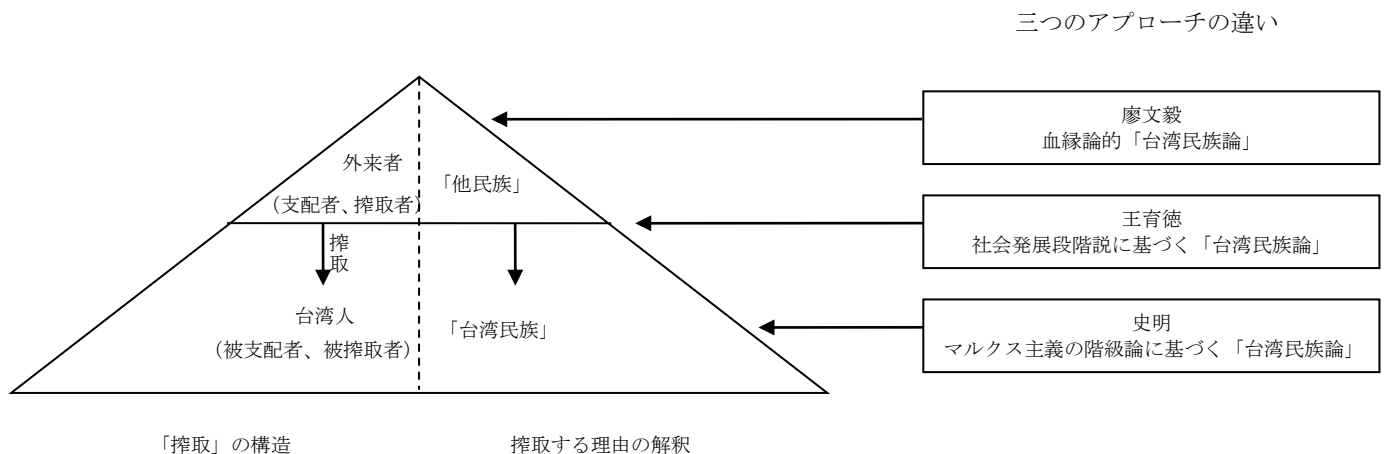
なぜ台湾人が台湾を植民地とした日本を独立運動の拠点として選んだのか。戦後各時期の台湾独立運動に対して、日本政府はどのような立場をとっていたのか。それは日本社会の台湾独立運動に対する考え方と完全に一致するものであるのか。当時の東アジア地域をめぐる国際政治情勢と関係するものなのか。本研究は日台双方の原始資料を利用し、日本における台湾独立運動と日本の各政治勢力または社会集団との関係を分析することを通じて、台湾独立運動にとって日本という空間がどのような意味を持っていたのかを明らかにする。

#### 3. 台湾独立運動家の思想的構造を解明すること

廖文毅、王育徳、史明などの台湾独立運動家が相次いで台湾独立運動を進めた。台湾独立運動を進めることには必ず正当性があると彼らは思っていたと考えられる。それでは、台湾独立運動家からみれば、台湾独立運動の正当性はいったい何だろうか。その正当性理

論はどのように解釈すべきか。台湾独立運動の思想的構造はいかなるものであるのか。本研究は下記の構造図を利用し、台湾独立運動の思想的構造の解明を試みる。

台湾独立運動の正当性理論としての「台湾民族論」の構造



#### 第四節 研究方法と使用資料

本研究では、以下のような資料を分析することによって研究を行う（現在発見した資料を中心に）。

- 外交記録「中華民國要人本邦訪問関係雑件 沈昌煥外交部長関係（公賓）」、「中華民國（国民政府）内政並びに国情関係雑件 政治、外交情勢定期報」など9点、日本外務省外交史料館に所蔵。
- 外交記録 Liao, Thomas Wen I; Sugamo Prison Records, SHEET No.SP-02401、日本国立国会図書館憲政資料室に所蔵。
- U.S. Government Printing Office (1949) , “The Far East: China”, *Foreign Relations of the United States*, Volume IX. アメリカ政府印刷局発行。
- 外交部档案「台湾独立運動」（一）～（二十六）など26点、台湾国家發展委員会档案管理局に所蔵。
- 外交部档案「拂塵專案附件」第11・12・17・18卷など4点、台湾国家發展委員会档案管理局に所蔵。
- 外交部档案「密不録由」など3点、台湾国家發展委員会档案管理局に所蔵。

- ・ 档案「偽台湾民主独立党；廖文毅」など6点、台湾中央研究院近代史研究所档案館に所蔵。
- ・ 陳儀深訪問、簡佳慧等記録『海外台独運動相關人物口述史』台湾中央研究院近代史研究所、2009年。
- ・ 陳儀深訪問、簡佳慧等記録『海外台独運動相關人物口述史（続篇）』台湾中央研究院近代史研究所、2012年。
- ・ 「台湾青年社」の機関誌『台湾青年』創刊号（1960年4月）から停刊号（2002年6月）まで、合計500号。
- ・ 史明口述史訪談小組『史明口述史一：穿越紅潮』行人文化實驗室、2013年。
- ・ 史明口述史訪談小組『史明口述史二：横過山刀』行人文化實驗室、2013年。
- ・ 史明口述史訪談小組『史明口述史三：陸上行舟』行人文化實驗室、2013年。
- ・ 史明『史明回憶錄——追求理想不回頭』前衛出版社、2016年。

これらの資料の中で、廖文毅に関する原始資料は全て筆者自身で日本、台湾における各資料保存機関を訪問し、見つけたものである。それは主に当時日本外務省の外交記録や中華民国政府外交部の記録文書などであり、その内容は信憑性が高い。

また、存在期間が最も長い台湾独立運動団体として、台湾青年社の最も主要な活動は『台湾青年』という機関誌を利用し、日本に留学している台湾人留学生への啓蒙運動、及び日本社会ないし国際社会に対する宣伝活動を展開し、台湾独立運動の理念をめぐる議論を重ねることだった。戦後台湾独立運動における重要な雑誌として、『台湾青年』は本研究において非常に大切な意義をもつものである。そのため、筆者は『台湾青年』創刊号（1960年4月）から停刊号（2002年6月）までの合計500号を全て収集して使用している。

今のところ、台湾の資料保存機関では史明に関する中華民国政府側の史料や档案を見つけていない。しかし2009年から2010年にかけて、台湾中央研究院の研究員及び台湾大学の教員が史明本人に数回インタビューし、史明の口述に基づいて『史明口述史』三冊を2013年に刊行している。また、史明自身は数十年の生涯を整理し、回想録である『史明回憶錄——追求理想不回頭』を2016年に刊行した。これらの資料は出版前に史明本人も数回にわたってチェックしたものであり、史明の思想と生涯をある程度反映したものだと考えられる。

## 注釈

- 
- <sup>1</sup> つまり、他国に正式に国家として承認されることである。
- <sup>2</sup> 戒厳とは、行政と司法の一部または全部を軍隊の権力下に移行させて統治することである。つまり、軍隊にすべての権力を与えるという非常時の統治形態である。台湾における中華民国政府は、国共内戦を共産党の「反乱」と定義し、武力による大陸部の領土奪還（反攻大陸）を目指した。そのため、1948 年から国民党政権は政府の統治が及ぶ範囲で戒厳令を敷き、政府・国民党に反対する人々を投獄するなどの人権侵害行為をする一方で、計画的に国内の経済政策を行い、国力を蓄積していった。
- <sup>3</sup> 1995 年 6 月、李登輝がコーネル大学での演説において、「大陸は中華人民共和国が有効に支配し、台湾にはこれとは別の国家である中華民国が存在する」と主張した。
- <sup>4</sup> 1999 年 7 月、李登輝がドイツの放送局ドイチェ・ヴェレ（Deutsche Welle）のインタビュー内で中台関係を「特殊な国と国の関係」と表現し、二国論を展開した。
- <sup>5</sup> 1996 年の台湾総統選挙の際には、「隠れ独立派」と疑われる李登輝の当選を阻むため、中国が台湾海峡において大規模な軍事演習を行った。それに対して、アメリカが空母 2 隻を台湾近海に派遣することで応じたことから、台湾海峡の緊張は一気に倍加した。
- <sup>6</sup> 中華人民共和国駐日本国大使館ホームページ（2005 年 5 月 12 日）「曾慶紅政治局常務委員、宋楚瑜親民党主席と会見・招宴」。  
(<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zt/www12/t195197.htm> 2014 年 6 月 3 日ダウンロード)
- <sup>7</sup> 1946 年 5 月、中華民国国民政府は南京に帰り、「南京国民政府」を唯一の政府とする中華民国を表明し、1947 年には中華民国憲法を制定、翌年には蒋介石を正式に中華民国総統に選出した（これ以後は「中華民国政府」と称する）。本論文は記述上の便利さのため、「国府」という名称を統一する。
- <sup>8</sup> 若林正文（2008）『台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会、128 頁。
- <sup>9</sup> 台湾アイデンティティとは、台湾人の意思を重視しつつ中華民国という国家が台湾に存在する状態を肯定する立場である。台湾アイデンティティは、台湾人の意思をゆるやかに包括する概念である。その中に、中国への対抗意識、台湾人意識、公民投票の実施、新

---

憲法の制定、台湾の国際的地位の向上、台湾を愛することなどの様々なものがある。

<sup>10</sup> 中時電子報（2014年6月6日）「虚幻的台湾优越感」。

（<http://www.chinatimes.com/newspapers/20140606000911-260109> 2014年7月7日ダウンロード）

<sup>11</sup> 新華網（2013年11月28日）「王建民：台湾經濟退歩 但不少人對大陸仍有制度優越感」。（[http://news.xinhuanet.com/tw/2013-11/28/c\\_125773228.htm](http://news.xinhuanet.com/tw/2013-11/28/c_125773228.htm) 2014年6月2日ダウンロード）

<sup>12</sup> 小笠原欣幸（2001）「台湾アイデンティティと『一つの中国』」、3頁。

（<http://www.tufts.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/paper3.html> 2014年6月2日ダウンロード）

# 第一章 マルクス主義への傾倒から台湾独立思想の誕生へ

## ——史明の台湾独立思想の原点について

### はじめに

2016年1月16日には第13期台湾総統選挙が行われる予定であり、投票直前の15日の夜を迎えた各陣営は、台北の各場所で「選前之夜（投票日前夜の大集会）」を開催した。そのなかで、最大野党である民進党は最高のロケーションとされる総統府前広場（凱達格蘭大道）の使用権を獲得した。その広場で、民進党候補の蔡英文・党主席は最後の演説を行い、有権者の支持を訴えていた。演説が終わった後、蔡英文は参加者たちに深くお辞儀をして礼を述べ、集会の雰囲気がクライマックスに達した。その際、注目されたのは、蔡英文がわざわざ台の下に座っている一人の高齢の男性に向けて、微笑みかけながら手を振っていたことである。その人物は白髪頭であり、ステッキを握って車椅子に腰掛けながら、蔡英文に向けて手を振っていた。

この人物は誰であろうか。

彼の名前は史明という。周知のとおり、史明は台湾の歴史家であり、台湾独立運動家でもある。1950～1960年代、多くの台湾独立運動団体は日本を拠点とし、台湾独立を目指して様々な活動に取り組んできた。そのなかで、史明が結成した「独立台湾会」は積極的に台湾島内の地下活動に携わった。しかしながら、世間に一般的に知られていないことではあるが、台湾独立運動を開始する以前、史明はマルクス主義と反帝国主義の理想を追求し、中国大陆で中国共産党による抗日運動にも参加したことがある。これは興味深い点であろう。日本統治下の台湾で生まれた史明は、なぜマルクス主義の理論に惹かれたのか。また、なぜ中国共産党の指導する抗日運動に参加したのか。そして、なぜ中国共産党と決別して台湾独立運動の道へと邁進したのか。こうした経緯のなかで、史明の政治思想はどのように形成されてきたのか。

管見の限り、先行研究ではこれらの疑問について詳しい分析は行われていない。本章は一次資料<sup>1)</sup>に基づいて、それらの問題を解明し、マルクス主義への傾倒から台湾独立思想の誕生へと変化したということを分析することによって、史明の台湾独立思想の原点を考察するものである。このような視点は決して単なる史明個人のケースだけではなく、多く

の台湾独立運動家の思想的背景を究明する上でも役立つと考えられる。

## 第一節 マルクス主義と台湾の民族解放——「抗日」への道のり

1942年9月、早稲田大学留学中の史明は東京から上海に渡り、地元の中国共産党系組織に入った。日本留学以後、長期にわたってマルクス主義による階級闘争の理論に惹かれてきた史明は、日中戦争の主戦場になった中国大陆に渡って帝国主義日本に抵抗することによって搾取される台湾民族を解放しようと決意した。それでは、どうして史明はそのような考え方を持つようになったのか。また、史明はどのようにマルクス主義の理論に傾倒してきたのか。そして、これは彼の早稲田大学での留学と何か関係があるのだろうか。本節はこれらの疑問に答えることによって、史明が日本から中国大陆に渡って中国共産党による抗日運動に参加したことにおける思想動機形成の軌跡を明らかにすることを目的とする。

### 1. 日本におけるマルクス主義との出会い

早稲田大学に入る前は、史明はマルクス主義についてあまり知識を持っていなかった。大学では、日本語が堪能な史明は、周りの日本人教師や同級生と円滑に付き合っていた一方で、歴史や政治学に関する書籍を通読し、マルクス主義や無政府主義に関する多くの作品を読みはじめた。だが、当時ファシズム化していた日本政府の思想統制政策によるイデオロギー的制限が厳しくなっていたため、公の場にマルクス主義や無政府主義などを論じることが困難になっていた。三年生の時、同級生の大柴滋夫<sup>2</sup>の紹介で、史明は「早稲田大学マルクス主義理論読書会」という団体に加入した。その読書会には、マルクス主義に惹かれた学生が集まっており、いつもこっそりとマルクス主義に関する書籍を読んだり議論したりしていた。そこで、史明は左翼思想、特にマルクス主義による階級闘争の理論に対する理解を深めていったのである。

史明は理論上及び実践上ではマルクス主義が最も正確な思想体系であり、特にマルクス主義による階級闘争の理論は、帝国主義日本によって搾取されている台湾民族を解放することに対して解決策を提供すると考えていたのである<sup>3</sup>。マルクス主義では、これまでのすべての社会の歴史は、自由人と奴隷、都市貴族と平民、領主と農奴、ギルド仲間と職人などの、隠然または公然の階級闘争の歴史であるとされ、近代社会はブルジョワジーと

プロレタリアートにますます分裂しつつあるとされた。マルクスは、プロレタリアートがブルジョワジーに対する闘争において、必然的に団結して階級になり、革命を通じて自ら支配階級となり、支配階級として強力的に、旧生産諸関係を廃止するとすれば、同様にそれは、この生産諸関係とともに階級対立の、階級の一般存在諸条件を廃止し、そしてそうすることにより、それ自身の階級としての支配を廃止する。古いブルジョワ社会及びその諸階級と階級諸対立のかわりに、一つの連合体が現れるのであり、そこにおいては各人の自由な発展が、すべての人々の自由な発展の条件なのであるとした<sup>4</sup>。

支配される人々を解放するというマルクス主義の性質は、当時帝国主義日本によって植民地化されていた台湾が直面する諸問題を解決するうえで有効であったと考えられる。なぜならば、当時、ロシアの十月革命の勝利に影響され、マルクス主義の理論が台湾社会の現状も改善することができると思われていたため、台湾民族解放運動に従事する台湾の知識人がマルクス主義を台湾に導入したからである。例えば、史明の父の林済川が編集者を務めた『台湾青年』<sup>5</sup>の創刊号において、林呈禄<sup>6</sup>は次のことを述べていた。「経済上では、封建制度の崩壊によって、資本主義の社会組織が揺るいでいる。現在はプロレタリアートが台頭する時代である。」<sup>7</sup>当時、このようなプロレタリアートの役割を強調する文章はよく掲載されていた。さらに、1927 年から、台湾文化協会内部の左右両派の対立が表面化し、結局分裂した。そのなかで、台湾文化協会の主流派を占めた左派の勢力がマルクス主義を揚げることに不思議はないが、自らの正当性を主張するために、右派の勢力もマルクス主義に理論的な根拠を求めていた<sup>8</sup>。ここからみれば、当時台湾の知識人はマルクス主義の理論を高く評価し、その理論を台湾民族解放運動に導入しようとしていたと考えられる。

マルクス主義の唯物史観によると、人間社会にも自然と同様に客観的な法則が存在しており、封建社会から資本主義社会へ、資本主義社会から共産主義社会へと、歴史はその発展段階が移行していくとされている。当時の史明にとって、封建社会は中華民国政府（以下、国府と略す）統治下の中国大陆であり、軍閥が混戦しており、国民の生活水準も悪く、自由も制限されていた。資本主義社会は日本統治下の台湾であり、経済は相対的に成長していたが、民主制や自由主義の見通しが立っていなかった。また、マルクス主義の理論によると、一個人が他の個人によって搾取されることが廃止される程度に応じて、一民族の他民族による搾取も廃止される。民族内部での階級対立の消滅とともに、諸民族の敵対的な関係も消滅する<sup>9</sup>。この点に関して、マルクスは民族と民族の間に搾取があるというこ

とを認識していたが、根本的な解決策は階級闘争だと考えていた。その一方で、レーニンによれば、資本主義の最高の段階は帝国主義である。国の勢力や領土などを広げるために、強い民族国家は対外進出し、弱い民族国家を植民地にしようと主張していた。したがって、コミンテルンは植民地での民族解放運動を支持していた。そのため、マルクス主義と民族解放運動の間には繋がりができたと考えられる。史明も、帝国主義日本に抵抗することは台湾民族を解放することと同じ意味を持っていると思っていた<sup>10</sup>。マルクス主義への理解の深まりにともなって、マルクス主義を実践して台湾民族を解放しようという史明の考えはますます強くなっていた。当時、日中戦争勃発後、中国大陆が日本軍に抵抗する主戦場になっていたが、帝国主義日本を台湾から追い出すため、まず中国が必ず日中戦争に勝利しなければならないと史明は考えた。彼が中国大陆に渡ってマルクス主義を提唱する中国共産党による抗日運動に参加するのは、台湾の民族解放のためであり、いわゆる「抗日救台」というのである<sup>11</sup>。ここからみると、台湾の民族解放のために、史明はまず中国大陆で帝国主義日本に抵抗しようとしたと考えられる。

事実として、1942年9月、史明は東京から上海に渡り、地元の中国共産党系組織に入った。なぜ史明はマルクス主義を中国大陆で実践して抗日運動に参加しようと決意すると、すぐに地元の中国共産党系組織に入ることができたのか。これは早稲田大学留学中に知り合いとなった中国人留学生による援助の結果である。当時、日本政府によるイデオロギー的制限が厳しくなり、マルクス主義が非合法な思想とされていたため、早稲田大学マルクス主義理論読書会の活動は秘密裏に行われていた。史明がその読書会に加入した後、同会の会員である中国出身の沈さん<sup>12</sup>と知り合った。交流の深まりにともなって、沈さんが中国共産党によって日本に派遣されてきたということが史明に分かった。史明がマルクス主義を実践しようという考えに沈さんが気づいたため、沈さんはできるだけ史明を助けた。その後、史明は沈さんの手配によって上海に渡ったのである<sup>13</sup>。

以上のように、早稲田大学に留学しているうちに、史明はマルクス主義による階級闘争の理論に惹かれ、その理論を踏まえて台湾の民族解放のために、中国大陆で帝国主義日本に抵抗するという道を歩き出したのである。ここからみれば、早稲田大学留学の経歴は史明の進路に対して非常に重要な影響をもたらしたと考えられる。それでは、史明はどのように早稲田大学留学の道を選択したのか。

## 2. 日本統治下の台湾と両親からの影響

1936年3月、史明は自ら日本に渡って日本の大学に入ろうとしていた。政治や歴史に対して強い興味を持っていたため、早稲田大学政治経済学部に出願し、翌年の入学試験に合格した。数多くの大学のなかで、なぜ史明は早稲田大学を選んだのか。当時、日本の大学は国立大学と私立大学に分けられていた。国立大学は東京帝国大学を代表として、私立大学は早稲田大学と慶応義塾大学を代表とする。東大卒業生の多くは政府機関の官僚になるが、早大卒業生の多くは大衆運動に従事するまたは反政府活動に参加するのである。特に1930年代の早稲田大学では、自由主義や反骨精神を唱える雰囲気は濃く、左翼思想も流行っており、イデオロギー的には日本政府と異なっていた。ただし、当時日中戦争がすでに勃発しており、ファシズム化していた日本政府は国民への思想統制政策をとっていたため、マルクス主義などの左翼思想への制限は厳しくなっていた。このような厳しい局面であったにもかかわらず、史明が早稲田大学留学を選択したという事実は、彼自身の反骨精神を反映したものであろう。史明の口述によると、早稲田大学に留学するという選択は彼の父による影響の結果であり、加えて、台湾にいた時、彼は常に『文藝春秋』、『中央公論』や『改造』<sup>14</sup>などの雑誌で早稲田大学教授の文章を読んでいたため、すでに将来早稲田大学に留学しようと決意していたのである<sup>15</sup>。

ここからみると、史明の早稲田大学留学は、彼自身の家庭背景や成長する環境と大きな関係があると考えられる。それでは、史明はどのような家庭環境の下で成長してきたのか。そして、その家庭環境は史明をどのような人物に養成してきたのだろうか。

1918年11月、史明は台北の士林で生まれた。史明というのはペンネームであり、本名は施朝暉である。母の施氏は士林の富豪の地主出身であり、豊かな暮らしを送っていた。母の実家には男の子がいなかったため、史明は生まれてから母の苗字(施)に従っていた。史明の母は伝統的な女性であり、『三字経』や『論語』などの中国の伝統的な知識に通暁しており、中国古代の詩にも精通していた。小さい史明もこの母から多くの漢字や中国の古典などを学んでいた。また、母は将来史明が医師になることを期待していた<sup>16</sup>。このことからみると、母の施氏は中国の伝統的文化を重視し、安定した生活を望んでいたと考えられるだろう。

史明の父の林済川は台中の農家出身であり、若い頃に日本の明治大学に留学したことがある。日本滞在中に、林済川は台湾民族解放運動を推進する団体である「新民会」<sup>17</sup>に参加し、新民会の機関誌である『台湾青年』の編集者を務めていた。日本留学が終わって台湾に戻った後にも、林済川は台湾文化協会<sup>18</sup>による抗日運動に携わっており、同協会の

指導者である林献堂<sup>19</sup>や蔣渭水<sup>20</sup>などの台湾民族解放運動家と知り合いになり、親しく付き合っていたのである。したがって、史明は小さい頃から彼らのような台湾民族解放運動家と身近に接しており、台湾文化協会による講演会などの活動を目の当たりにしたこともある<sup>21</sup>。こうしたことからみれば、当時、林済川は台湾人エリートとして、帝国主義日本に抵抗して台湾民族解放運動を支える思想を持っていたため、幼年期の史明もその思想から大きな影響を受けたと考えられる。史明の口述によると、その父の世代の運動は現在の台湾独立運動に対しても重要な経験となっていると考えている<sup>22</sup>。

1926 年、史明は台北における士林公学校に入った。だが、一年後、彼は建成小学校に転校した。なぜならば、小学校に入ったら将来医師になる可能性が高くなると史明の母が考えたからである。当初、日本統治下の台湾では、台湾総督府は初等教育を実施するために小学校を開設したが、その教育を受けられる対象は主に日本籍児童であった。なお、台湾籍児童に対しては公学校、原住民児童に対しては蕃童公学校を設置し、初等教育を施した。台湾人が日本人向けの小学校に入ることは禁止されていたわけではなかったが、非常に難しかった。台湾人が小学校に入学しようとする場合、入学試験で優秀な成績をとることはもちろん、児童の家庭背景も審査を受けなければならない。史明は成績は優秀であったが、父の林済川が台湾文化協会の会員であって抗日運動にかかわっていたことは、史明の建成小学校への入学に暗い影を投げかけていた。幸いなことに、建成小学校の後藤校長は、子供の前途は大人の影響を受けないと思っていたため、史明の入学を許可した<sup>23</sup>。建成小学校では日本人学生は多かったが、史明は常に優秀な成績をとっていた。小学校卒業後、史明は台北第一中学校に入った。中学校で、史明は徐々に歴史や政治に対して興味を強め、常に『文藝春秋』、『中央公論』や『改造』などの雑誌を読んでいた<sup>24</sup>。

こうした経験からみると、史明は幼年期から良好な教育を受け、幅広い知識に触れることができた。そのなかで、母による伝統的な中国文化だけではなく、父による反植民地主義的思想や反日思想にも影響され、史明自身の反骨精神（反植民地主義的思想や反日思想ともいえる）が徐々に出てきたと史明は述べている<sup>25</sup>。さらには、父のような台湾文化協会の会員からの影響によって、小さい頃にも「われわれ台湾人は二等国民である」という意識をすでに持っており、『中央公論』や『改造』などの雑誌を読むことによって、民主や平等に関する意識を持つようになっていたというのである<sup>26</sup>。ただし、史明は反日思想が芽生えていたが、小学校や中学校の時に日本人教師や学生に差別されたことはなく、うまく付き合っていたため、日本人に対する反感はなかったとしている。つまり、思想上

での反日意識、現実上での日本人との良好な付き合いという矛盾した環境の下で、史明は徐々に成長したのである<sup>27</sup>。

### 3. 台湾人アイデンティティと反植民地主義的思想の誕生

史明が生まれてから彼の政治思想が形成されるまで、台湾は日本によって統治されていた。そのため、厳密に言えば、法律上では史明は日本の国民とみなされる。小学校から日本語や日本文化を勉強することが、彼の日本社会への溶け込みを可能にできたと考えられる。また、史明の家庭背景や豊かな経済状況は、台湾の植民地化による生活上の困難を最小限にすることができただろう。そして、台湾においても日本においても彼が日本人によって差別されたことはなかったため、精神的な被害もなかったと考えられる。こうした経験からみれば、史明は日本に対する反抗的な意識を捨てて法律上でも精神上でも完全な日本人になることを選ぶことができただろう。しかしながら、史明の生涯からみると、彼は日本社会への溶け込みに努力した一方で、反抗的な意識や行動は諦めなかったのである。このようなやり方は矛盾のようになっただろう。

植民者である日本に対して、史明の矛盾した行動はどのように解釈できるのか。当時、台湾は下関条約に基づいて清王朝から日本に割譲されてから数十年間が過ぎていた。植民地化されているうちに、台湾人の中国人アイデンティティは揺るいでいた。このような社会的背景の下では、自身のアイデンティティに対する台湾人の感覚は流動的である。つまり、本来の中国人身分の喪失、植民地化されるという現実、日常生活で受ける日本文化など、一連の衝撃が台湾人の生活に進入することによって、逆に独自の台湾人アイデンティティが呼び覚まされた。史明の場合、幼年期から、家族から中国文化の影響を受けた一方で、日本式教育も受けてきた。これにより、史明のアイデンティティ上では、中国と日本に対する感情が混雑していたと考えられる。ただし、史明は中国への親近感があった一方で、日本社会への溶け込みを実現させなかったが、逆に反抗的な役割を果たした。こうしたことからみれば、史明は自己のアイデンティティを考え直し、台湾の民族解放、いわゆる「当家作主（主人公になること）」という意識が徐々に形成されてきたと考えられるだろう。このような意識は、のちに中国大陆で抗日運動に参加するという史明の選択に対しても無視できない影響をもたらしたと考えられる。

## 第二節 「抗日救台」から「台湾独立」へ——手段と目標

1949年4月、史明は複雑な経路を経て中国本土の各地を転々とした後、中国共産党解放区<sup>28</sup>（以下、中共解放区あるいは解放区と略す）から逃れて最終的に台湾に戻った。その後、史明は台北郊外の山上で「台湾独立革命武装隊」を組織しはじめ、それから数十年にわたる台湾独立運動の道を歩き出したのである。これは史明の人生の方向における決定的な選択であり、極めて重要な転換点ともいえる。それでは、中国大陆で抗日運動に参加しようと決意した史明はどのように抗日運動に携わっていたのか。そして、どうして最終的に中国共産党と決別して台湾独立運動の道へと邁進したのか。本節はこれらの疑問を解明することによって、史明が中国共産党による抗日運動、いわゆる「抗日救台」から「台湾独立」を主張するようになったという過程を究明することを目的とする。

### 1. 中共への憧れから反感へ

上海に着いた後、まず史明は地元の中国共産党系組織による短期訓練を受けた。その後、彼は蘇州に派遣され、情報収集に関する仕事、いわゆる「地下工作」に従事することになった。当時、上海を中心とする華東地方は日本軍によって占領されていた。日本統治下の台湾で成長し、かつ日本留学の経験を持つ史明の話し振りが振る舞いは非常に日本人らしいため、彼は地元の政府側との関係を密接にできた。このことによって、蘇州、上海、南京などの様々な社交的な場で日本人官僚や軍人と付き合うことを通じて情報を収集していた。だが、共産党によって任せられた仕事を積極的に果たしていた史明の考えはどうだったのか。史明の口述によると、彼が中国大陆に行って抗日運動に参加するのは、マルクス主義に基づいて、日本人による台湾人への搾取という階級問題を解決するためであり<sup>29</sup>、日本軍を侵略者とみなしていた<sup>30</sup>。ここからみると、当時、史明自身の台湾人アイデンティティはますます明確になっていたと考えられる。なぜかといえば、中国大陆に来る前に台湾民族を解放しようという理想を史明は持っていた一方で、現地で中国人と台湾人との日常生活上の違いをはっきりと感じていたからである。彼は以下のことを例として繰り返してあげている。

ある日、上海の町で私〔史明〕がある中国人男性の足を踏んでしまった。私がすぐ謝罪したが、その人は全然譲らなかった。私は地元の方言があまり得意ではなかつ

たため、その人が何を言っているのかは分からなかった。だが、周りの人たちは取り囲んで見ていただけであり、誰も助けてくれなかった。結局、私がお金をその人に出して問題を解決した。その後、私はその事情を中国人同僚に伝えた。だが、「その人に謝罪する必要はなく、直接その人を声高に叱ったらいいいのに」とその同僚は教えたのである<sup>31</sup>。

台湾や日本での場合、仮にそのような状況にあったら、互いに譲りあえば問題はすぐなくなるが、中国でそのやり方は無理であると史明はしている。このような些細なことに、史明は中国大陆でよく遭遇した。こうした経験を通じて、中国人と台湾人は文化やマナーに大きな違いがあることが史明には分かった<sup>32</sup>。

史明に影響を与えたもう一つのことは、彼の弟の日本軍への加入である。1942 年末、史明の弟である林朝陽が中国大陆に渡り、史明を探しに来た。当時太平洋戦場で日本軍の情勢は徐々に悪くなっており、兵員不足のため、すべての適齢期の若者が必ず軍隊に加入しなければならなくなっていたのである。軍隊に入りたくなかったため、林朝陽は日本から逃走し、複雑な経路を通じて上海に着いた。しかしながら、上海に来てから間もなく林朝陽の考えが変わり、結局日本軍に加入した。その後、史明が林朝陽にその理由を聞いたが、林朝陽ははっきりと答えなかった。史明の推測によると、当時、第二次世界大戦により、激しく変動していた局面に直面したため、台湾人若者の気持ちは落ち着けなく、いらいらしており、未来に対しての希望がまったく見えなかった。自分が自分の将来を決められないため、若者の考えは現実によって変化しやすくなったのである<sup>33</sup>。したがって、台湾の同じ家庭から中国大陆へ来た兄弟の二人である史明と林朝陽は、戦争のため、結局敵対していた双方になってしまったのである。これは悲劇だと言わざるをえない。この史明家族のことも当時多くの台湾人の悲劇の縮図だといえるだろう。

1942 年から 1945 年までの約三年間、史明は上海周辺で諜報員を務めた。1945 年 8 月 15 日、昭和天皇による玉音放送によって、日本が連合国に降伏した。日本敗戦の情報は間もなく中国全土に広がった。これに対して、多くの中国人は非常に喜び、史明も同じく喜んでいたが、一瞬の喜びの後、史明は漠然となってしまった。なぜならば、史明は帰属意識がないと感じたからである。つまり、普通の中国人は日本人侵略者を打倒した後、自分の故郷を再建することができると期待していた。しかしながら、日本統治下の台湾で成長して日本式教育を受け、かつ日本で数年間留学してきた史明の記憶に留めることの多く

は、日本人や日本社会に関わっていた。「日本が負けた。私はどうするのか」と常に悩んでいたというのである<sup>34</sup>。

1945年11月、史明は地元の中国共産党系組織によって北平に派遣され、北平に約五ヵ月滞在していた。史明の口述によると、当時、日本人が侵略者だと思っても、敗戦によって未来が見えない日本人になんとか同情していた。そのため、彼は在北平日本大使館に行って日本人職員たちとよく付き合っていた。さらに、大使館の日本人女性職員である平賀協子と出会い、長期にわたって一緒に生活を送ってきた。また、史明の弟である林朝陽が敗戦した日本軍と一緒に日本に送還された。この一連のことは、史明に自身の日本との絆が容易に切られないことを強く意識させたのではないかと考えられる。

日中戦争終了後、史明は中共解放区に行こうと決意した。なぜならば、日中戦争は終わったが、台湾の民族解放はまだ実現できていないため、革命運動を続けていくべきだと史明は考えたからである。また、革命的な解放区はいったいどのようなところなのか。史明はずっと解放区を見学することを期待していた<sup>35</sup>。1946年4月、史明は北平付近の中共解放区である張家口、いわゆる晋察冀軍区に派遣された。だが、解放区に入ると、彼の行動が監視されるようになった。つまり、どこに行っても、銃を持つ兵士が彼を尾行するようになった。これは、解放区に来る前に史明の上司が教えてくれた自由な生活という期待とは違っており、史明は不満を感じた。続いてきたのは繰り返される質問であり、質問の内容は主に過去の経歴についてであった。つまり、地元の中国共産党系組織は史明のような共産党員でない人に対して不信感を持っており、繰り返す質問を通じて、同志か敵かを判別しようとしたのである。その後、史明は華北聯合大学<sup>36</sup>（以下、聯大と略す）に入って思想政治教育を受けた。思想政治教育というのは、『解放日報』のような共産党の機関紙や毛沢東のような共産党指導者の文章などを研究することによって、自己の出身や経歴と照らし合わせて反省し、悪いところを挙げて自己批判をすることである。とにかく、国民党統治下の地区から解放区に入った若者たちのなかでは、資本家や地主出身の人が多く、また国民党員だった人も少なくなく、これらの人たちは厳しく批判されていた。偶に、そのような厳しい批判に耐えられない人が自殺したこともある。この一連の事情は、解放区に来る前に史明が想像したことと大きく違っており、人間性ではないというのである。史明が理解するマルクス主義の重要な要素は、人間性を再建し、人間の自由と平等を守ることである。つまり、解放区での見聞によって、史明は共産党への反感を持つようになっていたというのである<sup>37</sup>。

## 2. 理想への幻滅——中共との決別から台湾独立の道へ

聯大での思想政治教育を受けた後、史明は蒙疆銀行<sup>38</sup>に配属され、日本人が残した日本語の資料を整理することを仕事としていた。だが、国共内戦<sup>39</sup>が勃発したため、間もなく張家口に駐在する中国共産党の組織や軍隊は移動せざるをえなくなった。当時、国府は台湾を接収した後、台湾各地で台湾人兵士を募集し、国民党軍の第70軍に編成していた。第70軍は華北の戦場に派遣されて共産党軍と戦い、多くの台湾人兵士の死傷者が出たのである。また、捕虜になった兵士が共産党軍に再編され、再び戦場に投入されて国民党軍と戦っていた。新聞でこのような事情を知った史明は非常に悲しく、台湾人は自らの運命を決めることがまったくできないと深く感じていた。それと同時に、自身の台湾人アイデンティティが改めて喚起され、台湾人の運命はやはり自分たちで決めなければならないと思っていたのである<sup>40</sup>。

そのような台湾人兵士の悲惨な境遇を改善するために、1947年頭、「捕虜になった台湾人兵士を再編し、政治訓練をし、将来台湾に派遣するとすれば、重要な役割を果たせるだろう」と史明は上司に提言した。史明のアドバイスは共産党指導部に重視された。間もなく、史明を晋察冀軍区から晋冀魯豫軍区（邯鄲）に転勤させて「台湾隊」を組織させるという命令が出たのである。しかしながら、転勤の途中で見たことは、さらに史明に大きなショックを与えた。当時、解放区においては土地改革運動<sup>41</sup>が行われていた。そのやり方といえば、共産党の幹部が、多くの農民を集め、地主及びその家族を村の広場に引きずり出し、村人たちに裁判を開かせるというものであった。この裁判でも農民たちが協力していた。農民たちは地主の罪状を次々とあげて糾弾し、そして死刑判決が下され、地主を地面に跪かせて処刑したのである<sup>42</sup>。

土地改革運動中には、地主や富農と判別された人々への「批闘（公然と非難することなどを含む集団リンチ）」は厳しかった。例えば、1947年9月24日、晋綏辺区農会臨時委員会 は『晋綏日報』に「告農民書」という公文書を掲載した。この公文書は内容が極左的であり、晋綏地区だけではなく、各解放区にも大きな影響を与えた。この公文書には、次のことが述べられていた。「地主階級のなかで、極悪非道の大悪人及びその関係者に対して、どのような人であっても、みなは自分の考えに基づいてどのように処罰しても大丈夫である」。それから、各解放区は「告農民書」のような公文書を次々と公布し、農民たちに地主及びその関係者への厳重な処罰を呼びかけていた。これによって、多くの地主及びその

関係者だと思われた人々は農民たちによって暴力で処罰され、その財産も勝手に処分されたのである<sup>43</sup>。

このような地主及びその関係者への厳重な「批闘」を多く見た史明は非常に驚き、共産党に対する期待がなくなり、離れたくなったというのである<sup>44</sup>。

1947年7月、史明の提言によって台湾隊が成立した。台湾隊の人事について、広東出身の蔡公狄が隊長に、海南出身の林施均が指導員に、吉林出身の辛喬及び史明が政治教員に任せられた。なぜ台湾出身の史明が隊長にならなかったといえ、彼が共産党員ではなかったからである。これ以前、共産党の幹部が史明に数回共産党への加入を勧めたが、史明が婉曲に断ったのである。そして、1948年初、国共内戦における共産党軍の勝利にともなって、北平や天津などの大都市以外、華北地方はほぼ共産党が掌握した。晋察冀軍区と晋冀魯豫軍区が合併されて華北軍区になったのにもな、台湾隊は石家荘に移転し、「華北軍政大学幹部総隊第一大隊」に再編された。人事上では変化がほぼなかったが、廖先景という台湾出身の客家人が副隊長に任せられた。その後、それらの幹部は徐々に台湾人への分裂政策を講じ、「客家人にはホーロー人<sup>45</sup>を打たせ、ホーロー人には客家人を打たせ」ようというのである。この分裂政策を通じて、台湾隊をさらにうまく管理しようとした<sup>46</sup>。このような台湾人の境遇は、史明の「台湾人は必ず自分で自分の運命を決めなければならない。共産党系組織を離れよう」という考えを一層強めたのである<sup>47</sup>。この考えによって、史明は繰り返して上司に「少し休みたい、学校に行って勉強したい」と要請していた。それによって、1948年末、地元の中国共産党系組織は史明を華北軍区招待所に移動させ、次の仕事を待たせるようになった。その後、1949年4月、きちんと準備したうえで、史明は平賀協子と一緒に複雑な経路を経て、中共解放区から逃れて最終的に台湾に戻ったのである。

以上のように、中共解放区に入った後、行動の自由に対する制限、思想政治教育による国統区から来た若者への批判、台湾人兵士の犠牲、土地改革運動中の地主階級に対する厳重な「批闘」、共産党の幹部による台湾人への分裂政策などの現実によって、本来持っていたマルクス主義を中国大陆で実践し、中国共産党による抗日運動に参加することによって台湾民族を解放するという理想に、史明は完全に幻滅してしまったのである<sup>48</sup>。そして、台湾の独立という考えは、こうした経験の中で強くなってきたと考えられる。

1949年5月、中国本土の各地を転々とした後、史明はようやく故郷である台北の士林に戻った。幸いなことに、彼の家族はみな安全に生活を送っていた。だが、国府による土

地改革のため、大量の家族の所有地が国府によって徴収され、家庭の経済状況は悪くなっていた<sup>49</sup>。また、二・二八事件以後、国府は知識人を中心に本省人<sup>50</sup>大量粛清を行い、本省人の勢力を抑えるとともに、これと前後して「動員戡乱時期臨時條款」<sup>51</sup>の制定による憲法の凍結や戒嚴令施行、政党結成の禁止など、本省人に対する一連の政治的な締め付けを打ち出した。多くの本省人家庭は、家族が政治的な理由で投獄・殺害されるという恐怖にさらされていた。日本の植民地統治から離脱して自分たちの国が作れるものと思い、当初国府に大きな期待を抱いていた本省人らは、やがてその現実には深く失望するようになり、本省人の間で社会的不満が増大した。また、社会的に優位な立場に立つこととなった外省人<sup>52</sup>が、植民地統治時代に日本の皇民化教育を受けた本省人を蔑視するような態度をとったことなどにも起因し、両者間で相互不信が増大し、社会的な亀裂が深まった。このような状況を改善するために、マルクス主義を信仰する史明は、台北郊外の山上で「台湾独立革命武装隊」を組織しはじめ、それから数十年にわたる台湾独立運動の道を歩き出したのである。

### 第三節 結論

史明の生涯を振り返ると、彼の行動軌跡は台湾、日本、中国の間で移動していた。多重の文化的背景の下で成長してきた彼は、幼年期にも台湾民族解放運動を支えていた父の林済川による反植民地主義的思想や反日思想から大きな影響を受けた。また、いつも好成績をとっていた史明は、歴史や政治に関する知識を幅広く吸収し、日本によって植民地化されていた台湾の現状への不満のため、反日思想が芽生えたのである。早稲田大学で、史明はマルクス主義に惹かれ、特にマルクス主義による階級闘争の理論は、帝国主義日本によって搾取される台湾民族を解放することに対して解決策を提供すると考えた。そのため、史明は帝国主義日本に抵抗することによって台湾民族を解放するという考え方を持つようになったのである。ただし、当時、そのような理想を実現させるためには、日本人植民を台湾から追い出さなければならない。したがって、史明は日中戦争の主戦場になった中国大陆に渡り、マルクス主義を提唱する中国共産党による抗日運動に参加した。しかし、中国共産党解放区に入った後、行動の自由に対する制限、思想政治教育による国統区から来た若者への批判、台湾人兵士の犠牲、土地改革運動中の地主階級に対する厳重な「批闘」、共産党の幹部による台湾人への分裂政策など、彼の期待と大きく異なっていた。この現実

によって、本来持っていたマルクス主義を中国大陆で実践し、中国共産党による抗日運動に参加することによって台湾民族を解放するという理想に、史明は完全に幻滅してしまったのである。加えて、台湾の民族解放に対する解決策とは、台湾人自らによって台湾の独立を実現させるということにほかならないということをようやく史明は理解したのである。そのため、彼は中国共産党系組織を脱退し、中国大陆から台湾に戻った。台湾民族を解放するために、故郷である台湾の運命を台湾人自らで決めるという理念に基づいて、数十年にわたる台湾独立運動の道へと邁進したのである。

本章は、戦後台湾独立運動の指導者である史明を例にして、彼がマルクス主義に傾倒したことから台湾独立運動を開始する経緯を明らかにした。しかし注目すべきことに、史明の歩んだ道は決して特殊な事例とはいえない。廖文毅や李登輝など、多くの台湾独立運動に従事する人々は中国共産党とかかわりを持っていた。これは決して偶然なことではない。つまり、彼らに共通しているのは、台湾の人々が平等な地位を手に入れ、自らの命運を自分で決められるような権利を手に入れることを究極の目標としていることである。そして、搾取される人々の解放を目指すマルクス主義を掲げる中国共産党の抗日運動に身を投じることは、その手段にすぎなかった。同じ意味で、その幻想に幻滅した後、誕生した台湾独立の思想と運動も、その手段の一つであったといえるのではないだろうか。

## 注釈

- 
- <sup>1</sup> 主に 史明口述史訪談小組（2013）『史明口述史一：穿越紅潮』、行人文化実験室 と 陳儀深ほか（2012）『海外台独運動相關人物口述史（続篇）』、中央研究院近代史研究所 を指す。特に、『史明口述史一：穿越紅潮』は史明自身の口述に基づいて、事実在即した記録である。信憑性が高い。
- <sup>2</sup> 大柴滋夫（1917～1998）は、戦後日本の政治家である。衆議院議員（1960 年の第 29 回、1963 年の第 30 回、1972 年の第 33 回、1976 年の第 34 回、合計 4 期）、社会民主連合の副代表を務めた。
- <sup>3</sup> 史明口述史訪談小組（2013）『史明口述史一：穿越紅潮』、行人文化実験室、90 頁。
- <sup>4</sup> マルクス・エンゲルス著〔水田洋訳〕（2008）『共産党宣言』講談社、46-47 頁。
- <sup>5</sup> 『台湾青年』は、台湾民族解放運動を推進する団体である新民会の機関誌である。新民会については、注 17 を参照。
- <sup>6</sup> 林呈禄（1886～1968）は台湾の小説家であり、日本統治時代には台湾議会設置請願運動を推進し、『台湾青年』雑誌社の幹事を務めた。
- <sup>7</sup> 林呈禄（1920）「新時代に処する台湾青年の覚悟」『台湾青年』第 1 巻第 1 号、30 頁。
- <sup>8</sup> 黄頌顕（2008）『台湾文化協會的思想与運動（1921～1931）』海峡学術出版社、124 頁。
- <sup>9</sup> マルクス・エンゲルス著〔水田洋訳〕、前掲書、42-43 頁。
- <sup>10</sup> 陳儀深ほか（2012）『海外台独運動相關人物口述史（続篇）』中央研究院近代史研究所、8 頁。
- <sup>11</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、92 頁。
- <sup>12</sup> 「沈」という中国共産党員について、詳細が不明である。
- <sup>13</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、95 頁。
- <sup>14</sup> 『改造』は、1919 年、日本で山本実彦によって結成された「改造社」が発行していた、社会主義的な評論を多く掲げた総合雑誌である。1955 年に廃刊となる。
- <sup>15</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、64 頁。
- <sup>16</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、34-36 頁。
- <sup>17</sup> 新民会は、1920 年、林献堂、蔡惠如をはじめとする、東京における台湾人留学生によって結成された政治運動団体である。その後、新民会は日本と台湾の反日勢力を連合させ、

---

台湾議會設置請願運動を推進した。

<sup>18</sup> 台湾文化協会は、日本統治下の台湾において 1921 年に設立された文化的啓蒙を目的とする民間団体である。同協会の目的は、台湾人が文化活動に従事し、その活動の質を高めていくことを強く奨励するという文化啓蒙活動であった。しかしながら、同協会と同年に始まった台湾議會設置請願運動という政治的な活動は車の両輪のように台湾社会を奮発させ、台湾人の自己向上へ導いた。台湾の抗日運動機関ともみなされる。同協会の最も影響力のあった活動は、1923 年から 1927 年まで台湾各地で行われた講演会や講習会である。

<sup>19</sup> 林献堂（1881～1956）は、日本統治下の台湾における民族運動指導者にして実業家である。「台湾議會之父」とも称される。台湾文化協会総理、大東信託株式会社社長、台湾地方自治聯盟顧問、貴族院議員、台湾省参議會議員などを歴任した。

<sup>20</sup> 蒋渭水（1890～1931）は、台湾の社会運動家である。日本統治時代の台湾において台湾文化協会及び台湾民衆党を創設し、非暴力民族運動の指導者の一人である。

<sup>21</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、30 頁。

<sup>22</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、32 頁。

<sup>23</sup> 陳儀深ほか、前掲資料、6 頁。

<sup>24</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、46 頁。

<sup>25</sup> 陳儀深ほか、前掲資料、7 頁。

<sup>26</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、52 頁。

<sup>27</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、56 頁。

<sup>28</sup> 解放区、すなわち中国共産党革命根拠地は、中国共産党が設置した革命拠点とした行政区画である。農地解放を目指した武装革命初期のソビエト区、日中戦争期における抗日根拠地、国共内戦期における解放区としての三つに区分することができる。解放区と対立する国民党統治下の地区は、国統区と呼ばれる。

<sup>29</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、112 頁。

<sup>30</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、124 頁。

<sup>31</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、112 頁。

<sup>32</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、112 頁。

<sup>33</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、119 頁。

<sup>34</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、126 頁。

- 
- <sup>35</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、144 頁。
- <sup>36</sup> 華北聯合大学は、1939 年、中国共産党の指導する陝北公学、魯迅芸術学院、延安工人学校、安呉堡戦時青年訓練班を連合させて成立した、共産党の幹部を対象とする思想政治教育を行う機関である。後の中国人民大学の前身である。
- <sup>37</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、152 頁。
- <sup>38</sup> 蒙疆銀行は、日本人の操作で、「蒙古聯合自治政府」、「察南自治政府」、「晋北自治政府」の三つの傀儡政権が割り当て金を負担し、元の察南豊業銀行、綏遠平市官金局、冀東銀行、併合した 44 家を通じて、綏遠各地の中央、交通、農民銀行の法貨財産を吸収した日本の投資資金として、1937 年に張家口で設立された。
- <sup>39</sup> 第二次国共内戦は 1946 年 6 月 26 日、蒋介石が国府の正規軍を動員し、中共解放区への全面侵攻の命令を発したことによって勃発した。
- <sup>40</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、165 頁。
- <sup>41</sup> 土地改革運動は、中共解放区において、封建的搾取を消滅し、徹底的に農民の生活を改善することを目的とするものであり、「土地法」をも公布し、すべての地主階級の土地の没収を主張し、これを雇農、貧農、中農に分配し、土地国有の実現を目的とする。
- <sup>42</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、172 頁。
- <sup>43</sup> 羅平漢（2005）「一九四七年下半年解放区土改運動中の左傾錯誤及其糾正」『中共党史研究』2005年第2期、46頁。
- <sup>44</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、172 頁。
- <sup>45</sup> 台湾で閩（「閩」とは、福建省の古称である。「閩」は「びん」もしくは「ミン」と読む）南人（ホーロー人）という場合、台湾の対岸にある（中国大陆）福建省南部から移り住んだ漢民族の子孫を意味する。台湾の多数派準民族的集団であり、現在の台湾の人口の約四分の三を占める最多数派である。
- <sup>46</sup> 陳儀深ほか、前掲資料、12 頁。
- <sup>47</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、182 頁。
- <sup>48</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、176 頁。
- <sup>49</sup> 史明口述史訪談小組（2013）『史明口述史二：横過山刀』行人文化實驗室、18 頁。
- <sup>50</sup> 1945 年に日本が太平洋戦争に敗れ、中華民国へ台湾が帰属する以前から台湾に住んでいた漢民族と客家、高砂族やタイヤル族などの台湾原住民との混血の子孫で閩南語を話す

---

人たちを指す。ここでの本省とは台湾省を指す。

<sup>51</sup> 動員戡乱時期臨時條款は、かつて中華民国憲法にその一部をなす「臨時」の修正条項として追加された規定である。国共内戦の勃発を受け、総動員体制を敷くため、1948年4月18日に国民大会で制定され、同年5月10日に施行された。臨時処置とはいえ、1947年12月の憲法施行から僅か4ヵ月余りで、事実上の憲法改正を行ったことになる。このため憲法本文を修正せず、この臨時條款が制定された。当初、この臨時條款の効力は2年間とされていた。しかしながら、国民党は国共内戦に敗北し、台湾に逃れた。その後も、臨時条項は台湾で施行され続け、1991年に廃止されるまで5回の修正を重ねた。結果的に、臨時條款は、本来は暫定的なものはずの戒嚴令という国家緊急権の長期的施行を可能とした。本来は五院の調整役である総統には、国防・治安などの権限が極度に集中し、総統による独裁政治を可能とした。また、令状なしでの逮捕が認められたため、深刻な人権侵害をもたらした。

<sup>52</sup> 1945年に日本統治時代が終了した後、台湾へ移住してきた中華民国国民は台湾省以外に本籍をもっているため、外省人と呼ばれる。

## 第二章 「連邦自治」から「台湾独立」へ

### ——廖文毅の活動軌跡

#### はじめに

第二次世界大戦後、1945年10月25日に台北で、台湾における日本の降伏を受諾する式典が行われた。中国の代表である陳儀台湾省行政長官は、日本の代表であった安藤利吉台湾総督兼第10方面軍司令官の降伏文書を受け入れた。これは中華民国国民政府（すなわち蒋介石を指導者とする国民党政権、国民政府。以下、国民政府または国府と略す）によって「台湾光復」と呼ばれている。

日本の降伏を受諾する式典の前、祖国からの接收部隊への歓迎を準備するために、台湾の各地で「歡迎国民政府籌備委員会」が相次いで樹立された。台北をはじめ、各都市において歓迎用の綺麗な牌楼が建てられ、住宅街でも「光復」に関する対聯や色とりどりの旗などが飾られ、接收部隊の到着を待ち望んでいた。例えば、台北の北門において牌楼が建てられ、牌楼の両側の柱に「天下本是中国土 馬上恢復台湾人」<sup>1</sup>と書かれている対聯が貼り付けられた。また、台中の歡迎国民政府籌備委員会は、蒋介石の提唱する「新生活運動」を進め、標準的な国旗をあつらえて民衆に配り、国歌を教えていた<sup>2</sup>。さらに、国府への熱烈な歓迎を表すために、民衆は様々な団体に加入した。例えば、多くの若者が三民主義青年団に加入した一方で、社会団体として、「台湾政治同盟」や「新青年会」などが成立し、国府の台湾接收に協力すると表明していた<sup>3</sup>。

台湾人の「祖国復帰」への憧れは、日本によって五十年ほど植民地化され、不平等視されたことによるものであろう。祖国復帰によって、政治、経済、社会などの面で自由・平等な地位を回復させ、日本統治時代による「二等国民」のような差別を消すことが期待されていたと考えられる。ところが、間もなく台湾人の国府に対する期待のかわりに、国府に対する失望ないし絶望感が広がってきた。

1946年1月16日、国民党中央執行委員会秘書処が国府行政院に提出する『台湾現状報告書』において次のように述べている。「日本の降伏によって台湾を取り戻して以来、台湾人同胞は非常に喜び、心より祖国に感謝し、政府への強い支持を表明した。しかしながら、最近その熱情が次第に薄れた。心より歓迎するかわりに、冷淡な態度で傍観するよ

うになっている。将来に災いを残さないために、そのような変化は注意すべき、そして復旧の手立てを講じるべきである。」<sup>4</sup>なぜ台湾光復からたった3ヵ月しかない間に、台湾人の国府に対する態度がこのように大きく変わったのか。理由として、主に以下の点があげられる。

まず、国府の接收部隊の汚職と腐敗である。例えば、任維鈞台湾省専売局長は『民報』に汚職を暴かれ、証拠のある汚職だけで500万台湾ドルに至った。また、李卓芝台湾省紙業印刷会社社長は数千万台湾ドルに当たる機械を競売にかけたが、結局自ら個人の名義で40万台湾ドルでそれを購入した。しかしながら、当時李卓芝の妻の父が台湾省行政長官公署秘書長を務めていたため、この事件は暴かれた後、うやむやのうちに終わった。そして、於百溪台湾省貿易局長は国民党中央清查団によって嚴重な汚職を行ったとされ、司法機関に引き渡されたが、秘密の取引の後、間もなく釈放された。これらのような事件は数えきれなかった。1946年1月末から2月初めまでの十数日の間に、『民報』には六つの特大的汚職に関するニュースが出たのである<sup>5</sup>。

また、国府の接收部隊の人事政策もある。台湾光復初期、台湾の平均教育水準は中国大陆を上回っていた。当時、台湾全土における人口600万の中で、小学校卒は約300万人で、中学校卒は約30万人で、大学卒及び専門教育を受けた人は約5万人であった<sup>6</sup>。日本統治時代、台湾人は日本人より地位が低かった。公職に就く場合、台湾人はいつも抑えられており、高い職位に就くことはほぼ不可能であった。そのため、「祖国復帰」は台湾人にとって「台湾人によって台湾を管理することができるようになる」を意味するはずだったが、現実にはそのようにならなかった。国府の接收部隊は自身を「統治者」や「征服者」とし、政治上では日本総督府の行政体制を続け、多くの権力を台湾省行政長官公署に集中させていた。そして台湾省行政長官公署の高級な職位において、多くの高学歴のある台湾人が排除されていただけでなく、同じ職務を務めていても、外省人の給料は本省人よりも高かった<sup>7</sup>。このような人事政策は台湾人の期待に大きく背いたのである。

さらに、日本統治時代にひどい経済的搾取を味わった台湾人は、台湾光復による経済的利益の保障や台湾経済の再建を期待していたが、現実はその希望のとおりにならなかった。国府の接收部隊による経済的搾取と貿易統制の結果、台湾人の経済状況や生活水準は日本統治時代よりも悪くなっていた。失業率が高い状態が続くかわら、専売制の実行による小事業主の破産も続いていた。また、国共内戦のため、食糧をはじめとする多くの物資が中国大陆に輸送され、台湾の各地での食糧不足が深刻化してきた。さらに、インフレによ

る物価の高騰は台湾人の生活を一層悪化させていた。

以上のように、台湾光復後の国府の接收部隊による一連の行為は、台湾人の期待を失望に変え、台湾人の不満と怒りを引き起こしただけでなく、後の二・二八事件の勃発にも伏線を敷いたのである。

1947年2月27日、台北で闇煙草を販売していた女性（林江邁、40歳、2人の子持ち寡婦）を、台湾専売局台北支局の密売取締員6名と警察官4名が摘発した。その女性は土下座して許しを懇願したが、取締の役人は女性を銃の柄で殴り、商品及び所持金を没収した。戦後の台湾では、日本統治時代の専売制度を引き継ぎ、酒、タバコ、砂糖、塩などは全て政府側によって専売となっていた。しかしながら、中国大陆ではタバコは自由販売が許されていたため、多くの台湾人がこの措置を差別的なものと考え、不満を持っていた。タバコ売りの女性に同情し、多くの台湾人が集まった。すると取締の役人は民衆に威嚇発砲したが、まったく無関係な台湾人（陳文溪、27歳、男性）に命中して死亡させた。後に取締の役人が逃亡した。この事件をきっかけとして、民衆の政府側への怒りが爆発した。翌日の28日には、抗議のデモ隊が市庁舎へ大挙して押しかけたが、政府側は強硬な姿勢を崩さず、憲兵隊は市庁舎の屋上に機関銃を据え、非武装のデモ隊へ向けて無差別に掃射を行ったのである。多くの民衆が殺害され、傷を負った。その後、国府軍は台北以外の各地でも台湾人への無差別発砲や処刑を行った<sup>8</sup>。これは二・二八事件といわれる。

これに対して、本省人側は政府側に占拠される諸施設へ大規模な抗議行動を展開した。日本語や台湾語で話しかけ、答えられない者を外省人と認めると暴行するなどの反抗手段を行ったのである。また、本省人側はラジオ放送局を占拠し、「台湾人よ立ち上がれ！」と呼びかけた。劣勢を悟った政府側は、一時本省人側に対して対話の姿勢を示したが、陳儀台湾省行政長官兼警備総司令は、国府に密かに援軍を要請し、翌月には大陸から援軍が派遣された。これと連動して、陳儀の部隊も一斉に反撃を開始した。医師や役人をはじめ、日本統治時代に高等教育を受けたエリート層が次々と逮捕・投獄・拷問され、その多くは殺害された。また、国府軍の一部は一般市民にも無差別的な暴行を行っている。例えば、基隆では街頭にて検問所を設け、北京語を上手く話せない本省人を全て逮捕し、縛ってトラックに載せ、そのまま基隆港に投げ込んだというのである。最後には、台湾全土が国府軍の支配下に収まった。この事件によって、多くの本省人が殺害・処刑され、彼らの財産なども接収されたといわれている<sup>9</sup>。

この現実によって、国府統治の下で故郷を再建するという本来持っていた理想に、台湾

人は完全に幻滅してしまったのである。これにより、一部の台湾人は国府統治の下で台湾人の自治権を追求するという道を見限り、かわりに台湾の運命を台湾人自らで決めるという理念に基づいて、台湾の独立を追求しようという道を歩き出したのである。廖文毅をはじめとする「台湾共和国臨時政府」は、まさにそのような主張を実現させようとしていたのである。

それでは、廖文毅はどのようにして台湾の独立を追求するという道へと邁進してきたのか。

1948年2月、香港で廖文毅という台湾独立運動家を指導者とする「台湾再解放聯盟」が成立した。これによって、第二次世界大戦後の台湾独立運動が起こった。台湾の地位と前途をめぐって、廖文毅は当時台湾を含む中国全土を統治していた国府とまったく異なる政治的主張を示し、台湾独立運動を盛んなものとしていた。これに対して、中国の正統政府としての立場を主張して「一つの中国」の維持を狙っていた国府は様々な対策を講じて抑えようとしていた。

1950年3月17日の夜、東京に滞在していた廖文毅が日本占領中の連合国軍最高司令官司令部（以下、GHQと略す）の憲兵隊によって突然逮捕された。その後、3月20日に連合国軍軍事裁判所の審理を経て、廖文毅は「不法入国」<sup>10</sup>及び「違法な政治活動を行った」として懲役6ヵ月の実刑及び刑期満了後の国外追放の判決を受け、東京巢鴨プリズンに投獄された<sup>11</sup>。この一連の事件の発生は、廖文毅が同年2月8日に来日して間もなくのことだったのである。これはなぜだろうか。

1950年2月8日、廖文毅は日本に入国し、まず大阪に滞在した。2月28日、廖文毅を主席とする台湾再解放聯盟が京都新聞会館で二・二八事件3周年記念会を行い、約200人がその記念会に参加した。その内、日本に居住していた台湾人は約70人で、そのほかは日本人であった。廖文毅は会場で「自由台湾人公報」を発表し、日本で初めて公開の場で台湾独立の主張を示した。「自由台湾人公報」には、①現在の台湾人の悲惨な境遇がカイロ宣言による中国への台湾返還に起因すること、②国府が台湾人を圧迫し、台湾を国共内戦に巻き込んでいたこと、③大西洋憲章<sup>12</sup>の第二項目である「領土変更における関係国の人民の意思の尊重」に基づき、台湾の主権が台湾人全体に属し、台湾が独立すべきであること、この三つが述べられている。

その後、3月9日に廖文毅は東京で記者会見を行って台湾独立運動の現状と今後の方針について説明し、3月18日に日本における各台湾人団体の代表者による代表大会を行う

予定だと発表した<sup>13</sup>。ところが、この各台湾人団体代表大会は計画どおりに行うことができなかった。廖文毅の活動をめぐって、国府が日本占領を担当する GHQ に交渉を申し入れ、不満を表明したからである。3 月 16 日、朱世明駐日本中華民国代表団長は GHQ 外交組長と会見した。この会見で、朱世明は、廖文毅の活動及び彼と GHQ の下級官僚との結託によって、廖文毅が日本で中華民国政府の転覆を図ると考えられるため、直ちにその活動を取り締まって彼を台湾に引き渡すことを要請した。

この一連の動きによって、当該事件が起こったのである。一見、GHQ による廖文毅の拘置は国府の要請による結果だと考えられる。しかしながら、そこにはほかの要因も働いているとは考えられないであろうか。廖文毅が GHQ によって拘置されるまでの経緯はどのようなものであったのか。

管見の限り、廖文毅による台湾独立運動に関する先行研究ではこの事件について詳しい分析は行なわれていない。例えば、陳欣欣（2005）と陳慶立（2013）はこの事件を記述しているが、廖文毅が GHQ によって拘置された経緯はどのようなものであったのか、そしてなぜ廖文毅は出所後、国府の要望のとおり台湾に引き渡されず、引き続き日本で台湾独立運動を進めてきたのか。これらの疑問は未だに解明されていない。本章は主に一次資料に基づいて、廖文毅の拘置をめぐって、この事件の背景を明らかにし、この事件に反映される様々な要因を解明することによって、戦後日本における台湾独立運動の指導者である廖文毅の活動軌跡と東アジアをめぐる国際政治情勢を考察するものである。

## 第一節 「連邦自治」から「台湾独立」へ

### 1. 二・二八事件前の「連邦自治」

第二次世界大戦後、1945 年 10 月 25 日に台北で、台湾における日本の降伏を受諾する式典が行われた。中国の代表である陳儀台湾省行政長官は、日本の代表であった安藤利吉台湾総督兼第 10 方面軍司令官の降伏文書を受け入れた。これに対して、廖文毅は多くの台湾人と同じく喜んでいた。このような気持ちを表した文章は彼によって発行される『前鋒』という刊行物でよく見られる。例えば、『前鋒』の創刊号で、廖文毅は「発刊辞——告我台湾同胞」を題目とする文章を書き、その中で、次のように述べている。

祖国に戻り、偉大な中華民国の国民として、世界の他民族に遜色のない国民として、

我々の指導者である蔣主席に深く感謝すべきである」と述べている。蒋介石への感謝だけではなく、陳儀への歓迎の意も示されている。また、「我々は明王朝末期の漢民族の中で最も気骨のある、閩南人エリートの子孫である……我々は大陸民族の血統を受け継ぐ国民であり、我々の国家は世界五大強国の一つである<sup>14</sup>。

ここからみると、廖文毅が台湾人の大陸血統及びそれによる誇りを強調し、中華民国による台湾統治を期待し、中華民国国民としての身分を誇りにしていたと考えられる。その一方で、当時、廖文毅は台湾省行政長官公署工鉱処技正や台北市政府公共事業管理処長などの職務を務めており、戦後台湾の建設に参加していた。

ところが、台湾光復後の中華民国国民政府(すなわち蒋介石を指導者とする国民党政権、国民政府。以下、国民政府または国府と略す)の接收部隊による一連の行為<sup>15</sup>は、台湾人の期待を失望に変え、台湾人の不満と怒りを引き起こしただけでなく、後の二・二八事件の勃発にも伏線を敷いたのである。国府の接收部隊の行為による悪い状況に直面し、廖文毅をはじめとする台湾人エリートはまず平和的な方法を通じてその問題を解決しようとしていた。

1946年、廖文毅は台湾各地で選挙に関する講演会を行うことに集中していた。廖文毅の講演会の内容としては、共産主義への反対と同時に、台湾の状況悪化の分析や国府による台湾統治への批判などが中心となっていた。台湾の悪い現状を解決するために、廖文毅は「連邦自治」という主張を示し、台湾だけではなく、満州、内モンゴル、新疆などの特殊な地域を自治領にすべきであると主張していた<sup>16</sup>。これらの主張からみると、アメリカ留学の経験をもつ廖文毅がアメリカ式の連邦制を高く評価していたと考えられる。しかしながら、「連邦自治」というのは中国共産党寄りの主張ではなくとも、当時国府は中国全土を中央集権化しようとしていたため、その主張は危険なものとみなされていた<sup>17</sup>。

1946年8月、廖文毅は中華民国国民参政会の参政員選挙に参加した。台湾省の参政員の定員は8名であった。投票の結果、最高得票数を獲得したのは、林忠の22票であった。次が林宗賢の18票であった。そして羅万陣の18票、林献堂の14票、廖文毅の13票、呉鴻森・陳逸松・杜聡明・楊肇嘉・林茂生の各12票と続いた。五番目の得票数を獲得した廖文毅の当選は疑いがなかった。しかしながら、選挙委员会主任委員を務めていた周一鶚台湾省行政長官公署民政処長は、1票の廖文毅の「廖」という字の筆跡が不鮮明であり、1票の楊肇嘉の「肇」という字が一画多いと発表した。その後、国民党国防最高委員会の

審議の結果、廖文毅と楊肇嘉のその 1 票は無効になった。廖文毅の得票数は 12 票となったため、彼と同じ 12 票の林茂生・陳逸松・吳鴻森・杜聰明の 5 名で、抽選されることになった。結局、廖文毅は落選した<sup>18</sup>。国府側の資料<sup>19</sup>からみると、廖文毅の政見が国府と対立するものであったため、国府側が意図的に廖文毅を落選させたことが分かる。その後、同年 10 月、廖文毅は中華民国制憲国民大会の代表選挙にも立候補したが、対立候補の連震東<sup>20</sup>に負け、やはり落選した。

二・二八事件前、国府の統治の下で、廖文毅は積極的に政治選挙に参加したものの、2 回失敗したことは彼にとって大きな打撃にほかならなかった。ただ、少なくとも、その頃に至るまで廖文毅はまだ「台湾独立」を主張せず、国府の統治による台湾の悪い現状を解決するために、「中国連邦」の下で「台湾自治」という目標を達成しようとしていた。廖文毅自身の話によると、「台湾独立運動それ自体は、戦前よりも戦後に表面化したといえる。すなわち、日本統治下の台湾人は国籍は日本人であったが、いわゆる支那人的感覚で取扱いを受けていたため、台湾の民衆が中国に復帰した時に喜んだ。ところが、その歓喜に反して、国府の官吏は、台湾人は元は中国人なのに、日本人的であるとして、その統治に当たった。そこで、台湾の民衆は初めて自己のアイデンティティを考え直したのである。日本人でもなく、中国人でもない……そうだ。我々は台湾人なのだ、と。つまり、台湾人の独立に対する潜在的な意識が現れてきたのである。」<sup>21</sup>そして、廖文毅の思想は徐々に変化し、二・二八事件をきっかけにして「台湾独立」を追求するようになった。

## 2. 二・二八事件と「台湾独立」思想の発生

1948 年 2 月、廖文毅が香港で「台湾再解放聯盟」を設立した。この組織の成立は廖文毅の政治思想の大きな変化を反映している。

二・二八事件直前、1947 年 2 月に廖文毅と彼の次兄である廖文奎は上海に滞在していた。彼らが二・二八事件の発生を知ったのは、3 月 1 日の新聞によってであった。3 月 4 日に廖文毅が上海における台湾同郷団体と共同で『為二・二八惨案告全国同胞書』を発表し、国府及び陳儀台湾省行政長官に対して厳しく批判した<sup>22</sup>。二・二八事件の際に廖文毅は台湾にいなかったため、その事件の発生と直接関係はしていないはずである。しかしながら、同年 4 月 18 日に台湾省警備総司令部が「陰謀によって反乱を起こし、背後で野心家に指示して事変を実行した」という罪名で 30 人を指名手配し、これに廖文毅と廖文奎も含まれていた<sup>23</sup>。この指名手配によって、廖文毅の「台湾自治」を追求するという目的

は徹底的に打破されてしまったことが分かる。

1947年6月、廖文毅、廖文奎、王麗明、陳炳煌、林木土は上海で「台湾再解放聯盟」を設立した。この名称は廖文奎によって付けられた。その意味は、国府が日本による統治の下で台湾を解放したが、国府の汚職と腐敗による台湾の状況悪化のため、台湾人は国府による統治の下で台湾を再び解放すべきだということである。しかしながら、当時、廖文毅らが指名手配されていたため、その組織は上海で活動を展開することが難しかった。ただし、廖文奎は台湾再解放聯盟の名義で上海の新聞である『China Weekly Review』に投稿し、台湾における国府による暴行を厳しく批判した<sup>24</sup>。これによって台湾再解放聯盟という名称が初めて公開の場で現れたのである。

その一方で、国共内戦の動きと、国府に反対する学生運動が続いていたことにより、上海の政治情勢は安定していなかった。国府に指名手配されていた廖文毅はやむなく香港に亡命した。その後、廖文毅の政治的主張は大きく変わり、二・二八事件前の「台湾自治」から「台湾独立」を追求するようになった。この変化は二・二八事件及びこの事件に対する国府の対処による結果にほかならないと考えられる。二・二八事件の悲惨な光景や国府による厳しい弾圧などは台湾人による「台湾自治」の幻想を完全に打破したのである。廖文毅自身の話によると、この大革命の苦い経験から、台湾人の「連邦自治」の幻想はまったく消え去り、「台湾人の台湾」の構想が急激に進展し、完全な「台湾の独立」と変わった<sup>25</sup>というのである。

1948年2月28日、二・二八事件1周年の際に廖文毅は上海の台湾再解放聯盟を基盤として、香港で台湾再解放聯盟を再編した。廖文毅が主席に就き、黄紀男が秘書長に就いた。台湾再解放聯盟の綱領は主に次のように設定されていた。①国連による監視の下で、台湾の公民投票を通じて台湾の地位を決定する。②アメリカ軍が台湾に進駐することを要請する。③台湾の公民投票を実行するまでに、国連による台湾の信託統治を要請する<sup>26</sup>。また、台湾再解放聯盟が国連及び米、英、ソ、仏に意見書を提出し、国際的なパワーによる台湾問題の介入を要請していた。これらの要請からみると、廖文毅はすでに「連邦自治」の主張をやめ、国連による信託統治の下に、公民投票に基づいて台湾の将来を決定することを希望していた。当時、国府による厳しい台湾統治に直面し、台湾再解放聯盟は外部のパワーを通じて国府の統治を打倒しようとしていたと考えられる。

それでは、この外部のパワーとはいったい誰を指しているのか。

二・二八事件前の1946年4月、駐台北アメリカ領事館が再開した。当時駐台北アメリ

カ副領事であるカー（George H. Kerr）は台湾独立運動に大きな興味をもっていた。日本統治時代、カーは台北高等商業学校で教員を務めた。その間、カーは多くの台湾人エリートと接触したことがあり、これには廖文毅、黄紀男、林献堂、陳逸松、楊肇嘉、林茂生などが含まれていた<sup>27</sup>。1946年6月、カーは黄紀男と面会した時、次の意見を表明した。台湾人の祖先が台湾に来て開拓したことにもなう政治的意義は、北アメリカ大陸に移住したアメリカ人の祖先がイギリスによる統治から独立したことと同じ意義をもっている。台湾人の教養水準は中国大陆より高いため、自分で故郷の将来を決めるべきである<sup>28</sup>。それから、カーは長期にわたって廖文毅による台湾独立運動と緊密な関係を維持してきた。

1947年7月、ウェデマイヤー<sup>29</sup>（Albert C. Wedemeyer）がアメリカ特使として中国を訪問した時、廖文毅は秘密のルートを通じてウェデマイヤーと会見し、二・二八事件の詳細を述べて陳儀政府を批判すると同時に、アメリカによる台湾への援助を求め、『処理台湾問題意見書』を提出した。この意見書では、廖文毅は次のように主張していた。

- ①「大西洋憲章」を台湾問題に適用すべきである。
- ②台湾人代表が連合国の対日講和会議に参加して発言する権利を要請する。
- ③台湾の帰属問題は連合国の対日講和会議で議論すべきだが、必ず台湾人の意志を尊重し、公民投票を通じて決定されなければならない。
- ④公民投票まで、台湾は中国から離れ、国連信託統治理事会による信託統治の下に置かれるべきである。
- ⑤その前提として、国連信託統治理事会による信託統治は次の条件を受け入れなければならない。（1）国連によって派遣される政治、経済、軍事、文化などの顧問団体以外、いずれの国の人間も台湾政府の高級幹部に就任することができず、いずれの国の軍隊も台湾に駐在することができない。（2）原則として、信託統治の期間は二年とし、長くとも三年を超えてはいけない。（3）信託統治の期間には、台湾の行政、司法、治安、教育はいずれの国の干渉を受けてはいけない。
- ⑥信託統治が終わる3ヵ月前、公民投票によって台湾の帰属を決定する。公民投票は国連による監視の下で行われる。
- ⑦公民投票によって台湾が中国に帰属すると決定された場合、台湾政府は中国政府と条約を調印することによって、憲法上で台湾を自治領とする。台湾が自ら軍隊を組織する権利をもち、中国の軍隊は台湾に駐在してはいけない。

⑧公民投票によって台湾が独立すると決定された場合、台湾における国連の信託統治機関は直ちに台湾から退去する。将来戦争を避けるために、台湾は永久の中立国になるべきである<sup>30</sup>。

その後、この意見書はアメリカのマスコミ報道に役立ったようだ。1947年10月から、アメリカのマスコミは、その意見書の内容を中心に、台湾の帰属問題に関する報道を行っていたのである。例えば、10月14日の米国連合通信社の報道によると、「台湾独立運動の指導者たちは、台湾人が対日講和会議に出席すること及び公民投票を通じて台湾の将来を決めることを要請した。ある台湾人指導者によると、台湾人はまず中国から完全に分離することを実現すべきである。台湾を国連による信託統治の下に置く以外、台湾人を救う方法はない……。」<sup>31</sup>また、11月2日のUPI通信社の報道によると、「ある台湾人指導者によると、彼らは今週南京に行ってスチュアート（John L. Stuart）駐中国アメリカ大使に拝謁し、アメリカの援助を求め、台湾人の自主的権利を要請する予定である。……この問題に関して、彼らはすでに書類を用意し、連合国の対日講和会議及び国連に呼びかける予定である。」<sup>32</sup>

アメリカにおけるマスコミの報道と同時に、1947年10月15日に駐台北アメリカ領事館に属するUSインフォメーションサービス（以下、USISと略す）担当のカトー（Robert J. Cotto）が台湾省参政員と会見した際、次のように述べていた。「カイロ宣言とポツダム宣言によって台湾が中国に返還されたが、対日講和条約が調印されるまで台湾の帰属はまだ確定していない。アメリカは大西洋憲章を台湾問題に適用しようと考えている。その時点で、台湾人が自己の意思によって台湾の帰属を決定することができるようになる。現在、台湾に関する事務がマッカーサー元帥の管轄の下に置かれているため、台湾人は何らかの要望があったら、マッカーサー元帥に要請することができる。台湾人が中国による統治から離れようとする場合、アメリカは手助けをすることができる。また、台湾人がアメリカによる信託統治を受け入れる場合、台湾人は条件や信託統治期間などを提示することができる。」<sup>33</sup>この発言からみると、国府が敗退して台湾にこもる以前には、アメリカ側は台湾の信託統治を考えたことがあることが分かる。

カトーの活動は国府の不満を引き起こした。1948年3月1日、孫科行政院長が台北で記者会見を行い、次のように述べた。「こういうこと（カトーによる発言）をやったのが、駐台北アメリカ領事館内のUSISの担当官であるということはすでにアメリカ本国でも

判明している。この人物はここに来ているアメリカ人の新聞記者が現地の言葉を知らないことをいいことにして事実を曲げて翻訳をした。……我々は友好国（すなわちアメリカ）になぜ中米関係を毀損するような人物（すなわち USIS 職員）を今日まで政府職員として使ってきたかを問いたださなければならない。……そこに勤めている通訳官、翻訳官や案内人を含む中国人は取り調べられ、弾劾され、そして社会から葬られることを私は望んでいる。」<sup>34</sup>孫科による発言後、間もなくカトーが異動させられた。カトーの異動もアメリカの台湾政策の変化を反映したものである。

その後、カトーの後継者となったコンニエン（Richard P. Conniun）は台湾全土の情報会議において、それ以前の「台湾の信託統治」という主張をやめ、次のように主張していた。①「台湾の信託統治」という主張をやめ、「台湾独立」を訴える。②親米勢力を支援し、将来の台湾政府を操る。③台湾独立を呼びかけ、台湾民衆を組織し、蒋介石政権に反対する運動を行うかたわら、ソ連や中国共産党に反対する勢力を支援する<sup>35</sup>。ここからみると、アメリカの台湾政策は、次第に蒋介石政権を見限って、「台湾の信託統治」から「台湾独立」に変化していたことが分かる。

また、国共内戦での敗戦につれて、アメリカ政府は蒋介石政権に対して不信感を抱いていた。そのため、アメリカ側は蒋介石の代わりとなる後継者を生み出す可能性のある勢力に対して、国府の内部か外部かを問わず、支援を行っていた。1949 年 1 月 17 日付の香港の新聞である『大公報』によると、「1 月 15 日に、マッカーサーは東京における台湾独立運動家の 2 人（陳兆四郎と陳朝明五郎）を香港に派遣した。香港で活躍している台湾独立運動の指導者である廖文毅にアメリカの台湾問題に関する方針を伝えるためである。その 2 人によって、現在台湾はまだ中国の正式な領土ではないため、南京政府（国府）が倒れたとしても蒋介石をはじめとする南京政府の人間は台湾に入れないと伝えられた。アメリカが台湾の独立を手助けし、これに関する提案を国連に提出し、国連の決定とすることをマッカーサーが廖文毅に保証した。」<sup>36</sup>一方、1949 年 6 月 23 日にアメリカ国務省政策企画本部長のケナン（George F. Kennan）が国務省に提出する台湾問題に関する報告書において次のように述べている。「孫立人將軍を占領軍による（台湾の）新政権に引き込むべきである。仮に彼がそれを受け入れたら、我々は国府の軍隊を分裂させることができるようになるだろう。……蒋介石については、政治難民として対応されるべきである。」<sup>37</sup>当時、アメリカ留学の経験をもつ孫立人は中華民國陸軍副總司令兼台湾防衛司令を務めており、台湾では大きな影響力をもっていた。ここからみると、当時、アメリカ政

府は蒋介石政権を見限って、台湾において新たな勢力を支援する計画があったことが分かる。その新たな勢力には、孫立人のような国府の内部勢力だけでなく、複数の選択肢となる廖文毅のような台湾独立運動家も含まれていたと考えられる。

その一方で、周知のとおり、1949 年、国共内戦の失敗によって国府は中国大陆から台湾に移った。国共内戦の動きは国府の支持者であるアメリカ政府の予想を大きく超えていた。アメリカ側は中国共産党軍の台湾進入を考慮しながら、本格的に蒋介石政権を見限る傾向が現れていた。

1949 年 8 月 5 日、国務省は米中関係に関する白書を発表した。この白書において、アメリカ側は蒋介石政権を厳しく批判しながら、国共内戦における国府の失敗は国府自身の問題による結果であり、アメリカにはその要因はないと表明した。そして、中国の政治情勢に対してアメリカは精一杯努力したが、失敗の責任は国府にあると強調した<sup>38</sup>。

また、1949 年 12 月 23 日の国務省覚書によると、「台湾は政治上でも地理上でも中国の一部であり、特別なところではない。日本人によって 50 年間統治されたとしても、歴史上ではこの島（台湾島）は長期にわたって中国の領土とされている。政治及び軍事の視点からみると、厳密に言えば、この島に関することは完全に中国の内部の事務である。…正直に、プロセス上では、この島の地位は対日講和条約によって確定する必要がある。だが、カイロ宣言、ポツダム宣言及び 1945 年 9 月 2 日の日本降伏文書は、この島を中国に返還すべきであると表明した。」<sup>39</sup>この覚書で強調されているのは、台湾に対して中国政府しか責任をもっておらず、アメリカは責任と義務をもっていないということである。

その後、1950 年 1 月 5 日、トルーマン大統領は台湾問題に関する声明で次のように意見を表明した。「カイロ宣言とポツダム宣言によって台湾が日本から中国に返還された。ここ 4 年間には、アメリカ及び連合国がすでに台湾に対する中国の主権を承認した。アメリカは中国内戦に巻き込まれる可能性があるいずれの行動もしない。」<sup>40</sup>さらに、トルーマン大統領の声明発表の翌日、イギリス政府は中華人民共和国を承認することを発表し、国府との国交を断絶した。

## 第二節 渡日後の廖文毅

### 1. 優遇された犯人？——入所後の廖文毅

このような国際的背景の下で、廖文毅及び台湾再解放聯盟の一連の行動と、アメリカ及

びイギリスの立場表明とが相まって、国府に大きなショックを与えていたと考えられる。

ところが、当時香港がイギリス領として特殊な地域であり、国民党や共産党など様々な勢力が錯綜していたため、台湾再解放聯盟の活動展開は進みにくくなっていた。また、1949 年、国共内戦の動きに伴い、中国大陆を席卷した共産党軍がその余勢を駆って一気に香港を攻略するのではないか、という懸念が世論の中で拡散していた。そのため、香港に本拠を置き続けることは危険である、と台湾再解放聯盟は考えていた。そうした軍事的な不安に直面し、香港で政治活動が続けることはほとんど不可能に近いことになった<sup>41</sup>。そこで、1950 年初めに台湾再解放聯盟はその本拠を東京に移した。日本が拠点として選ばれた理由について、当時台湾再解放聯盟副秘書長を務めていた簡文介は次のように記している。まず、その頃、アジアにおける国際政治と情報のセンターはすでに香港から東京に移ってしまっているという見方があった。また、台湾と日本との間には、旧宗主国と旧植民地という関係もあり、多数の台湾人が日本に居住していた。そして、日本占領中の GHQ が概して台湾人の立場に同情的であったということも見落とせない<sup>42</sup>。

廖史豪<sup>43</sup>の回想録<sup>44</sup>によると、GHQ による廖文毅の投獄は一見厳しく見えるが、実際はそのようではなかった。廖文毅は東京巣鴨プリズンに入った後、外の人々との面会や政治情勢についての討論などを自由に行うことが依然としてできていた。そして、刑務所にいた時、台湾の独立を推進する組織とプロセスに関して、廖文毅と刑務所外の台湾独立運動家との相談によって、1950 年 5 月に「台湾再解放聯盟」を「台湾民主独立党」に改組することを決定した。したがって、ある意味で GHQ のやり方は実際に廖文毅に対する保護措置であったと指摘されている。

しかしながら、それは事実だろうか。東京巣鴨プリズン側の資料<sup>45</sup>からみると、廖文毅は投獄された後、常に過度の肉体労働を強いられていた。それだけではなく、釈放の条件として、廖文毅は以下のように誓約書を書かされた。①釈放された後、廖文毅はいずれの政治活動にも参加せず、いずれの商業活動にも従事せず、自ら言行を制限し、GHQ と日本政府に損害を与えてはいけない、②釈放から 2 ヶ月以内に日本を出国しなければならない、③日本を出国するまでに、毎週東京巣鴨プリズン側に自己の状況を報告しなければならない、と約束されていた。ここからみると、GHQ は出所後の廖文毅に対して、政治活動の制限、日本から速やかに出国すること、頻繁に自己の活動を報告することなど、厳しく規制をしていたことが分かる。

その一方で、そもそも国府側の要請は、刑期満了後の廖文毅を台湾に引き渡すというも

のであった。ところが、釈放された廖文毅は国府の要望のとおり台湾に引き渡されなかった。連合国軍軍事裁判所の判決によると、刑期満了後の廖文毅の国外追放先は香港であり、すなわち彼の来日前の居住地であった<sup>46</sup>。

これは興味深い点であろう。GHQは国府の要請に基づき、廖文毅を拘置したが、彼を台湾に引き渡すことをしなかった。つまり、GHQは国府の要請を完全には満たさなかったのである。これはなぜだろうか。筆者の分析によると、アメリカ側は国府と廖文毅との間で、ある一定のバランスをとっており、どちらに転んでもいいように二通りの準備をしていたのである。1950年、当時の国際情勢の下で、台湾が将来的にどのようなになるかはまだ不明であった。中国共産党軍が一気に台湾に攻め込むかどうか、国府が共産党軍に抵抗できるかどうか、アメリカが本格的に台湾を見限るかどうか、国連による台湾の信託統治が実現できるかどうか、といった様々な不安や懸念が世の中で広がっていた。このような複雑な局面に直面し、アメリカ側が台湾独立運動家である廖文毅の勢力を残した理由は、やはり将来の台湾情勢の対処に彼の存在が役立つと期待してのことであろう。つまり、将来台湾で中国共産党軍が進軍せず蒋介石政権も維持できない場合、アメリカは廖文毅のような台湾人エリートを利用して台湾の政治情勢を操ることができるようになったはずだと考えられる。

## 2. 釈放後の廖文毅

1950年10月12日、廖文毅は釈放された。その後、廖文毅はアメリカのビザ申請をしたが、結局もらえなかった。同年12月、釈放からの2ヵ月間満了前、廖文毅は滞在期間を延長しようと申請し、60日間の延長が許可された。また、香港当局は、廖文毅が中華人民共和国政府の発行する有効な旅券を持たないことを理由として、廖文毅が香港に戻ることを拒否した。香港当局のこの姿勢には国際的背景がある。1950年1月6日、イギリス政府は欧米大国の中で、一番最初に中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の政府であると承認したため、台湾における国府と断交した。このことを考慮すると、当時イギリス領である香港当局の姿勢も納得できるだろう。そのほかに、朝鮮戦争の勃発のため、アメリカの東アジアにおける同盟国である国府に反発する廖文毅のアメリカビザの申請も不可能となった。

以上の要因によって、結局廖文毅はどこへも行けず、日本に引き続き滞在するようになったのである。1951年2月、60日間の延長が満了した後、廖文毅は再び滞在期間の延長

を申請し、許可された。その後、彼は行方不明になった<sup>47</sup>。それから、1952 年 4 月のサンフランシスコ講和条約の発効まで、廖文毅は何の公の活動もしなかった。サンフランシスコ講和条約の発効によって、占領されてきた日本は主権を回復し、GHQ も撤退した。その後、廖文毅は政治亡命を理由として日本政府に在留資格を求めた。それによって、廖文毅は日本で公然と政治活動を再開した。

### 第三節 結論

ちょうど廖文毅による台湾独立運動が始まる頃、国府が国共内戦に敗れていたのである。中国大陆を失った国府にとって、台湾は最後の生命線のような存在であったと考えられる。台湾における政権が維持できないとすると、国府には破滅の道しか残されていないだろう。だからこそ、廖文毅による台湾独立運動に対して、国府は様々な対策を講じて阻止しようとしていたのである。

また、廖文毅による台湾独立運動の開始は、GHQ による日本占領期にあった。その頃、日本はまだ主権を回復しておらず、その政治、経済、社会など一切の活動は GHQ、すなわちアメリカ政府の指令に従っていたのである。当時、冷戦はすでに開始し、朝鮮戦争は勃発の前夜にあった。このような微妙な国際的背景の下で、東アジアにおいて、アメリカが中国共産党軍と戦っていた国府を援助したのは当然のことであろう。したがって、GHQ による廖文毅の拘置も理解できるだろう。だが、当時アメリカは国共内戦で敗れた蒋介石政権に対する信頼をなくしていたため、国府の内部でも外部でも蒋介石の代わりとなる後継者の勢力を支援する試みがあった。その後継者の勢力には、廖文毅のような台湾独立運動家も含まれていた。だからこそ、出所後の廖文毅を台湾に引き渡すという国府の要望のとおりにはならなかったのである。以上、GHQ による廖文毅の対処は一見矛盾して見えるが、実際は複雑な原因があると考えられる。ところが、間もなく 1950 年 6 月 25 日に朝鮮戦争が勃発した。朝鮮戦争ならびに東アジアにおける共産主義陣営をけん制するため、6 月 27 日にアメリカ海軍第 7 艦隊が台湾海峡に進入した。その後、10 月 19 日に中国人民志願軍が朝鮮に入ってアメリカ軍をはじめとする国連軍と戦ったため、アメリカ側は台湾における国府を全力で支持せざるをえなくなった。

廖文毅は国府による「反台独闘争」によってのみ拘置されたわけではなく、この拘置は当時の複雑な国際政治情勢も関係していた。この事件には、日本の占領状態、冷戦開始、国

共内戦、朝鮮戦争などの要因が錯綜している。一見、台湾独立運動の指導者としての廖文毅はアメリカからの支援と同情を得られそうに見える。しかしながら、国府による要請が来ると、廖文毅は即座に拘置された。にもかかわらず、結局廖文毅が台湾に引き渡されなかったことは国府の要請を完全には満たさなかったことを意味する。これらの点からみると、廖文毅はあくまでも政治的取引の犠牲者にすぎないと考えられる。現在まで長期にわたってきた台湾独立運動は、最初から複雑な国際政治によって強く左右されていたのである。

### 廖文毅の略歴

1910 年、台湾雲林生まれ。

1932 年、(南京) 金陵大学工学院機械学科卒。

1933 年、(米) ミシガン大学修士課程修了。

1935 年、(米) オハイオ州立大学博士課程修了 (化学博士)。

1936 年、(杭州) 浙江大学工学院教授。

1939 年、(台北) 大承物産株式会社と大承信託株式会社を設立、取締役就任。

1945 年、台湾省行政長官公署工鉱処技正兼台北市政府工務局長。

1946 年、台湾省行政長官公署工鉱処技正兼台北市政府公共事業管理处長。

1946 年、中華民国国民参政会参政員選挙落選、中華民国制憲国民大会代表選挙落選。

1948 年、香港にて台湾再解放連盟を設立、台湾独立運動を開始。

1950 年、東京にて台湾民主独立党を設立。

1955 年、東京にて台湾共和国臨時国民議會を設立、名誉議長就任。

1956 年、東京にて台湾共和国臨時政府を樹立、大統領就任。

1965 年、5 月に台湾独立運動をやめ、台湾に帰郷。6 月に中華民国政府の特赦を受け、12 月に曾文水庫建設委員会副主任委員就任。

1986 年、台中にて死去。

## 注釈

- 
- 1 日本語に翻訳すると、「天下はそもそも中国の領土であり、間もなく台湾人の身分を復興する」というのである。
  - 2 陳翠蓮（1995）『派系闘争與権謀政治：二二八悲劇的另一面相』時報文化、62 頁。
  - 3 陳重光、葉明勲、賴沢涵（1994）『二二八事件研究報告』時報文化、5 頁。
  - 4 中国第二歴史檔案館編（1991）『台湾二・二八事件檔案史料（上）』檔案出版社、49-50 頁。
  - 5 白純（2000）「台湾光復後の民衆心態与二・二八事件」『民国档案』2000 年 3 月号、106 頁。
  - 6 中国第二歴史檔案館編（1991）前掲資料、12 頁。
  - 7 中国第二歴史檔案館編（1991）『台湾二・二八事件檔案史料（下）』檔案出版社、673 頁。
  - 8 陳重光、葉明勲、賴沢涵、前掲書、11-27 頁。
  - 9 薛化元（1998）「戦後十年台湾的政治的初探（1945～1955）——以国府在台統治基盤的建立為中心」『二二八事件研究論文集』財団吳三連台湾史料基金会、17 頁。
  - 10 廖文毅は香港滞在中の間に、許錦昌（Hui Kam Cheong）という仮名で香港における駐両広特派員公署（当時香港に駐在していた中華民国の外交機関）に中華民国の旅券を申請した。その後、日本占領中の GHQ による在日親族訪問規定に従って、旅行代理店を通じて親族訪問用の渡日ビザを申請して許可された。
  - 11 外交部記録文書「台湾獨立運動（一）」檔案番号 A303000000B/0037/006.3/002、台湾国家發展委員會檔案管理局。
  - 12 大西洋憲章（Atlantic Charter）は、1941 年 8 月 9 日から 12 日に行われた大西洋会談において、アメリカ大統領のルーズベルトと、イギリス首相のチャーチルによって調印された憲章である。8 項目からなり、その内容は要約すると次になる。①アメリカとイギリスの領土拡大意図の否定。②領土変更における関係国の人民の意思の尊重。③政府形態を選択する人民の権利。④自由貿易の拡大。⑤経済協力の発展。⑥恐怖と欠乏からの自由の必要性（労働基準、経済的向上及び社会保障の確保）。⑦航海の自由の必要性。⑧一般的安全保障のための仕組みの必要性。

- 
- 13 外交部記録文書「為陳報廖文毅活動及其被判刑經過」档案番号 000030815、台湾国家発展委員会档案管理局。
- 14 廖文毅（1945）「発刊辞——告我台湾同胞」『前鋒——光復記念号』、2・3 頁。
- 15 台湾光復後の国府の接收部隊による一連の行為に関する内容は、本章の「はじめに」を参照。
- 16 廖文毅（1955）「祖国台湾の運命——蔣政権をセント・ヘレナに流せ」『文芸春秋』1955 年 4 月号、115 頁。
- 17 同上。
- 18 伊藤幹彦（1999）「廖文毅の政治思想——台湾民本主義を中心に」『昭和大学教養部紀要』第 30 巻、10 頁。
- 19 外交部記録文書「拂塵專案附件第 12 卷」档案番号 0038/340.2/5502.3/12、台湾国家発展委員会档案管理局。
- 20 連震東（1904～1986）は、台湾の著名な歴史学者の連横（1878～1936）の息子であり、中国国民党元主席の連戦（1936～）の父である。
- 21 廖文毅（1955）前掲文、115 頁。
- 22 張炎憲（1992）「戦後初期台独主張産生的探討——以廖家兄弟為例」『二二八學術研討会論文集』現代學術研究基金会、290 頁。
- 23 本所編印（1997）『二二八事件資料選輯（六）』中央研究院近代史研究所、274 頁。
- 24 張炎憲、胡慧玲、曾秋美（2000）『台湾独立運動的先声：台湾共和国（上冊）』吳三連台湾史料基金会、34 頁。
- 25 廖文毅（1957）『台湾民本主義』台湾民報社、110 頁。
- 26 外交部記録文書「拂塵專案附件第 12 卷」档案番号 0038/340.2/5502.3/12、台湾国家発展委員会档案管理局。
- 27 黄玲珠（1991）『老牌台独——黄紀男的泣血夢回録』独家出版社、139 頁。
- 28 同上。カーによる話。
- 29 ウェデマイヤー（1897～1989）はアメリカ陸軍の軍人であり、第二次世界大戦後期の中国戦線及びビルマの戦いにおいてアメリカ軍と中国軍を指揮し、日本軍と対峙した。1947 年 7 月にはトルーマン大統領の命を受けて中国と朝鮮に派遣され、「政治、経済、民情及び軍事」の 4 つの状況について調査させた。

- 
- 30 蘇新（1993）『未帰の台共闘魂——蘇新自伝興文集』時報出版、271 頁。
- 31 陳正茂（2012）「戦後台独運動先駆——廖文毅與『台湾再解放聯盟』初探」『台北城市大學學報』第 35 期、366 頁。
- 32 同上。
- 33 王曉波（2001）『台湾意識的歴史考察』海峡學術出版社、339-340 頁。
- 34 ジョージ・H・カー著、蕭成美訳（2006）『裏切られた台湾』同時代社、415 頁。
- 35 陳正茂、前掲文、367 頁。
- 36 張鳳山（2008）『台独的歴史演變』九州出版社、25-26 頁。
- 37 外交文書檔案 U.S. Government Printing Office（1949）, “The Far East: China”, *Foreign Relations of the United States*, Volume IX, pp356-357, 363.
- 38 Mary C. Wright（1950）, “Reviewed Work: United States Relations with China with Special Reference to the Period 1944-1949”, *The Far Eastern Quarterly*, Vol. 10, No. 1, pp.99-104.
- 39 梅孜編（1997）『美台關係重要資料選編（1948.11-1996.4）』時事出版社、65-68 頁。
- 40 Truman, Harry S.（1950）”The President's News Conference”, The Harry S. Truman Library & Museum.  
(<http://www.trumanlibrary.org/publicpapers/index.php?pid=574> 2015 年 7 月 7 日最終閱覽)
- 41 簡文介（1962）『台湾の独立』有紀書房、105 頁。
- 42 同上、105-106 頁。
- 43 廖史豪（1923～2011）は、廖文毅の長兄の息子である。廖文毅による台湾独立運動の参加者であり、台湾再解放聯盟台湾支部經濟組長を務めたことがある。
- 44 張炎憲、胡慧玲、曾秋美、前掲書、48 頁。
- 45 外交記録 Liao, Thomas Wen I; Sugamo Prison Records, SHEET No.SP-02401、日本国立国会図書館憲政資料室。
- 46 外交部記録文書「密不録由」档案番号 000030854、台湾国家發展委員会档案管理局。
- 47 外交記録 Liao, Thomas Wen I; Sugamo Prison Records, SHEET No.SP-02401、日本国立国会図書館憲政資料室。

### 第三章 「台湾民主独立党」から「台湾共和国臨時政府」へ ——戦後台湾独立運動の高揚期

#### はじめに

1956年2月28日、「台湾共和国臨時政府就任式」が東京都麻布公堂で行われ、約130人がその就任式に参加した。その会場において、台湾民主独立党の主席である廖文毅が大統領に就任し、同党の副主席である呉振南が副大統領に就任した。また、廖文毅が臨時政府に属する各省庁の長官を任命した。翌日、台湾共和国臨時政府機関紙である『台湾民報』が「台湾共和国独立宣言」を掲載した<sup>1</sup>。「台湾共和国独立宣言」には、次のことが述べられている。

我々台湾民族は、自由と平和を愛する民族である。而して自由を求め、平和を祈願し、繁栄を追求する道は、自由独立をもってその基礎である。

かかる認識の上に立ち、またその必然の要求に基づいて、我々台湾民族は久しきに亘り、異民族による支配からの脱却に努めてきた。台湾の歴史は、独立闘争の歴史である。

一六六一年と一八九五年とに、台湾は二度独立した。また一九四七年の二・二八革命に我々は実質上の独立を勝ち得たが、それは未完成に終わった。

しかし我々台湾民族はいまここに、各民族が民族自決の原則に基づき、それぞれに独立する当然の権利のあることを再確認し、台湾の台湾民族による独立を宣言する。

我々の独立の決意は堅固にして不動である。侵略を企て、平和を乱さんとする異民族は、我々の断固として排斥するところである。

台湾の独立なくして、世界に平和はないという客観条件は、我々が二度も失い一度を未完成に終わらせた独立の歴史的経験と相俟って、必然的に我々をして、正義を持ち平和を守る国連の構成員たらしめるであろう。

内に台湾民本主義を持して民族の繁栄を図り、楽土を築き、外に国連に協調して人類の文化に貢献し世界の平和に寄与することは、我が台湾共和国の権利であり、義務であるとともに、使命である。

この宣言からみれば、台湾の歴史はいわゆる独立闘争の歴史とみられている。また、民族自決の原則に基づく台湾の独立は当然の権利であり、世界の平和にも貢献できると強調されている。これ以後、台湾共和国臨時政府は十数年ほど台湾独立運動を続けてきた。

廖文毅及び彼を指導者とする台湾共和国臨時政府をめぐる、限られている先行研究では、伊藤（1999）や陳（2005）などは、廖文毅の政治活動と思想、失敗要因などを分析している。だが、それは廖文毅の行動に焦点を当てており、廖文毅による独立運動勢力の組織や人事を分析したものはほとんど見られない。

そこで、本章は、日本外務省外交史料館、台湾国家發展委員会檔案管理局、台湾中央研究院近代史研究所檔案館に所蔵される一次資料及び当時の台湾独立運動団体関係者の回想録を利用し、廖文毅による独立運動勢力の組織や人事を分析しながら、台湾民主独立党の結成から台湾共和国臨時政府の成立まで分析を進めていきたい。

## 第一節 「台湾民主独立党」から「台湾共和国臨時政府」へ

### 1. 「台湾民主独立党」の結成

1951年1月13日、中華民國駐日本代表團（以下、駐日代表團と略す）が中華民國国民政府（すなわち蒋介石を指導者とする国民党政権、国民政府。以下、国民政府または国府と略す）外交部に送る電報において次のように述べている。

1951年1月10日、「台湾民主独立党」が東京神田青年会館にて大規模な記者会見を行った。駐日代表團は、事前にその情報を知ったうえで、東京における各新聞社の記者にその記者会見への参加を要請し、予め様々な質問を準備し、当日記者会見の局面を掌握しようとした。記者会見において、藍家精<sup>2</sup>・台湾民主独立党代理主席が台湾語で声明を発表し、「1950年5月17日に台湾民主独立党がすでに東京で成立した」ということを公表した。呉振南は英語と日本語で藍家精の発言を通訳した。その場で、駐日代表團の要請してきた各記者は相次いで質問し、会場の局面を掌握しようとしていた。結局、質問が多すぎたため、藍家精などは対応しきれなかった。その後、駐日代表團による事前連絡のため、東京における各新聞社は誰もその事件を報道しなかったのである<sup>3</sup>。

ここからみると、台湾民主独立党の成立は国府側に重視されたため、国府側は台湾民主

独立党の成立に関する事前の情報収集を行っただけではなく、世論上でもできるだけ台湾民主独立党の影響抑制に努めたのである。

その会場で公表された声明の内容は主に四つの部分に分けられる。I. 台湾の中立政策について。II. 台湾の地位について。III. 台湾が強国の政治的取引の犠牲者になることへの反対。IV. 太平洋の安全保障について。その中で、台湾の地位について、台湾民主独立党は次のように述べていた。

- ①国連による監視の下で、台湾の公民投票を通じて台湾の地位を決定する（1945 年以後台湾に来た中国人は投票権を持たない）。
- ②台湾の公民投票を実行するまでに、台湾の安全保障は国連によって維持されるべきである。
- ③国連による台湾の信託統治を要請する。
- ④国連による台湾の信託統治の間、台湾人によって臨時政府を樹立することが可能である<sup>4</sup>。

ここで注目すべき点は、「1945 年以後台湾に来た中国人は投票権を持たない」という点である。この主張によって、1945 年以前台湾に住んでいた本省人しか投票権を持たず、1945 年以後台湾に来た外省人の投票権が否定されるということが分かる。この主張は、元台湾再解放聯盟の綱領より一層進んだものであり、台湾の公民投票を通じて台湾の地位を決定することから、外省人は排除されることになった。

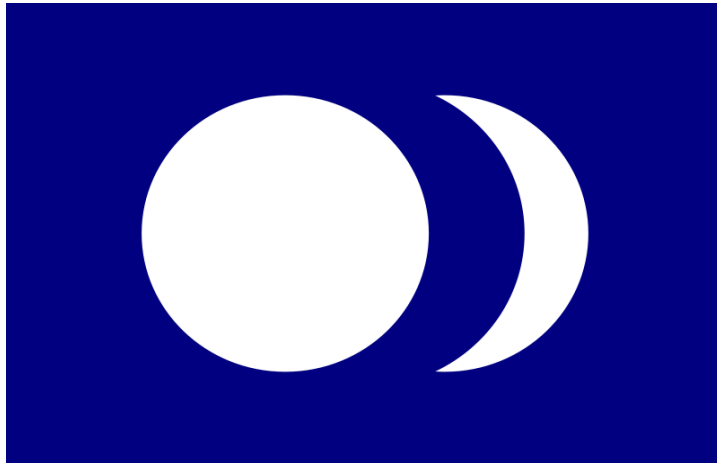
第二章の第二節で述べたように、刑務所にいた<sup>5</sup>時、台湾の独立を推進する組織とプロセスに関して、廖文毅は刑務所の外にいる台湾独立運動家との相談を通じて、「台湾再解放聯盟」を「台湾民主独立党」に改組することを決めた。廖文毅は台湾民主独立党の主席に選出されたが、当時、彼はまだ刑務所に拘留されていたため、党務を藍家精代理党主席に任せていた。成立当初、政党の名前として、「台湾民主独立党」が与えられた。だが、台湾の独立を目指す政党というものの、なぜ直接「台湾独立党」とは呼ばず、「民主」という文字がつけられたのか。その理由について、元台湾再解放聯盟副秘書長を務めていた簡文介は次のように記している。

「民主独立」ということは、これをもって衛星国的な独立や、傀儡国家的な独立と識

別するためのものである。では、なぜその区別を必要としたのか。建前はもちろん、それが民主主義に立脚する独立であるということであるに違いない。しかしながら、ある時期に、アメリカが「台湾放棄」の政策をとったということは、この時期に「中共チト一論」、すなわち中共が第二のユーゴスラビアになる、という期待があったことと考え合わせば、台湾がアメリカによって中共に売られるという懸念を抱かせるに充分であろう。同時に、これを中共が台湾をその衛星国として独立させる「可能性」と結びつけたら、どういうことになるのか。当時の状況としては、そのような事態に気を配る必要があったのである。そして、その後、「米華相互防衛条約」が結ばれた。これはそのままズルズルと、蒋介石政権が台湾の政権そのものとなり、台湾に奇妙な「傀儡国家」が出現する可能性のあることであった。しかしながら、この条約の締結は結党のだいぶ後のことだから、その党名と結びつけることはコジツケであろう。だが、あえてこれを結びつけたのは、台湾民主独立党の行動が、この懸念に制約されていなかったとはいきれないからである。台湾民主独立党が明確に「独立」を掲げながら、しかも依然として「公民投票」を謳ったのはそのためであろう。そして、「永世中立」を謳ったこともそのためである。そのうえ、公民投票を謳った必然的な結果として、台湾問題の国際間における解決を、その自主的な解決に先行させた<sup>6</sup>。

ここで注目すべき点は、台湾民主独立党は「独立」を主張しながら、「公民投票」を主張していたという点である。つまり、台湾民主独立党は当時の国際政治情勢を分析し、「米華相互防衛条約」が結ばれることによって、台湾がアメリカの操る「傀儡国家」になる恐れがあると判断した。そのような局面を防ぐために、「独立」を主張するのは不十分であり、予め「公民投票」を主張し、公民投票を通じて台湾を民主国にしようと唱えていたと考えられる。

また、政党を結成するのみならず、今後の建国のため、「国旗」も「国歌」も設定された。「国旗」は、青地に一つの太陽と一つの月を配したものであり、太陽が左側に置かれ、月が右側に置かれている。太陽も月も白い。青色は「理性」を、白色は「平和」、「清潔」及び「正義感」を表す。太陽と月は「陰陽」を表し、「陰陽調和」、「中庸」という道を歩き出す台湾を象徴する。このデザインも「日月潭」という台湾における最も有名な湖と合致する<sup>7</sup>。イメージは下記のとおりである。



(出典) 廖文毅 (1957) 『台湾民本主義』 台湾民報社、表紙。

「国歌」の歌詞は廖文毅によって作成され、「台湾人が自由と平等を追求し、世界の平和を支持すること」という趣旨を強調している。歌詞の詳細は下記のとおりである。

親愛台灣錦繡山河先烈的開發地  
以汗以血共同爭取解放自由平等  
親愛同胞雙全智勇遠東的新光華  
為民為國一齊擁護解放自由平等

親愛台灣四海謳歌諸族的結祥地  
以信以義團結推進永遠世界和平  
親愛同胞民族前鋒世紀的東南風  
為弱為小同盟支持永遠世界和平<sup>8</sup>

そして、成立初期の台湾民主独立党の主要幹部についてである。廖文毅が主席に、呉振南が副主席に、簡文介や廖史豪など 21 人<sup>9</sup>が中央委員に就任した。そして、中央委員の中で、簡文介が秘書長に、鮑瑞生が組織部長に、楊逸民が宣伝部長に、鄭万福が情報部長に、陳哲民が財政委員会委員長に、李曉明が地下委员会主任委員に就任した<sup>10</sup>。その中で、副主席に就任した呉振南は当時横浜で医師を務めており、暮らし向きが豊かである。彼は豊富な収入で長期にわたって廖文毅による台湾独立運動を支援していた。秘書長に就任した簡文介は廖文毅の次兄である廖文奎の元教え子である。廖史豪は廖文毅の長兄である廖温

仁の長男であり、当時主に台湾島内の地下工作を行っていた。陳哲民は廖史豪の妻の父である。

## 2. 台湾臨時国民議会の樹立と「台湾民族」の誕生

1955年9月1日、台湾の24県・市からの代表の出席をもって、「台湾臨時国民議会」が東京都平町36番地古賀邸で成立した<sup>11</sup>。大会では、廖文毅が名誉議長、呉振南が議長として選出された。約90人が出席した。その中で、日本人（退役軍人）8名、インドネシア人1名、アメリカ人（在日アメリカ軍事援助顧問団の職員）1名を除くと、ほかは台湾人である<sup>12</sup>。

それでは、すでに台湾民主独立党が結成されたが、なぜその時点で「台湾臨時国民議会」を樹立する必要があったのだろうか。この両者は何か相違点があるのだろうか。

1954年12月、米華相互防衛条約の調印をきっかけにして、台湾問題は国際政治の焦点になっていた。その後、1955年7月、第二次世界大戦後初の米、ソ、英、仏首脳による国際首脳会談がスイスのジュネーヴで開催され、中国共産党当局の代表もその会談に出席した。その会談において、具体的な成果はなかったが、「ジュネーヴ精神」という平和共存路線の理念を共有することが確認された。このことは、まさに米中（中国共産党当局）による平和共存への一歩となった。間もなく、想定されていたとおり、アメリカ政府がジュネーヴにおいて中国共産党当局との交渉を開始し、アメリカ政府が中華人民共和国（すなわち中国共産党当局の合法性）を認める可能性を示していた。さらに、1955年末、国連が中華人民共和国の国連加盟について討議する予定だという噂も広まっていた。このような国際政治上の動きに鑑み、廖文毅などの台湾独立運動家は、カイロ宣言以来、台湾が再び政治的取引の犠牲者になってしまう恐れがあると判断した。また、台湾民主独立党はただの共同のイデオロギーをもつ人々による集会にすぎなく、影響力が大きいとしないため、全ての台湾人を代表する政府を樹立する必要性が迫っていると考えていたからである<sup>13</sup>。

そして、台湾臨時国民議会の主要幹部についてである。廖文毅が名誉議長に、呉振南が議長に、林澄水が事務総長に、陳哲民が外交委員会委員長に、林仙舟が財政委員会委員長に、陳金泉が内政委員会委員長に就任した。そして、簡文介を委員長として24人<sup>14</sup>によって臨時憲法起草委員会を結成した<sup>15</sup>。台湾臨時国民議会の人事構成からみると、主要なポストに就いた人事は台湾民主独立党とほぼ同様である。つまり、廖文毅による独立運動勢力の中では、核心的な人物は変化しなかった。

会場では、呉振南議長が「台湾臨時国民議会成立宣言」を発表した。この宣言は、次のとおりである。

台湾二十四縣市を代表するわれわれは、全世界に対し、ここに台湾臨時国民議会の成立を宣言する。

台湾臨時国民議会は、八百万台湾人の民意機関であり、一九五五年九月一日以降、八百万の台湾人同胞を代表する。この議会の主な使命の一つは、臨時憲法を制定し、また、台湾共和国臨時政府を産出することである。

如何なる民族も、その自由意志に基づいて、独立国家を建設する自明の権利がある。祖国台湾の独立は、台湾民族の久しきに亘る悲願であった。

現代における原水爆戦争が、人類を破局に陥し入れることは明らかである。全人類はあらゆる手段を講じて、戦争を回避しなければならない。戦争回避の道は、紛争の根源を除去することである。而して台湾は、その歴史に明らかなる如く、列強必争の地であった。従って、台湾民族による中立の、台湾共和国が建設されなければ、世界に平和は訪れない。

台湾民族は、平和愛好者であり、将来の台湾共和国は、永世中立国たらしめるものである。したがって、われわれは国連が、台湾の永世中立を保障することを期待する。

台湾をめぐる現下の国際情勢は、微妙複雑である。しかし、国連あるいはその他の機関、または関係諸国の台湾問題に関する如何なる決定も、それが台湾民族の意志に反するものは無効であり、わが臨時国民議会の事前の同意を得ない如何なる解決手段も、台湾民族はこれを承服するものではないことを、ここに世界に対して厳かに宣言する<sup>16</sup>。

この宣言からみれば、廖文毅による独立運動勢力は以前の「国連による信託統治」や「公民投票を通じて台湾の独立を実現させる」などの表現をやめ、かわりに台湾臨時国民議会が台湾民族を代表すると主張した一方で、自由意志による建国は各民族の権利であり、台湾共和国の樹立と世界の平和との関連性を強調している。その中で、最も注目すべき点は、「台湾民族」という概念の提示である。つまり、廖文毅による独立運動勢力は台湾人を中国人と明確に区別し、まったく二つの民族に分けることを通じて、台湾民族による民族国家を樹立しようとしていたと考えられる。さらに、臨時憲法起草委員会などの設立は、国家の根本的な法律を起草するための準備であったことも分かる。

間もなく、同年 11 月 27 日、台湾臨時国民議会が会議を開き、「台湾共和国臨時政府組織条例」を採択し、12 月 18 日に廖文毅を大統領に、呉振南を副大統領に選出し、来年二・二八事件の記念日に台湾共和国臨時政府の就任式を行う予定を立てた。また、「台湾臨時国民議会」が「台湾共和国臨時国民議会」に改称された。

### 3. 台湾共和国臨時政府の樹立

1956 年 2 月 28 日、「台湾共和国臨時政府就任式」が東京都麻布公堂で行われ、約 130 人がその就任式に参加した。その会場において、台湾民主独立党の主席である廖文毅が大統領（外交部長に兼職する）に就任し、呉振南が副大統領に就任した。また、廖文毅が臨時政府に属する各省庁の長官を任命した。主要幹部は次のとおりである。郭泰成が秘書長に、童一中が内政部長に、李伯仁が文化情報部長に、陳哲民が財政部長に、簡文介や楊逸民など 5 人<sup>17</sup>が政務委員に、林清廉や黄龍雄など 5 人<sup>18</sup>が財政理事会理事に就任した<sup>19</sup>。

それでは、台湾民主独立党、台湾臨時国民議会及び台湾共和国臨時政府の人事構成を合わせて分析してみよう。ここでは、廖文毅による独立運動勢力の主要幹部の三つの組織におけるポストの有無について確認する。

|     | 台湾民主独立党 | 台湾臨時国民議会 | 台湾共和国臨時政府 |
|-----|---------|----------|-----------|
| 廖文毅 | ○       | ○        | ○         |
| 呉振南 | ○       | ○        | ○         |
| 黄紀男 | ○       |          |           |
| 黄玉山 | ○       |          |           |
| 林純章 | ○       |          |           |
| 陳梧桐 | ○       |          |           |
| 陳金泉 | ○       |          |           |
| 呉東風 | ○       |          |           |
| 廖史豪 | ○       |          |           |
| 黄非立 | ○       |          |           |
| 陳台意 | ○       |          |           |
| 楊襟宇 | ○       |          |           |

|     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
| 楊貂稷 | ○ |   |   |
| 張武炳 | ○ |   |   |
| 顏正光 | ○ | ○ |   |
| 趙梅林 | ○ |   |   |
| 簡文介 | ○ | ○ |   |
| 陳芳生 | ○ |   |   |
| 林澄水 | ○ | ○ |   |
| 蔡錦霞 | ○ | ○ |   |
| 王水凍 | ○ |   |   |
| 江一青 | ○ | ○ |   |
| 鮑瑞生 | ○ | ○ |   |
| 楊逸民 | ○ | ○ |   |
| 劉訥明 | ○ | ○ |   |
| 曾炳南 | ○ | ○ |   |
| 鄭万福 | ○ | ○ |   |
| 陳哲民 | ○ | ○ |   |
| 李曉明 | ○ |   |   |
| 林仙舟 |   | ○ |   |
| 陳金泉 |   | ○ | ○ |
| 郭泰成 |   | ○ | ○ |
| 林阿尾 |   | ○ |   |
| 廖明耀 |   | ○ |   |
| 林純章 |   | ○ |   |
| 許振声 |   | ○ |   |
| 林炎星 |   | ○ |   |
| 傅元寿 |   | ○ |   |
| 童一中 |   |   | ○ |
| 張家魁 |   |   | ○ |

|     |  |  |   |
|-----|--|--|---|
| 李伯仁 |  |  | ○ |
| 林一忠 |  |  | ○ |
| 李進通 |  |  | ○ |
| 林清廉 |  |  | ○ |
| 黄龍雄 |  |  | ○ |
| 頼徳隆 |  |  | ○ |

(出典) 台湾国家発展委員会档案管理局外交部記録文書「台湾独立運動(二)」

档案番号 A303000000B/0037/006.3/003 に基づいて筆者作成。

この三つの組織の人事構成を分析すると、いくつかの問題が出ると考えられる。

まず、各組織の中には、多くの部門が設定されていたが、重要なポストに就いた者はほぼ同じであり、つまり、核心的な人物は限られていたということである。

また、現在入手している資料からみると、各部門の幹部が彼らのポストに基づいてどのような活動を行うかは不明瞭である。例えば、台湾民主独立党の財政委員会委員長と台湾共和国臨時政府の財政部長を務めた陳哲民は、その後、経済的に困窮したため、国府に投降して台湾に戻った。ここからみれば、各ポストの委任と実行との間には乖離があると考えられる。

そして、台湾民主独立党、台湾臨時国民議会及び台湾共和国臨時政府において、主要幹部を務める者は 46 人である。その中で、二つのポスト以上に就く者は 15 人である。そのうえに、一人が複数のポストを兼ねるケースも多く見られる。ここからみると、当時廖文毅による独立運動勢力の人数は非常に限られていたと考えられる。その一方で、その大半は運動の上層部に集中し、実際の活動を行う人は少なかったと考えられる。

## 第二節 廖文毅による独立運動勢力の活動

### 1. 国際会議・社交場への出席

1952 年 11 月、廖文毅が台湾の代表として、広島で行われた第一回「世界連邦アジア会議」に出席した。これは、GHQ による廖文毅の釈放から二年が過ぎた時点である。この二年間には、廖文毅は何の公の活動もしていなかった。なぜこの時、廖文毅は公然と政治

活動を再開したのか。なぜならば、1952 年 4 月、サンフランシスコ講和条約の発効によって、占領されてきた日本は主権を回復し、GHQ も撤退した。その後、廖文毅は政治亡命を理由として日本政府に在留資格を求めた。それによって、廖文毅の活動は可能になったからである。

世界連邦アジア会議広島大会において、極東国際軍事裁判インド代表のパール前カルカッタ大総長、世界連邦世界運動創立会長の英国のボイド・オア卿（1949 年ノーベル平和賞受賞）ら海外 14 カ国、28 人の代表はじめ、日本側約 1000 人が参加した。廖文毅は、当時まだ独立していないマラヤ連邦、シンガポール、ベトナム、ラオス、カンボジアなどの代表と共同で提案を出し、アジアにおける独立していない各民族が平和な方法を通じて、国連の管理の下に、公民投票を通じて各民族の行方を決定することを呼びかけた<sup>20</sup>。1954 年 11 月、第二回「世界連邦アジア会議」が東京で行われた。同年 9 月 3 日、中国共産党軍は金門島の国民政府軍に対して砲撃を行ったため、廖文毅は会議に提案を出し、「世界連邦アジア会議」の名義で国連へ呼びかけ、平和な方法を通じて台湾問題を解決することを提言した。この提案は満場一致で採用され、後に「世界連邦アジア会議」日本事務局が電報でその内容を国連に送った<sup>21</sup>。

その後、廖文毅は次々にオランダ、スイス、イギリス及びフランスからの講演の依頼を受け入れ、1959 年 8 月から 10 月までジュネーブ、パリ、デン・ハーグ及びロンドンへ台湾独立運動を宣伝しに行った。訪欧の間、廖文毅はデン・ハーグにおける国際司法裁判所に投書し、国民党政権による台湾への不法占領及び残酷な独裁統治を指摘した。また、台湾の地位未定は台湾民族の生存に関するだけではなく、アジアないし世界の平和を脅かすこともあると述べ、国際司法裁判所に早速台湾問題を解決することを要請した<sup>22</sup>。

## 2. 国際社会向けの宣言書または請願書

廖文毅による独立運動勢力の主張は、それによる「台湾民主独立党中央執行委員会決議文」ならびに宣言書や請願書から読み取られる。例えば、1951 年 1 月 10 日、「第一回台湾民主独立党中央執行委員会決議文」において、次のことが述べられている。

- I. 国民党政権が中国大陆を失って台湾に逃れた後、台湾が混乱に陥っている。
- II. 国民党政権は台湾を搾取することによってその巨大な機関の運営を維持する。だが、「反攻大陸」を実現させる可能性はない。

### III. 国連に以下の声明を出す。

#### ①台湾の中立政策について

1. 国民党政権が速やかに台湾から撤退することを要請する。
2. 台湾は中国の内戦と関係がまったくない、必ず中立を厳守しなければならない。
3. 民族自決の原則に基づいて、中国政府による台湾統治を拒否する。ただし、これは台湾と自由中国の人民との友誼を妨害しない。

#### ②台湾の地位について

1. 国連による監視の下で、台湾の公民投票を通じて台湾の地位を決定する（1945年以後台湾に來た中国人は投票権を持たない）。
2. 台湾の公民投票を実行するまでに、台湾の安全は国連によって維持されるべきである。
3. 国連による台湾の信託統治を要請する。
4. 国連による台湾の信託統治の間、台湾人によって臨時政府を樹立することが可能である。

③台湾が強国の政治的取引の犠牲者になることに反対する。カイロ宣言の事項は台湾人民の意志に反するため、無効視されるべきである。

④台湾を共産主義者に渡すことに反対する。

⑤太平洋の安全保障について、自由を愛する各国が共同で促進すべきである。台湾の利益を損なわない場合、台湾も参加する<sup>23</sup>。

この決議文からみると、廖文毅による独立運動勢力は国府による台湾統治の正当性を否定し、台湾の独立の正当性を強調し、すなわち民族自決の原則に基づくものであると主張している。

そのほか、宣言書あるいは請願書が多く発表された。例えば、廖文毅による独立運動勢力は1955年4月にアジア・アフリカ会議に請願書を送り、1955年7月に国連に請願書を送り、1955年9月に「台湾臨時国民議会成立宣言」を発表し、1956年2月に「台湾共和国独立宣言」を発表した。しかしながら、これらの国際社会向けの宣言書または請願書に対して、いずれも国際社会から反応はなかった。だが、上記の宣言書または請願書に書かれている廖文毅による独立運動勢力の主張においては、台湾の独立に関する構想が次第に整備されていく。台湾独立のプロセスは、国連による信託統治から公民投票への移行が構

想されてきている。

### 3. 文章の発表

その一方で、廖文毅は積極的に様々な刊行物に投稿して支持を求めるようにしていた。例えば、1955年4月、『文藝春秋』は「祖国台湾の運命——蔣政権をセント・ヘレナに流せ」という廖文毅の文章を掲載した。この文章で、廖文毅は二・二八事件を分析することによって、その事件における国府の対応を「乱暴な虐殺」とし、国府を厳しく非難した<sup>24</sup>。同じ文章の中で、サンフランシスコ講和条約について、廖文毅は「日本は台湾及び澎湖島の一切の宗主権及び主張を放棄するというだけで。その帰属に対して触れている明文はなかった。そこで、台湾問題はまだ未解決だ」<sup>25</sup>としていた。これは「台湾地位未定論」の起源といわれている。さらに、「五十一年間台湾を統治していた日本には、道義的責任があるということ」<sup>26</sup>を重ねて強調し、台湾独立運動に対する日本の協力を呼びかけていた。

また、廖文毅は「FORMOSA AND CHINA: The Struggle for Formosa's Freedom」という英文の文章を『Far Eastern Economic Review』という雑誌にも投稿した。この文章で、廖文毅は日本による殖民統治及び国民党政権による独裁統治を批判して台湾人の独立と自由への切望を強調しながら、西太平洋地域の安全保障のためにも、台湾の繁栄の不可欠性を主張していた<sup>27</sup>。

## 第三節 結論

廖文毅は戦後台湾独立運動における中心的な人物である。二・二八事件以後、廖文毅によって、台湾再解放聯盟、台湾民主独立党、台湾臨時国民議会及び台湾共和国臨時政府が相次いで樹立された。

台湾の将来をめぐって、台湾再解放聯盟はまず「国連による信託統治」、そして「公民投票」を通じて「台湾独立」を達成するというプロセスを主張していた。また、1948年、台湾再解放聯盟は国連及び米、英、ソ、仏に意見書を提出し、国際的なパワーによる台湾問題の介入を要請していた。これらの要請からみると、廖文毅はすでに以前の「連邦自治」の主張をやめ、国連による信託統治の下に、公民投票に基づいて台湾の将来を決定することを希望している。このことから、国府による当時の厳しい台湾統治に直面し、台湾再解放聯盟は外部のパワーを利用して国府の統治を打倒しようとしていたと考えられる。

渡日後、台湾再解放聯盟は廖文毅による独立運動勢力によって台湾民主独立党に改組された。台湾民主独立党の政治的主張は概ね元台湾再解放聯盟の政治的主張に従い、国連による信託統治の下に、公民投票に基づいて台湾の将来を決定することを要請していた。ただし、その主張には、1945 年以前台湾に住んでいた本省人しか投票権を持たなく、1945 年以後台湾に来た外省人の投票権が否定されていたということが分かる。これは、元台湾再解放聯盟の綱領より一層進んだものであり、台湾の公民投票を通じて台湾の地位を決定することから、外省人を排除されることになった。また、台湾独立のプロセスは、国連による信託統治から公民投票への移行が構想されてきたと考えられる。さらに、廖文毅は積極的に様々な刊行物に投稿して国際的支持を求めるようにしていた。国府を厳しく非難した一方で、サンフランシスコ講和条約の内容を分析することによって、初めて「台湾地位未定論」を提示したのである。

廖文毅の指導の下で、台湾臨時国民議会及び台湾共和国臨時政府が相次いで成立した。台湾人を代表する政治機関を結成することは、国際社会に向けて台湾独立運動の影響力を拡大させることに貢献した一方で、国府による台湾統治の正当性を疑うものであり、国府の権威に挑戦し、大きな圧力を与えたと考えられる。

だが、廖文毅による独立運動勢力の各組織の中には、多くの部門が設定されていたが、重要なポストに就いた者はほぼ同じであり、核心的な人物は限られていたのである。また、各部門の幹部が彼らのポストに基づいてどのような活動を行うかが不明瞭である。つまり、各ポストの委任と実行との間には乖離もあると考えられる。そして、台湾民主独立党、台湾臨時国民議会及び台湾共和国臨時政府において、一人が複数のポストを兼ねるケースも多く見られる。ここからみると、当時廖文毅による独立運動勢力の中で、核心的な人物だけではなく、全体の参加人数も非常に限られていたと考えられる。その一方で、その大半は運動の上層部に集中し、実際の活動を行う人は少なかったと考えられる。

## 注釈

- 
- <sup>1</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（二十四）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/024、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>2</sup> 1948年2月から、藍家精は台湾再解放聯盟の顧問を務めていた。日中戦争の時、藍家精が汪兆銘政権統治下の南京に駐在する日本大使館の武官を務めたため、1947年から国府に指名手配された。だが、彼は当時陸軍大学長を務める徐永昌の姻族であるため、間もなく指名手配が解除された。1950年、渡日して台湾独立運動を推進した。1960年、台湾独立運動を放棄し、台湾に戻った。
- <sup>3</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（一）」档案番号 A303000000B/0037/006.3/002、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>4</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（一）」档案番号 A303000000B/0037/006.3/002、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>5</sup> 廖文毅が刑務所に拘留されたこと、すなわち GHQ による廖文毅の拘置に関する詳細は、第二章の第二節を参照。
- <sup>6</sup> 簡文介（1962）『台湾の独立』有紀書房、109-111 頁。
- <sup>7</sup> 林景明（1970）『知られざる台湾：台湾独立運動家の叫び』三省堂、103 頁。
- <sup>8</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（二十四）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/024、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>9</sup> 詳細な名簿は、呉振南、黄紀男、簡文介、黄玉山、林純章、陳梧桐、陳金泉、廖史豪、黄非立、陳台意、楊襟宇、楊貂稷、張武炳、顏正光、趙梅林、鮑瑞生、楊逸民、鄭万福、陳哲民、劉炳明、曾炳南である。
- <sup>10</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（二）」档案番号 A303000000B/0037/006.3/003、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>11</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十七）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/018、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>12</sup> 外交部記録文書「拂塵專案第 12 卷」档案番号 0038/340.2/5502.3/12、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>13</sup> 簡文介（1962）『台湾の独立』有紀書房、114 頁。

- 
- <sup>14</sup> 詳細な名簿は、簡文介、陳芳生、林澄水、陳哲民、鄭万福、陳金泉、林仙舟、蔡錦霞、吳振南、楊逸民、郭泰成、顏正光、曾炳南、鮑瑞生、林阿尾、廖明耀、吳東風、林純章、江一青、許振声、林炎星、劉訥明、趙梅林、傅元寿である。
- <sup>15</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（二）」档案番号 A303000000B/0037/006.3/003、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>16</sup> 外交部記録文書「拂塵專案第 12 卷」档案番号 0038/340.2/5502.3/12、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>17</sup> 詳細な名簿は、簡文介、陳金泉、楊逸民、劉訥明、曾炳南である。
- <sup>18</sup> 詳細な名簿は、林清廉、黄龍雄、賴德隆、張家魁、陳金泉である。
- <sup>19</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（二十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/023、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>20</sup> 廖文毅（1955）「祖国台湾の運命——蒋政權をセント・ヘレナに流せ」『文藝春秋』4 月号、118 頁。
- <sup>21</sup> 同上文、118 頁。
- <sup>22</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>23</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（一）」档案番号 A303000000B/0037/006.3/002、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>24</sup> 廖文毅、前掲文、115 頁。
- <sup>25</sup> 廖文毅、前掲文、118 頁。
- <sup>26</sup> 廖文毅、前掲文、119 頁。
- <sup>27</sup> Thomas W. I. Liao, “FORMOSA AND CHINA: The Struggle for Formosa’s Freedom,” *Far Eastern Economic Review*, No.5, 1958, p618.

## 第四章 内憂と外患

### ——廖文毅による台湾独立運動の終焉

#### はじめに

1950 年から 1965 年まで、廖文毅は日本を根拠地として台湾独立運動を行っていた。元台湾再解放聯盟（1948～1950）の活動の時代、廖文毅による独立運動勢力の活動はすでに中華民国国民政府（すなわち蒋介石を指導者とする国民党政権、国民政府。以下、国民政府または国府と略す）側の注意を引いてきた。その後の日本における台湾民主独立党、台湾臨時国民議会、台湾共和国臨時政府の成立は、国府による台湾統治の正当性を疑うものであり、国府の権威に挑戦するものでもある。これに対して、国府はどのように対応していたのか。また、戦後台湾独立運動の根拠地である日本において、日本政府はどのような態度を示したのか。さらに、戦後アジアにおける最も大きな影響力をもつアメリカはどのような態度を示したのか。

廖文毅をめぐる限られている先行研究では、伊藤（1999）や陳（2005）などは、廖文毅の政治活動と思想、失敗要因などを分析している。だが、それは廖文毅の行動に焦点を当てており、国際政治の視点から台湾独立運動を分析したものはほとんど見られない。長期にわたってきた台湾独立運動は、最初から複雑な国際政治によって強く左右されていたため、国際政治の視点からの分析は重要だと考えられる。

そこで、本章は、日本外務省外交史料館、台湾国家發展委員会檔案管理局、台湾中央研究院近代史研究所檔案館に所蔵される一次資料及び当時の台湾独立運動団体関係者の回想録を利用し、国際政治の視点から、それらの問題を解明してみる一方で、廖文毅による独立運動勢力内部の問題を分析することによって、廖文毅の失敗要因を究明する。

#### 第一節 台湾独立運動に対する国民政府の対応

##### 1. 台湾島内における独立運動への弾圧

1950 年 5 月、台湾再解放聯盟台湾支部のメンバーである黄永香が高雄で逮捕され、彼の供述に基づいて、国府側は関係者 18 人を逮捕した。その中で、黄紀男や廖史豪など 7

人がそれぞれ懲役の実刑判決を受けた<sup>1</sup>。当時、黄紀男は台湾再解放聯盟台湾支部長として、台湾島内の独立運動を指導していた。廖史豪は廖文毅の甥であり、台湾再解放聯盟台湾支部経済組長を務めていた。その後、黄紀男と廖史豪は減刑され、実際に刑務所を出たのは1958年8月である<sup>2</sup>。出所後間もなく、彼らは廖文毅に連絡し、2人とも独立運動を再開した。黄紀男は台湾民主独立党台湾地下工作委員会主任委員に、廖史豪は同委員会副主任委員に任命された。その後、1962年1月にこの2人は再び国府側に逮捕された。逮捕の理由としては、「蔣経国暗殺計画」の嫌疑によるといわれていた<sup>3</sup>。

「蔣経国暗殺計画」というのは、廖文毅が日本の外交郵便を通じて台湾島内の独立運動家に蔣経国の暗殺を指示したことから始まったことである。台湾島内の独立運動は明確な行動を通じて、国際社会に独立の決心を示さなければならない。仮に蔣経国が暗殺されたとすると、各地域における台湾独立運動勢力が軍事行動を起こし、台湾共和国臨時政府が直ちに国連に台湾問題に関する緊急措置案を提出することができるようになると廖文毅は考えていた<sup>4</sup>。しかしながら、日本の外交郵便システムが国府の情報機関に浸透され、日本側の職員が買収されることによって、廖文毅の指示が察知されてしまった<sup>5</sup>。それによって、黄紀男、廖史豪などが逮捕された。1965年1月、黄紀男と廖史豪に対する死刑判決が下された<sup>6</sup>。ところが、その後、蔣経国が「本判決の執行について、しばらく延期せよ。黄紀男と廖史豪の命を残すことを通じて、廖文毅による独立運動勢力に降伏を勧める」という指示を出した<sup>7</sup>。ここからみると、国府の台湾島内における廖文毅による独立運動勢力への抑圧は、島内の独立運動を制圧するためだけではなく、この手段によって廖文毅に降伏を勧めるために利用しようとしていたと考えられる。

## 2. 中華民国司法行政部調査局による浸透活動

国府情報機関による廖文毅をはじめとする台湾独立運動勢力への浸透活動は1956年から始まった。中華民国司法行政部調査局<sup>8</sup>（以下、調査局と略す）は台湾共和国臨時国民議會議員である蔡錦霞に接近し、彼女を「線人」（インサイダー）にした。それから、蔡錦霞は調査局の指示を受け、台湾と日本における廖文毅による独立運動勢力のメンバーとその家族の情報を収集し、廖文毅による独立運動勢力の会議の内容を引き続き調査局に報告した<sup>9</sup>。

また、当時台湾共和国臨時政府外交部長を務めていた陳哲民も調査局のもう一人の重要な目標になった。なぜ陳哲民が狙われたのか。それは陳哲民の重要性に基づくものである。

まず、陳哲民は廖史豪の妻の父であり、廖文毅の姻族であるため、もし彼を寝返らせた  
とすると、廖文毅による独立運動勢力に大きな衝撃を与えることになる。また、陳哲民は  
アモイ大学を卒業したエリートであり、廖文毅による独立運動勢力での地位が高い。もし  
彼を寝返らせたとすると、間違いなくほかの台湾独立運動家に大きな影響を与えることも  
できる。さらに、陳哲民は「台湾共和国臨時政府外交部長」を務めているため、もし彼を  
寝返らせたとすると、日本社会ないし国際社会に影響を与えられると調査局は考えていた  
10。

調査局が陳哲民に接近し、台湾に戻ったら陳哲民の自由と安全を保証すると約束した。  
その一方で、当時の陳哲民自身が経済的に非常に困窮していた。これも彼が狙われた理由  
の一つである。結局、陳哲民は 1956 年 6 月 22 日に台湾に戻り、国府に帰順した<sup>11</sup>。これ  
は、廖文毅が同年 2 月 28 日に台湾共和国臨時政府大統領に就任して間もなくのことだっ  
たのである。

それから、調査局が林澄水<sup>12</sup>、陳春佑<sup>13</sup>、林排<sup>14</sup>、江来發<sup>15</sup>、鄭万福<sup>16</sup>などに接近し、様々  
な方法で寝返りを説得した。1965 年まで、廖文毅による独立運動勢力の主要幹部の 19 名  
が調査局に寝返り、台湾民主独立党の党員全体の三分の二を占めることとなった<sup>17</sup>。この  
ことは廖文毅には分かっていたようだが、その傾向を止めることはできなかった。彼はあ  
る会議で次のように述べた。「国府はお金でみなを買収することが分かっている。もし国  
府があなたたちを買収すれば、躊躇わずにそのお金を受け取って利用してよい。本格的に  
国府のために仕事をしなければ大丈夫だ。」<sup>18</sup>このことについて、当時調査局の課長を務  
めていた李世傑は、「廖文毅の発言が多くの人を『啓発』した。彼らは経済的に困窮して  
いたため、国府のお金を受け取って利用してもいいと考えるようになった。これが、廖文  
毅による独立運動勢力の分裂と崩壊を加速させた」<sup>19</sup>と分析した。

以上のことから、廖文毅による独立運動勢力の崩壊の一つの要因は、国府の情報機関に  
よる寝返り工作によるものであった。

### 3. 国民政府による正応本專案小組の成立と活動

台湾独立運動に対処するために、1961 年 11 月から国府は「正応本專案小組」を設立し  
た。正応本專案小組は中央対匪闘争工作統一指導委員会<sup>20</sup>、外交部、国家安全局、僑務委  
員会、教育部などの機関によって構成された。その仕事内容としては、①海外における台  
湾独立運動をめぐって、情報の収集・検討の上で、対策を提案する、②海外における台湾

人留学生及び華僑（特に若者）の国府に対する不満に関する状況をめぐって、情報の収集・検討の上で、対策を提案すると決められた<sup>21</sup>。

正応本專案小組は1961年12月16日に第一回会議を開いてから、週一回会議を開くことを定めた<sup>22</sup>。そして、正応本專案小組が『所謂台湾独立運動的内幕的透視』及び『廖文毅及其活動透視』<sup>23</sup>といったパンフレットを編集し、それぞれ業務用の参考資料及び宣伝用の資料として利用していた。『所謂台湾独立運動的内幕的透視』は、主に台湾独立運動の歴史的な流れ、活動家、組織、言論、刊行物、行動と陰謀などを紹介して分析し、それに関する研究、意見、対策などを記述している。このパンフレットは歴史、地理、国際関係などの面から、体系的に廖文毅による独立運動勢力の主張を批判し、台湾人留学生への連絡と援助を強めるなどして、廖文毅による独立運動勢力に対する対策をまとめている。国府の内部で利用される資料のため、その内容は非常に詳細である<sup>24</sup>。『廖文毅及其活動透視』は、主に廖文毅の履歴、活動、独立運動勢力のメンバー、経費の出所、言論、刊行物、共産党との関係、行動と陰謀などを紹介して分析するものである。これは外部に対する宣伝用の資料のため、その内容は主に廖文毅による独立運動勢力を批判するものであった<sup>25</sup>。

正応本專案小組は様々な手段を総合して駆使し、廖文毅による独立運動勢力を崩壊させることを目指していた。その手段は「打撃」、「分化」、「防止」<sup>26</sup>という三本柱であった。その具体的な内容は以下のとおりである。

「打撃」の内容は次のとおりである。①各地域の華僑総会あるいは台湾同郷会に呼びかけ、廖文毅による独立運動勢力の全ての行動に対して反撃することによって、その行動を抑制して阻止すること。②廖文毅による独立運動勢力のメンバーの違法行為を調査し、その都度華僑社会に公開することによって、華僑社会との繋がりを断ち、信用をなくすこと。③廖文毅による独立運動勢力を援助する華僑を警告し、廖文毅による独立運動勢力の活動資金を断絶すること。④廖文毅による独立運動勢力を援助する外国人を調査し、警告を与えること。これらの仕事は主に中華民国駐日本大使館（以下、駐日大使館と略す）に任せる。

「分化」の内容は次のとおりである。①廖文毅による独立運動勢力内部の対立を調査し、それを利用して独立運動勢力を分裂させること。②台湾にいる親族や日本にいる親族を通じて、廖文毅による独立運動勢力のメンバーの帰順を説得すること。③国府に親しい日本人を通じて、廖文毅による独立運動勢力に対する援助を止めることによって、廖文毅によ

る独立運動勢力を孤立させること。

「防止」の内容は次のとおりである。台湾において、①疑いのある台湾人が日本に行く場合、その人の家庭背景を調査し、廖文毅による独立運動勢力との関係があるかどうかを確認し、駐日大使館に通知すること。②台湾社会の発展ぶりを宣伝することによって、在日台湾人の国府に対する印象を改善すること。日本において、①台湾に帰郷する華僑の身上調査を通じて、廖文毅による独立運動勢力の台湾浸透を防ぐこと。②台湾の経済成長ぶりを宣伝することによって、在日台湾人の国府への求心力を強化すること<sup>27</sup>。

これらの正応本專案小組による手段からみれば、一つの特徴が分かる。それは、国府は日本における華僑社会をかなり重視し、様々な手段を通じて廖文毅による独立運動勢力と華僑社会との繋がりを断つことによって、廖文毅による独立運動勢力の生存基盤を崩すことを目的としていた。

そのため、国府は積極的に日本における台湾人華僑に「故郷意識」をアピールし、台湾人華僑に対して出入国手続の便宜化、貧しい人への救済、台湾観光の招待、華僑団体の懇親会、留学生の援助などの方法を通じて、華僑の支持を求め、華僑社会の世論では国府に対する有利な雰囲気を作り、廖文毅による独立運動勢力の生存空間をできるかぎり狭めるようにしていた<sup>28</sup>。

## 第二節 法律の適用に拘る日本政府と国民政府の手段の転換

1955 年 8 月、中華民国駐日本大使館（以下、駐日大使館と略す）は、台湾民主独立党が 9 月 1 日に東京で台湾臨時国民議会を結成する予定があるという情報を得た。8 月 29 日、駐日大使館は日本外務省に交渉を申し入れた。駐日大使館によると、廖文毅などは日本を根拠地として中華民国政府を転覆する行動を行い、仮に放置すると、中華民国政府の権威を害するのみならず、中日の友好関係にも悪い影響を与えると強調していた<sup>29</sup>。また、中華民国外交部が台北に駐在する日本大使館の宮崎公使を呼び、「日本における『台湾臨時国民議会』が自らの影響力を拡大させているが、外務省に報告してその活動を制止してほしい」<sup>30</sup>と日本に台湾民主独立党への監視と情報提供を要請した。

このような国府の要請に対して、日本政府はどのように対処したのか。9 月 9 日、外務省は駐日大使館に次のような返事をした。それによると、「日本の現行法では、暴力行為によって治安が妨害されなければ室内における集会を禁止できない。外務省は中華民国の

要請を了解し、その集会の主催者を呼び、集会の停止を勧告した。」<sup>31</sup>日本政府は国府の要請を了解はしたが、法律上では台湾民主独立党の活動を禁止する権限は持たないから、勧告しかできなかったことが分かる。

1956年1月、台湾共和国臨時政府の成立前、事前に情報を得た駐日大使館が外務省に行って日本側に廖文毅による独立運動勢力の活動を説明し、「有効に制止する」ことを要請した。ところが、以前の返事と同様に、外務省の官僚は口頭で廖文毅による独立運動勢力の活動停止を勧告するとしか返事しなかった。そのような状況に直面する駐日大使館は、やむをえず直接東京都警察庁と交渉したが、東京都警察庁も「法律に従う」と応答し、実際にはどのような行動もとらなかった。その後、中華民国外交部が日本の宮崎公使を再び呼び、「仮に日本側が引き続き廖文毅による独立運動勢力の活動を放置するとすると、わが国に対して非友好的行為だと認めるようにする。日本政府は法律の視点以外、中日の友好関係をより重視すべき、政治の視点から廖文毅による独立運動勢力の活動を制止すべきである」<sup>32</sup>と要請した。

その一方で、中華民国外交部が日本との交渉状況を総統府及び行政院に報告した後、張群・総統府秘書長は外交部に次のように指示した。「この問題について、日本側としっかりと交渉し、仮に日本政府がそれらの反逆者を放置するとすると、日本が台湾に対して依然として領土の野心を持つという世論の噂を証明するということにほかならない。そのため、日本側がその活動をしっかりと取り締まって禁止すべきである。」<sup>33</sup>この指示からみれば、国府は日本側の対応に対して不満な態度を示したのであろう。周知のとおり、サンフランシスコ講和条約によると、日本は台湾をめぐる全ての権利を放棄した。国府による「日本が台湾に対して依然として領土の野心を持つ」という指摘は、国府による台湾統治の合法性が疑われることに不安を感じていた一方で、この言い方を通じて日本政府に一層圧力をかけるつもりだったと考えられる。その後、葉公超外交部長が1956年2月10日に日本の堀内謙介大使を呼び、再び総統府の意見を表明した。堀内大使がその意見を日本政府に報告することを承諾した一方で、なぜ日本政府が廖文毅による独立運動勢力の活動を制止しないのかについて、日本の現行法による結果であると解釈した<sup>34</sup>。

以上からみると、国府は台湾共和国臨時政府の成立を極めて重視していた。以前の交渉は効き目がなかったため、董顯光駐日大使が1956年2月21日に外務省に行って日本側に厳正な交渉を申し入れた。董顯光は門脇季光外務省事務次官に覚書を提出し、国府の立場を重ねて表明した。2月27日に、駐日大使館が再び外務省と交渉し、「日本政府が日本

の入国管理法及び刑法の関係条例に基づいて国交妨害罪として廖文毅による独立運動勢力の活動を取り締まるべきである」<sup>35</sup>と要請した。しかしながら、翌日の台湾共和国臨時政府の成立からみると、国府による事前の交渉は無効になってしまったのであろう。

その後、董顯光の後継者になる沈觀鼎駐日本大使が 1956 年 6 月 4 日に門脇外務省事務次官と会見した時、再び台湾共和国臨時政府を取り締まることを要請した。門脇外務省事務次官は「日本が占領されて以来、戦前の治安法や言論・集会統制法などが廃止された。現在、共産党であっても取り締まることが難しくなった」<sup>36</sup>と答えた。そして、沈觀鼎が 6 月 20 日に牧野良三法務大臣と会見しても、依然として効き目はなかったのである。その後、葉公超外交部長が 1956 年 11 月 5 日に、沈昌煥外交部次長が 1957 年 1 月 14 日に堀内大使を 2 回呼び、日本政府の廖文毅による独立運動勢力の活動を放置することに対して不満を表明した。

1957 年 9 月、中華民国外交部は廖文毅による独立運動勢力が債券を発行する予定があるという情報を得たため、駐日大使館に指示し、日本側と交渉することを要請した。沈觀鼎駐日本大使が債券の写真を持って外務省と交渉し、日本側は「公債を募集するのは日本の法律に違反するため、確認したら法律に基づいて処理する」<sup>37</sup>と答えた。翌日、沈觀鼎が大野勝巳外務省事務次官と会見した時、再びそれについて言及したが、日本側は、大蔵省による検討の上で、その「債券」には「貸出」が書かれており、公債だと認められないため、法律上では処罰できなく、ただ廖文毅による独立運動勢力に警告しかできない<sup>38</sup>と説明している。また、国府からの廖文毅による独立運動勢力によって発行される刊行物の取締に関する要請について、日本側は「戦後日本において、言論、思想及び出版が非常に自由になっており、取り締まることはできない」<sup>39</sup>と答えた。この一連の日本側の対応からみれば、日本政府は基本的に日本の法律に基づいて廖文毅による独立運動勢力の活動を制止することができないという立場を堅持したと考えられる。そのため、国府が次第に廖文毅による独立運動勢力への抑制手段を転換するようにした。

日本政府による廖文毅による独立運動勢力の活動制止が無効になると感じた国府は、次第に対策を調整していった。日本政府との交渉を維持する一方で、自ら様々な手段を通じて廖文毅による独立運動勢力を分裂させるようになった。

廖文毅による独立運動勢力は 1959 年 9 月 1 日に東京で「台湾共和国臨時国民議会成立四周年記念大会」を行った。これに対して、駐日大使館が新たな手段に従い、日本側による会場監視を要請した一方で、自らも会議を妨害するために要員を会場に派遣した。その

ため、記念大会はそそくさと閉幕した。同日、台湾民族独立党関西支部が神戸で懇親会を行ったが、中華民国駐大阪領事館の妨害によってそそくさと終わった<sup>40</sup>。この一連の行動からみると、国府がすでに日本政府を通じて廖文毅による独立運動勢力を抑制することから、自分で解決すると対策を変更したとになったと分かる。

国府の妨害によって、1960 年から、廖文毅による独立運動勢力の活動は様々な挫折を経験することとなった。例えば、廖文毅による独立運動勢力は 1960 年 9 月 1 日に日本の各地で「台湾共和国臨時国民議会成立五周年記念大会」を行う予定を立てた。その活動の予定地は主に関西や九州であった。九州では、事前に鹿児島市と阿久根市の協力を得ていた。これに対して、中華民国駐日大使館は外務省と交渉した一方で、直接鹿児島市及び阿久根市とも交渉した。それによって、鹿児島市と阿久根市が廖文毅による独立運動勢力の活動への会場提供をキャンセルすることとなったのである<sup>41</sup>。また、1961 年、廖文毅による独立運動勢力は日本の各大都市で「二・二八事件記念会」を行う予定を立てた。その活動の主会場が大阪に置かれ、その会場では日本人作家である今東光<sup>42</sup>の招待講演も予定されていた。これに対して、駐日大使館が事前に大阪府と交渉した結果、廖文毅による独立運動勢力の計画した大阪デモが実現できなかったのみならず、今東光も招待講演を実現できなかった<sup>43</sup>。この一連のことからみると、国府が外務省との交渉によってだけでなく、直接地方政府とも交渉することによって、廖文毅による独立運動勢力の活動を効果的に制止できたと結論できる。

### 第三節 台湾独立運動に対するアメリカ政府の態度

#### 1. 朝鮮戦争の前後におけるアメリカの対台湾政策の変化

1949 年 6 月、駐中国アメリカ大使館の参事であるマーチャント (Livingstone T. Merchant) が台北を訪問し、台湾再解放聯盟及びほかの台湾独立運動勢力と接触した。その後、駐中国アメリカ大使館に提出した報告において、マーチャントは次のように述べていた。「私の印象に残るのは、台湾独立運動勢力が団結しないことだ。政治上でいえば、無知である一方で、組織上でも完璧ではないため、私は彼らに対する信頼感をもっていない。」一説によれば、マーチャントの台湾独立運動勢力との接触の目的は、将来台湾と中国との分離の可能性を検討するためであった<sup>44</sup>。しかしながら、以上のような接触で得た印象によって、台湾人によって台湾を治めるというアメリカ側の計画は中止されたのである。ここか

らみれば、台湾再解放聯盟などの台湾独立運動勢力について、アメリカ側はよい評価を与えなかったと分かる。同年9月9日、アメリカ国務省中国事務部の官僚がイギリスの外交官と会談した時、台湾問題について、次のように述べていた。「蒋介石政権が台湾を掌握している間に、公民投票または国連による信託統治という『台湾再解放聯盟』の要請の実現する可能性はほとんどない。『台湾再解放聯盟』は自らが共産党でもなくて国民党でもない組織と自称しているが、その指導者に対する世間の評価はよくない。また、彼らの唯一の主張は反共しかなかった。」<sup>45</sup>ここからみると、アメリカ側は台湾独立運動が成功できると思わないのみならず、その指導者に対する印象もよくない。

1950年1月2日、駐台北アメリカ領事館の官僚であるストロング（Robert Strong）が台湾再解放聯盟台湾支部長である黄紀男と接触した。その後、彼は国務省への報告で次のように述べていた。

彼ら（黄紀男を指す）の計画書を詳しく読んだ。彼らは武器を持たず、完全にアメリカの援助を通じて目標を達成しようとしている。ところで、台湾人が武器を持たない現在、台湾島における中国人の統治から逸脱できるはずがない。また、アメリカは軍力を投入することによって台湾島を掌握する責任も負えない。台湾がすでに国際政治に巻き込まれたため、勝手に分離させることはできない。国府の勢力を弱めることは、かえって共産党勢力に台湾島を掌握する機会を与える恐れがある。アメリカ側は台湾人の立場に同情するが、その要請が、現在、及び近いうちに実現する可能性は低い。これについて、台湾独立運動勢力の人々は忘れてはならない<sup>46</sup>。

その後、1月19日、国務省の返事はストロングの意見に対して賛意を示した。総じていえば、アメリカ側は台湾人の境遇に同情したが、台湾の独立を支持しなかった。さらに、台湾独立運動家の行動は中国共産党に台湾島を掌握する機会を与えるとアメリカ側が考えていた。

さらに、1950年1月5日、トルーマン大統領は台湾問題に関する声明で次のように意見を表明した。「カイロ宣言とポツダム宣言によって台湾が日本から中国に返還された。ここ4年間には、アメリカ及び連合国がすでに台湾に対する中国の主権を承認した。アメリカはあらゆる中国内戦に巻き込まれる可能性がある行動をとらない。」<sup>47</sup>

しかしながら、1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発した。朝鮮戦争ならびに東アジアにおける共産主義陣営をけん制するため、6月27日にアメリカ海軍第7艦隊が台湾海峡に入った。8月25日、国連安全保障理事会で、ソ連代表であるマリク（Yukov Malik）が中華人民共和国の総理兼外交部長である周恩来による声明を読み上げ、それを正式な紀要に入れることを要請した。その声明によると、周恩来は、アメリカが軍事行動を通じて中国共産党による台湾解放を阻止することを、中国の領土に対する「直接侵略」であるとしている。アメリカ代表グロス（Ernest A. Gross）がそれに反論し、国連による調査を歓迎するという意思を表明した。8月29日、安保理は「周恩来の声明」について討議すると決定した。

また、9月20日、アチソン（Dean G. Acheson）アメリカ国務長官が国連総会で、台湾問題について討議し、国連による台湾問題（すなわち台湾に関する主権が中華人民共和国と中華民国のどちらにあるか）への調査が終了するまで、中国大陆と台湾との戦争状態をやめさせなければならないと要請した。アメリカ代表もイギリス代表もこの要請に賛成した<sup>48</sup>。これにより、プロセス上では、台湾問題はまず安保理に受理され、そして国連総会によって裁決されることになる。アメリカ国務省は決議文を起草しようとしたが、その中で、二つの条項に関する意見調整は難航した。一つは、カイロ宣言の内容をその決議文に入れるかどうかということである。西側諸国の中で最初に中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の政府であると承認したイギリス政府は、入れることを要請した。これは、将来台湾が中国に統一されるという可能性を残したものである。もう一つは、台湾を中立化させることを決議文に入れるかどうかということである。その理由は、アメリカ国防総省が、台湾を中立化させたら、将来国際情勢に対応するアメリカの柔軟性を損なうという懸念を抱いていたためである。そのため、同年10月に至ってもその決議文はできなかった<sup>49</sup>。そして、10月19日に中国人民志願軍が朝鮮に入ってアメリカ軍をはじめとする国連軍と戦うようになり、中国人民志願軍の朝鮮参戦が国連の注目する焦点になり、台湾問題は無期限に放置されたのである。また、中国人民志願軍と敵対していたアメリカ側も台湾にある国府を全力で支持せざるをえなくなった。

1951年5月17日、トルーマン・アメリカ大統領は、国家安全保障会議が提出したアメリカ政府と国府との関係についての意見書を批准した。この意見書は、国府が中国を代表する唯一の政府であると承認し、様々な手段を通じて共産党政府を崩壊させるべきとしていた<sup>50</sup>。また、台湾問題について、意見書では次のように述べていた。

- ①アメリカの安全上の必要があれば、海軍第 7 艦隊の台湾海峡におけるパトロールを続ける。
- ②国府に政治の改善を勧め、国府の権威を伸ばすことを通じて、その影響力を中国大陆に及ぼす。
- ③軍事援助と経済援助を続け、国府の軍事力を強化する<sup>51</sup>。

ここからみると、中国共産党政権に反対するという前提の下で、1951 年 5 月から、アメリカ政府はすでに国府を支援するという基本的な対台湾政策を立てていたと考えられる。

1953 年 2 月 2 日、アメリカ海軍第 7 艦隊が、その任務は中国共産党政権に攻撃をかけた国府の軍隊への援護ではなく、台湾の専守防衛であるという命令を受けた。それと同時に、国府は、アメリカ政府の許可がなければ中国共産党政権への攻撃をしないことを約束した。その後、アメリカ海軍太平洋艦隊は、台湾に戦闘機のパトロールの基地を置き、緊急事態の場合に国府側と一緒に共同作戦指揮部を設立すると宣言した<sup>52</sup>。この一連の軍事協力のうえで、1954 年 12 月、米華相互防衛条約が調印された。それ以降、アメリカの軍事援助と経済援助を受けていた国府による台湾統治は安定化していく。

以上のように、1949 年から 1954 年まで、アメリカ政府は、国際政治情勢に基づいて対台湾政策を調整し、最終的に国府を支援するという方針を立てた。これが台湾独立運動勢力に対して極めて大きな打撃となったと考えられる。その理由は、台湾独立運動勢力はアメリカ側の援助を望んでいたことである。

## 2. 台湾独立運動勢力とアメリカ側との接触における不調

1955 年 9 月 1 日、台湾臨時国民議会が東京で成立した。二週間後、廖文毅が台湾民主独立党主席及び台湾臨時国民議会議長の名義で、アイゼンハワー・アメリカ大統領に手紙を送り、アメリカ政府が政治犯として国府に逮捕された台湾独立運動家を保護することを要請し、また国府による黄紀男と廖史豪の逮捕にも言及した。廖文毅がこの手紙を出した背景には、台湾独立運動の行き詰まりがあったからである。まず、台湾臨時国民議会の成立当日、成立大会の会場は国府によって派遣された人物に妨害された。また、国府は廖文毅の逮捕に繋がる情報の提供に 3000 米ドルの懸賞金をかけていた<sup>53</sup>。廖文毅はこの手紙

で蒋介石政権による台湾人への虐殺、及び台湾独立運動の正当性を強調している。ここからみれば、廖文毅はアメリカの関与を通じて、危うい状態にある台湾独立運動を救うと考えたことが分かる。

廖文毅の手紙に対して、アイゼンハワー大統領が返事したかどうかは現在の史料で不明であるが、1956年5月17日にアイゼンハワー大統領の蒋介石への手紙から、アメリカ側の国府への態度を見ることができる。その手紙において、アイゼンハワー大統領は蒋介石のアジアでの役割を高く評価し、過去以来の米華間協力を続けることを再確認した。また、蒋介石政権への軍事援助と経済援助、及び国際的地位を確保することも承諾した<sup>54</sup>。ここから、廖文毅によるアイゼンハワー大統領への手紙は効き目がまったくなかったと分かる。

1959年8月、国府は廖文毅がアメリカに行く計画を察知した。そのため、国府は速やかにアメリカ側に連絡し、廖文毅の渡米を阻止することを要請した。それによって、アメリカ国務省が各地に駐在する大使館と領事館に、廖文毅の渡米ビザの申請を拒否するよう命令した。その後、廖文毅はアメリカ上院外交委員会委員長であるフルブライト (James W. Fulbright) に手紙を送り、渡米ビザの申請について援助を求めた。それ以降、廖文毅の渡米ビザの申請について、国務省は6回フルブライトの質問状を受け取った。しかしながら、それに対して、国務省が「廖文毅 (の渡米) は中華民国政府を転覆するためである」と同じ返事を繰り返してしている<sup>55</sup>。

さらに、1960年、台湾島内における雷震<sup>56</sup>による組党運動に関して、アメリカ国務省は「台湾の安定を確保するためには、国民党政権の維持を優先させ、政治自由化は後の話である」と意見を表明した<sup>57</sup>。ここからみれば、アメリカ政府にとって、国民党政権の維持は優先事項であり、政治自由化はそれほど重要ではなかったと推測できるだろう。国民党政権の下で政治自由化への追求はアメリカ政府の支持を得られなかったため、台湾から国民党政権を排除することを目指し、廖文毅がアメリカの関与によって実現させる台湾独立運動は不可能になったと考えられる。

#### 第四節 廖文毅による台湾独立運動勢力内部における様々な問題

以上の部分では、廖文毅による台湾独立運動が直面した厳しい外部環境を分析した。しかしそれだけではなく、廖文毅による台湾独立運動勢力の内部にも様々な問題が起きた。

1963年5月1日、日本外務省中国課は作成する外交資料「『台湾独立運動』について」

において次のように述べている。

台湾独立運動は 1950 年頃から本邦にその本拠を移し、1956 年には、台湾共和国臨時政府を組織し、廖文毅が大統領に就任した。その後、毎年 2 月 28 日（1947 年の台湾における暴動記念日）、9 月 1 日（1955 年の台湾共和国国民議会成立記念日）を中心に、小集会を重ねていた。……台湾独立運動は一時盛り上がりを見せたが、1962 年後半以来、廖文毅の指導性の欠如に対する不満に原因して内部分裂を生じ、1963 年の二・二八記念行事は東京をはじめ、各地とも極めて低調であった。

中国側（中華民国を指す）は台湾独立運動の一切を厳重に取り締まるよう、強く要求しているが、その実質的活動状況は凡そ政治活動とは称し得ない程度の低調なので、わが国では殆ど知られていない<sup>58</sup>。

ここから、1960 年代から、廖文毅による独立運動勢力は次第に没落してきていたことが分かる。なぜその時点でそのような状況になったのか。以下に、廖文毅による台湾独立運動の問題点を見ることにする。

第三章の第一節ですでに言及したように、廖文毅による独立運動勢力の各組織の中には、多くの部門が設定されていたが、各部門の幹部が彼らのポストに基づいてどのような活動を行うかが不明瞭である。例えば、台湾民主独立党の財政委員会委員長を務めた陳哲民は、その後、経済的に困窮したため、国府に投降して台湾に帰った。ここからみると、各ポストの委任と実行との間には乖離があり、人事の任命は必ずしも慎重な検討による結果とは限らないと考えられる。また、台湾民主独立党、台湾臨時国民議会及び台湾共和国臨時政府において、主要幹部を務める者は 46 人である。その中で、二つのポスト以上につく者は 15 人である。そのうえに、一人が複数のポストを兼ねるケースも多く見られる。ここからみれば、当時廖文毅による独立運動勢力の人数は非常に限られていたと考えられる。その一方で、その大半は運動の上層部に集中し、実際の活動を行う人は少なかった。それに関して、台湾民主独立党台湾地下工作委员会主任委員を務めた黄紀男は次のように述べている。「我々同志の間には階級の差はなく。上下関係を明確に区分する制度もない。具体的な分業はなく、各自で行動する。行動の内容についても、我々は互いに接触しなく、関与もしない。」<sup>59</sup>ここからみると、廖文毅による独立運動勢力の組織構造は厳密に設定されておらず、ほぼ形だけとなってしまう。みなそれぞれ廖文毅の指示を受け、各自で

行動し、手分けして助け合うという意識はなかった。このような行動方式は、独立運動を推進する上では、効率が低かったと考えられる。

さらに、台湾共和国臨時政府が憲法を制定し、組織形態を定めていたが、各幹部の行為規範や規律に関する規定はなかったようである。調査局の元職員の話によると、廖文毅による独立運動勢力の「台湾民主独立党中央党部」、「台湾共和国臨時国民議会」、「台湾共和国臨時政府」は、全て臨時政府の秘書長である郭泰成が経営していた旅館しかしておらず、各部門のポストの配分があったが、各幹部たちはその職務を履行したかどうかは不明である<sup>60</sup>。ここからみれば、廖文毅による独立運動勢力の組織は規律欠如、有名無実なものであり、このような組織の下で、メンバーが相次いで国府側に寝返ったことはおかしくないと考えられる。

次、資金面の問題も生じる。廖文毅による独立運動勢力の資金は、主に廖文毅に次ぐ二番目の人物である呉振南などの日本で安定した仕事をもつ者に負担されていた。当時、医師である呉振南はその豊富な収入で長期にわたって廖文毅による台湾独立運動を支援していた。だが、個人の力は何といても限られたものである。そのほか、在日台湾人から寄付金を得る場合があった。毎年2月28日、9月1日を中心に集会をした時、参会者に寄付を募ることも資金を集める方法の一つであった。しかしながら、集会で集められる資金は非常に限られたものであった。例えば、1962年7月、台湾共和国臨時国民議会は当年9月1日の記念活動について議論し、活動の資金は50万円が必要だと予想された。議論の結果、九州地方を中心に集会を行い、記念演説会などを行うことによって、寄付を募ることを決めた。しかしながら、結局現場で実際に募った寄付金は36300円しかなかった<sup>61</sup>。このような事例は多くあった。その一方で、当時国府が厳格な外国為替規制を実施していたため、廖文毅による独立運動勢力は台湾に居住する親族や知人から経費を募ることもできなかった。この一連の要因で、廖文毅による独立運動勢力の資金不足はかなり大きな問題になってしまった。

海外における台湾独立運動勢力がその影響をどのように伸ばしても、台湾島内において台湾独立運動を進めないと意義は大きくない。廖文毅による独立運動勢力の台湾島内における活動は、1950年以前は台湾再解放聯盟台湾支部、1950年以後は台湾民主独立党台湾地下工作委員会によって行われていた。しかしながら、その組織は両方とも国府の調査局に潰された。だが、国府の調査局の元職員の話によると、調査局の捜査では、台湾島内の独立運動家の拠点で、廖文毅による命令、指示、行動綱領のような書類は何も見つからな

かった。つまり、台湾島内の独立運動家に関しては、廖文毅から具体的な指示はなかった<sup>62</sup>と推測された。また、台湾島内における独立運動の実態について、黄紀男は次のように述べている。「台湾島内の独立運動はほぼ個別の行動であり、その内容は台湾独立運動に関する宣伝に限られていた。組織を通じて国府への反対運動はしなかった。なぜならば、当時台湾では戒厳令がすでに施行され、誰も台湾独立運動を援助する勇気がなかったため、台湾独立運動の進展は非常に難しかった。」<sup>63</sup>以上からみると、当時、台湾島内の独立運動はほぼ何の成果も得ていなかったと考えられる。

台湾島内における独立運動の実態がないにもかかわらず、廖文毅による独立運動勢力のメンバーたちは、肩書きをめぐって紛糾した。例えば、1961年1月、台湾共和国臨時国民議会の改組において、童一中と張春興は副議長のポストをめぐって争っていた。当時、台湾民主独立党内でもその二人はそのポストをめぐって対立した。結局、童一中が副議長に就いたが、張春興は台湾民主独立党を脱退し、同年2月に大阪で「台湾自由独立党」を結成し、台湾民主独立党と対立した。台湾民主独立党の元党员である廖明耀、劉炳明も張春興に従い、台湾自由独立党に加入している<sup>64</sup>。それによって、台湾独立運動勢力は両派に分けられてしまったのである。

その一方で、台湾共和国臨時政府成立後、台湾独立運動の主体は台湾民主独立党から台湾共和国臨時政府になった。だが、その後、数人の幹部は「政府」のポストを自分の名声を宣伝する道具として利用していた。当時廖文毅による独立運動勢力における二番目の人物である呉振南は、その現象によって臨時政府の意義がなくなると思い、廖文毅に数回提言し、そのようなことをなくすよう要請した。しかしながら、それらの人が廖文毅と親しかったため、廖文毅は呉振南の意見を受け入れなかった<sup>65</sup>。それによって、呉振南は廖文毅から徐々に離れていた。結局、1963年7月、呉振南は台湾共和国臨時政府を脱退し、間もなく「台湾独立評議会」を結成することによって、廖文毅陣営と決裂した。呉振南の脱退は廖文毅陣営に大きな打撃を与え、最大の資金源を失った廖文毅がいよいよ末路を迎えるようになった。これにより、廖文毅を「大統領」とする台湾共和国臨時政府は事実上形骸化した。

廖文毅渡日後、廖文毅の投降を勧誘するために、国府は多くの官僚を日本に派遣した。例えば、国民党中央党部副秘書長である徐慶鐘、国府監察院監察委員である丘念台、国府行政院政務委員である蔡培火、台湾省議会議長である黄朝琴などが、相次いで日本に行って廖文毅に接触し、その投降を説得した。しかしそれまで、誰も廖文毅を説得できなかった

た<sup>66</sup>。

1964 年以後、廖文毅による独立運動勢力内部の分裂状況を察知した国府は、廖文毅への投降勧誘を一層強めていく。まずは台湾民主独立党の元代理主席を務めた藍家精、そして駐日本大使である魏道明、最後は調査局副局長である毛鐘新が相次いで廖文毅と交渉しに来日した<sup>67</sup>。また、調査局も廖文毅の長兄の娘である廖菊香を説得し、日本に行つて廖文毅の台湾独立運動を放棄するよう説得することを廖菊香に要請した。はじめ廖菊香は同意しなかったが、調査局は廖菊香の兄である廖史豪の死刑執行、廖菊香の母である廖蔡秀鸞の長期懲役を持ち出して脅かしたため、やむをえず廖菊香は同意した。廖菊香が日本に行く前、調査局はわざわざ彼女と廖文毅の母（当時 90 歳）と面談させ、廖文毅の母の話を録音し、そして録音テープを廖文毅に渡すことを廖菊香に要請した<sup>68</sup>。つまり、調査局は家族を利用して廖文毅の投降を脅迫したと考えられる。

結局、1965 年 5 月、東京において、毛鐘新が数回廖文毅と交渉することによって、廖文毅の投降は次のように条件の下に合意された。

- ①廖文毅が台湾に帰った後、国府は廖文毅の安全と自由を確保し、裁判所で審判を受けることは絶対しない。
- ②国府は廖文毅に対する指名手配を取り消し、没収された財産は全て返還する。
- ③廖文毅が台湾に帰った後、調査局は速やかに総統に報告し、廖蔡秀鸞、廖史豪、廖温進、黄紀男などの政治犯への特赦令を申請する。
- ④廖文毅が台湾に帰った後、国府は部長に相当する職位に廖文毅を任命する。仮に廖文毅が商業に興味があれば、台湾製糖会社社長に任命する<sup>69</sup>。

それによって、1965 年 5 月 14 日、18 年間台湾独立運動を続けてきた廖文毅は台湾独立運動を放棄し、ようやく台湾に戻った。戦後台湾独立運動における代表的な指導者である廖文毅の国府への投降は、台湾独立運動にとって巨大な打撃である。その後、日本に残る台湾共和国臨時政府は郭泰成などによって維持されていたが、多くのメンバーが相次いで国府へ投降して台湾に帰った。そのため、1972 年、台湾共和国臨時政府は徹底的に瓦解したのである。

## 第五節 結論

廖文毅は戦後台湾独立運動における中心的な人物である。二・二八事件以後、廖文毅によって、台湾再解放聯盟、台湾民主独立党、台湾臨時国民議会及び台湾共和国臨時政府が相次いで成立した。日本における台湾独立運動を推進した廖文毅による独立運動勢力からの国府による台湾統治への批判、台湾地位未定論の宣伝、公民投票を通じて台湾の地位を決定することなどは、国府による台湾統治の正当性を疑わせるものである。これは、日本政府との交渉の際に国府による「日本が台湾に対して依然として領土の野心を持つ」という指摘からも分かる。周知のとおり、サンフランシスコ講和条約によると、日本は台湾をめぐる全ての権利を放棄している。ところが、同条約は日本に放棄された台湾が誰に帰属するかについて明記していない。したがって、当時中国共産党との内戦に負けた国府は、台湾統治の正当性が疑われることに対して終始不安を感じていた。加えて、廖文毅による独立運動勢力による亡命政府は、国府による台湾統治の正当性を承認せず、国府の不安を一層強めたのである。廖文毅が台湾共和国臨時政府の大統領としてマラヤ連邦の独立式典に出席したことも当時の台湾独立運動の影響力を示している。そのため、国府は様々な手段を通じて廖文毅による独立運動勢力を崩壊させようとしていた。国府による厳しい対応は廖文毅による台湾独立運動の失敗における要因の一つであると考えられる。

1950 年、廖文毅は香港から日本に移り、引き続き台湾独立運動を推進しており、台湾独立民主党をはじめとする台湾独立運動勢力を結成した一方で、台湾島内での地下工作进行指導していた。これに対して、国府は台湾島内での台湾独立運動を厳しく攻撃する一方で、日本政府と積極的に交渉し、日本政府を通じて廖文毅による独立運動勢力の活動を制止しようと試みた。しかしながら、1952 年の主権回復にともない、日本政府は廖文毅に在留資格と再入国資格を与えた。つまり、廖文毅に台湾独立運動を展開できる舞台を提供したのである。また、国府の交渉に対して、日本政府は日本の現行法に基づいて、廖文毅による独立運動勢力の活動を制止することができないという立場を堅持しており、国府の活動制止要請を満たさなかった。ここからみると、廖文毅による独立運動勢力の活動に対して、日本政府は法律に基づいて対処し、明確に支持しなかったと考えられる。

その一方で、戦後、アメリカ政府は、国際政治情勢及び自国の利益の最大化に基づいて対台湾政策を調整し、最終的に国府を支援するという方針を立てた。これは台湾独立運動に対して極めて不利な結果であったと考えられる。そのため、国際政治情勢を察知せず、

台湾独立の希望をアメリカ政府の援助に託すことは、廖文毅による台湾独立運動の失敗におけるもう一つの要因だと考えられる。

国府による打撃、アメリカ政府による対台湾政策の調整に加えて、廖文毅による独立運動勢力内部にも様々な問題が起きた。組織の規律欠如や有名無実、資金不足、台湾島内における活動の難航、肩書きをめぐるメンバーたちの紛糾、最大の資金源である呉振南の脱退など、この一連の問題によって、台湾共和国臨時政府は次第に崩壊するようになったのである。結局、内部の分裂と外部からの打撃を受けた廖文毅は、やむをえず国府に投降して台湾に戻るようになった。

しかしながら、本研究は決して廖文毅による台湾独立運動自身に限られるものではない。廖文毅による台湾独立運動の原点を振り返ると、台湾独立運動開始以前の「連邦自治」にしろ、二・二八事件以後の「台湾独立」にしろ、これはただ台湾人を解放するための具体的な解決策だと考えられる。つまり、それらに共通しているのは、台湾の人々が平等な地位を手に入れ、自らの命運を自分で決められるような権利を手に入れることを究極の目標としていることである。そして、「連邦自治」を唱えることは、その手段にすぎなかった。同じ意味で、「連邦自治」の幻想に幻滅した後、誕生した台湾独立運動も、その手段の一つであったといえるのではないだろうか。この点において、廖文毅と史明の間にも共通しているところも出てくるのではないだろうか。

## 注釈

- 
- <sup>1</sup> 外交部記録文書「拂塵專案第 12 卷」档案番号 0038/340.2/5502.3/12、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>2</sup> 外交部記録文書「廖文毅等叛乱案」档案番号 000037605、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>3</sup> 張炎憲、胡慧玲、曾秋美（2000）『台湾独立運動的先声：台湾共和国（上冊）』吳三連台湾史料基金会、63 頁。
- <sup>4</sup> 張炎憲、胡慧玲、曾秋美、前掲書、63 頁。
- <sup>5</sup> 張炎憲、胡慧玲、曾秋美、前掲書、65-70 頁。それは廖史豪の回想録による内容であり、詳細は廖史豪がいなかった。
- <sup>6</sup> 張炎憲、胡慧玲、曾秋美、前掲書、542-543 頁。
- <sup>7</sup> 李世傑（1988）『台湾共和国臨時政府大統領廖文毅投降始末』自由時代出版社、281-282 頁。
- <sup>8</sup> 調査局とは、中華民国法務部調査局を指す。中華民国の防諜・捜査機関である。組織上、中華民国法務部に属し、局職員は、司法警察権を有する。1928 年、中国国民党は中央組織部調査科を設立し、1935 年、中央組織委員会党務調査処に昇格した。その後、中央執行委員会調査統計局（中統）に昇格した。1947 年、党员通訊局に改称した。1949 年 4 月、内政部調査局に改編した。同年 12 月、国民政府に従い台北に移った。1956 年 6 月 1 日、司法行政部に移管し、1980 年 8 月 1 日、法務部調査局に改称した。
- <sup>9</sup> 李世傑、前掲書、131 頁。
- <sup>10</sup> 李世傑、前掲書、132-133 頁。
- <sup>11</sup> 李世傑、前掲書、133-135 頁。
- <sup>12</sup> 当時台湾民主独立党事務局長。1956 年 12 月に台湾に戻った。
- <sup>13</sup> 当時台湾民主独立党中央委員。1957 年 2 月に台湾に戻った。
- <sup>14</sup> 当時台湾民主独立党関西支部長。1957 年 6 月に台湾に戻った。
- <sup>15</sup> 当時台湾民主独立党中央委員。1957 年 6 月に台湾に戻った。
- <sup>16</sup> 当時台湾共和国臨時国民議会副議長。1959 年 6 月に台湾に戻った。
- <sup>17</sup> 李世傑、前掲書、241 頁。

- 
- <sup>18</sup> 李世傑、前掲書、179 頁。
- <sup>19</sup> 李世傑、前掲書、180 頁。
- <sup>20</sup> 中央対匪闘争工作統一指導委員会（「匪」とは「中国共産党」を意味する）は、海外対匪工作の検討、作成、各地での業務の監督と協調、訓練、経費の運用や審議などを担った組織である。また、タイ、香港、マカオ、シンガポール、欧州、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、ベトナムなど各地の大使館に工作小組を設置し、情報分析・判断、心理作戦（宣伝を含む）と経済作戦の指導、僑務工作と聯戦工作の協調、駐在地政府と反共党派との連携などが行われた。
- <sup>21</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十七）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/018、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>22</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十八）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/019、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>23</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十八）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/019、台湾国家發展委員会档案管理局。その書名を日本語に翻訳すると、『台湾独立運動の内情の洞察』と『廖文毅及びその活動の洞察』である。
- <sup>24</sup> 外交部記録文書「偽台湾民主独立党」、中央研究院近代史研究所档案館。
- <sup>25</sup> 外交部記録文書「偽台独党資料」、中央研究院近代史研究所档案館。
- <sup>26</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十八）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/019、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>27</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十七）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/018、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>28</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十七）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/018、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>29</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>30</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。
- <sup>31</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

---

<sup>32</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>33</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>34</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>35</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>36</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>37</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>38</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>39</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>40</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>41</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>42</sup> 今東光（1898～1977）は、横浜生まれの天台宗僧侶、小説家である。大正時代後期、新感覚派作家として出発し、出家後、長く文壇を離れる。だが、作家として復帰後は、住職として住んだ河内や平泉、津軽など奥州を題材にした作品で知られる。

<sup>43</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>44</sup> 張淑雅（2011）『韓戦解救台湾？解説美国対台政策』衛城出版、45 頁。

<sup>45</sup> 外交文書档案 U.S. Government Printing Office（1949）, *Foreign Relations of the United States*, Volume IX, p389.

<sup>46</sup> 外交文書档案 U.S. Government Printing Office（1950）, “The Far East: China”, *Foreign*

---

*Relations of the United States*, Volume VI, pp257-258.

<sup>47</sup> Truman, Harry S. (1950) "The President's News Conference", The Harry S. Truman Library & Museum.

(<http://www.trumanlibrary.org/publicpapers/index.php?pid=574> 2017年1月1日最終閲覧)

<sup>48</sup> 李宣鋒、王加俊、鄧小蘭、許秀錢、王韻雯編（1998）『台湾地区戒嚴時期五〇年代政治案件史料編（一）——中外档案』台湾省文献委員会、190頁。

<sup>49</sup> 張淑雅、前掲書、100-101頁。

<sup>50</sup> 原文は「While continuing to recognize the National Government as the legal government of China, the United States, with respect to Communist China, should now: by all available means, efforts to develop noncommunist leadership and to influence the leaders and people in China to oppose the present Peking regime and to seek its reorganization or replacement.」李宣鋒、王加俊、鄧小蘭、許秀錢、王韻雯編、前掲資料、405頁を参照。

<sup>51</sup> 李宣鋒、王加俊、鄧小蘭、許秀錢、王韻雯編、前掲資料、196頁。

<sup>52</sup> 李宣鋒、王加俊、鄧小蘭、許秀錢、王韻雯編、前掲資料、198頁。

<sup>53</sup> 原文は「according to a reliable information we received the Chinese National Government are offering thirty thousand dollars (U. S.) for my head, threatening to burn down our headquarters.」李宣鋒、王加俊、鄧小蘭、許秀錢、王韻雯編、前掲資料、265頁を参照。

<sup>54</sup> 外交文書档案 U.S. Government Printing Office (1955-1957) , "China", *Foreign Relations of the United States*, Volume III, p117.

<sup>55</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>56</sup> 雷震（1897～1979）は、中華民国の政治家、言論人である。実際の責任者として、『自由中国』という政治自由派による雑誌の経費、編集などを担当した。1960年、雷震とほかの民主活動家は共同署名で蒋介石が憲法に違反し、総統を3期連任することに反対し、野党結党の必要性を主張し、野党が参加した選挙による政治バランスの構築を唱えた。また、非国民党活動家で選挙改革推進活動を行い、新党結党を主張し、公正な選挙による民主的な社会の実現を要求した。同年9月4日、雷震などは逮捕され、軍事法庭にて共産党スパイを隠匿し反乱を扇動した罪で懲役10年が宣告された。

<sup>57</sup> 前田直樹「従『反共』走向『自由中国』——冷戦時期美国对台湾政策的転換」『台湾

---

風物』第 56 卷第 1 期、71 頁。

58 外交記録公開文書「『台湾独立運動』について」資料番号 A'-0422/14、日本外務省外交史料館。

59 黄玲珠（1991）『老牌台独——黄紀男的泣血夢回録』独家出版社、111 頁。

60 李世傑、前掲書、117-119 頁。

61 外交部記録文書「台湾独立運動（十八）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/019、台湾国家發展委員会档案管理局。

62 李世傑、前掲書、112-113 頁。

63 黄玲珠、前掲書、111 頁。

64 外交部記録文書「偽台独党資料」、中央研究院近代史研究所档案館。

65 吳振南（1963）「独立運動運動者として私の歩んで来た道」『台湾青年』第 26 号、11-12 頁。

66 李世傑、前掲書、239-241 頁。

67 『台湾青年』編集者（1965）「廖文毅の裏返し」『台湾青年』第 54 号、2 頁。

68 張炎憲、胡慧玲、曾秋美、前掲書、398 頁。

69 李世傑、前掲書、291-292 頁。

## 第五章 「外省人協力論」から「台湾民族論」へ

### ——「台湾青年社」グループによる台湾独立運動の理念の変容

#### はじめに

1965年5月、18年間台湾独立運動を続けてきた廖文毅は国民政府（すなわち蒋介石を指導者とする中華民国政府、国民党政権）の脅迫に屈し、台湾独立運動の活動を放棄して日本から台湾に戻った。そこで、廖文毅によって結成された「台湾共和国臨時政府」も形骸化した。しかしながら、明治大学の講師である王育徳<sup>1</sup>が1960年に結成した「台湾青年社」は、日本において台湾独立運動の活動を続けていた。廖文毅が中心となる台湾独立運動勢力が主に政治活動に集中することとは異なり、存在期間が最も長い台湾独立運動団体として、「台湾青年社」グループは『台湾青年』という機関誌を利用し、日本に留学している台湾人留学生への啓蒙運動、及び日本社会ないし国際社会に対する宣伝活動を展開し、そして台湾独立運動の理念をめぐる議論を重ねた。

しかしその中で、「台湾青年社」グループによる台湾独立運動の理念の変化も見られた。なぜそのような理念をめぐる変化が起ったのか。そしてどのような変化が起ったのか。これらの問題は台湾独立運動の本質、及びなぜ「台湾青年社」グループが長く存続できたのかを理解する上で重要であろう。管見の限り、以上の問題に関する先行研究がほとんど見られない。例えば、宗像隆幸（1996）や張鳳山（2008）は「台湾青年社」グループの歴史の流れや活動の概要などを記述しているが、台湾青年社ないし後の台湾独立建国聯盟の機関誌として、台湾独立運動における重要な雑誌である『台湾青年』については概況を紹介することにとどまった。

本章は「台湾青年社」グループの機関誌である『台湾青年』<sup>2</sup>に掲載されている文章に対する分析を通じて、「台湾青年社」グループの台湾独立運動をめぐる理念の変化の軌跡を整理し、それぞれの時期に起った変化の原因を探り、その理念の変化の本質を分析する。また、本章は主に台湾独立運動の正当性の取得という視点から以上の問題の解明を試みる。このような視点は決して単なる「台湾青年社」グループあるいは『台湾青年』のケースだけではなく、多くの台湾独立運動家の思想的背景を究明する上でも役立つと考えられる。

## 第一節 初期の理論構築——「外省人協力論」の誕生

1960年2月28日、東京都豊島区の王育徳の自宅で、台湾青年社が成立した。成立当時のメンバーは、王育徳、黄昭堂<sup>3</sup>、廖春栄、蔡炎坤、黄永純、傅金泉の6人であり、王育徳が「代表」となった<sup>4</sup>。そのメンバーの1人である黄昭堂によれば、メンバーの中で、王育徳が台湾で中学校の教員を務めた時期の教え子が多かった<sup>5</sup>。しかし注目すべきことは、当時日本における台湾独立運動勢力の中で、間違いなく廖文毅及び彼を指導者とする台湾共和国臨時政府が影響力の最も大きな組織だったことである。では、なぜ王育徳らは廖文毅による台湾独立運動勢力に加入せず、自ら台湾青年社を結成したのか。実際に、台湾青年社の結成前、後に台湾青年社のメンバーとなった6人は台湾共和国臨時政府に合流するかどうかについて検討している。その議論に関して、黄昭堂は後に次のように述べている。

廖文毅は独立運動の経験が長く、目的を同じくする人々は一つの組織に結集する方が運動を効果的に行えると考えて、4人は臨時政府に加入すべきだと主張した。

しかし、王育徳と廖春栄は反対した。在日台湾人の多くは、臨時政府のメンバーが「大統領」とか「大臣」、「議員」と称していることを、「お山の大将」とあざ笑っており、このような組織では大きな仕事はできない、と王育徳は主張した。私〔黄昭堂〕は、台湾で国民党が振り撒く悪い噂は現実と反対だと思っていたので、臨時政府の悪い噂は全く気にしていなかったが、日本ではだいぶ状況が異なるようだった。廖春栄は、高校時代に日本に来て、兵役にも行かず、台湾での経験が少なかった。当時の日本では、岸信介首相が推進していた新しい日米安全保障条約の締結に反対する猛烈な運動が展開されていた。廖春栄は、野党と労働組合、学生運動などが、共同で日本政府と対決している激烈な反安保闘争の刺激を受けて、あまり闘争力のない台湾共和国臨時政府に参加することに猛反対だった。廖春栄以外の我々4人は、台南一中時代の王育徳の教え子だったこともあり、我々は彼を「先生」と呼んでいた。そのような事情もあり、この問題では王育徳の意見を尊重することにした。

そこで私は、「我々は独自の台湾独立運動組織を作り、台湾共和国臨時政府に加入しないが、友好関係を保つ」という決定を行ったのである<sup>6</sup>。

ここからみると、当時、廖文毅による台湾共和国臨時政府は台湾独立運動を盛んなものとしていたにもかかわらず、王育徳や廖春栄は廖文毅らによる台湾独立運動の進め方を認めず、台湾共和国臨時政府への加入に反対したのである。結局、王育徳の意見に基づいて、廖文毅による台湾独立運動勢力に加入せず、自ら台湾青年社を結成したことが分かる。

それでは、台湾青年社による台湾独立運動の進め方はどのようなものだったのか。これについて、黄昭堂は次のように述べている。

王育徳は、宣伝を非常に重視しており、雑誌を発行しようと考えていた。このことについては、全員が賛成だった。日本で活動するのだから、「雑誌は日文を中心にする」という王育徳の主張にも異論はなかった。雑誌の読者としては、台湾人留学生を最も重要な対象とし、募金の対象でもある在日台僑を次に重視することにした。また、台湾独立を支持してくれそうな日本の有力な言論人とマスコミの記者や国会議員などにも、我々の雑誌を読んでほしいと思った。当初は台湾独立色を薄めて、穏健路線で行き、徐々に台湾独立の主張を強化すべきだという意見が多かった<sup>7</sup>。

ここからみれば、王育徳が考えていた日本における台湾独立運動の活動のあり方は、雑誌を発行することを通じて、台湾独立についての思想や理念を広めることだと分かる。宣伝の対象は、日本における台湾人留学生、台湾人華僑、及び台湾の独立を支持してくれそうな日本人有力者などである。彼らに台湾青年社の考え方を容易に受け入れてもらえるために、台湾独立の主張を控えていたのである。

その宣伝活動を展開するために、間もなく同年4月に台湾青年社は機関誌の『台湾青年』を創刊した。創刊当初の『台湾青年』内容は社説、評論、随筆、連載、書評、小説などの欄を設けていた。創刊号の社説において、次のことが述べられた。

いわゆる台湾解放にしろ、大陸反攻にしろ、台湾独立にしろ、大衆の納得の行く立法を採り、しかも世界の輿論の支持を得て始めて可能なのであって、武力に訴えてはいけませんし、また許されません。

私達の中には、「中国人である前に台湾人である」という意識の強い人と、「台湾人である前に中国人である」という意識の強い人とがおります。この意識の相違はその

人の生活環境・学歴経験の相違に基づくもので、どちらも一理あって軽々しく価値判断はくだせません。この雑誌はどの意識の人にも平等に発表の機会を与えたいと思います。凡そ建設的な意見であれば、そして知識青年に恥じない格調の高い文章でしたら、編集者の個人的傾向に関係なく掲載する方針です。あらゆるテーマについて活発な討論がなされることを期待したいのです。

実はこの雑誌の名称はちょうど今を去る40年前の1920年に同じくこの東京で発行されたのと同じです。……先輩は台湾同胞の自由と幸福のために、日本内務省や台湾総督府の露骨な干渉と戦い続け、……かれらの發揮した敢闘精神、なめた辛酸の数々を偲ぶとき、私達は血湧き肉躍るのを憶えます。……40年後の私達後輩がすっかり去勢されてしまったとは誰も思いたくないでしょう。

私達は過激な肉体運動をするのではありませんし、またその必要性を認めません。ただ私達のもっておる悩みを訴え、モヤモヤしているものを排泄すればいいのです。……この雑誌はみんなの口と耳と眼の役目を果たしたいと思います。そしてこの雑誌を通じて、台湾青年の存在意義を華僑社会はもちろん、台湾の父母や世界の人達に銘記させたいのです<sup>8</sup>。

一般に、ある雑誌の立場や理念などを表明するのは、その雑誌の社説であろう。『台湾青年』の創刊号の社説からみると、まず、台湾青年社は日本に留学している台湾人留学生の立場から、故郷である台湾の運命を改善して台湾人の自由と幸福を実現することを目的としていることが分かる。この目的を達成するために、台湾青年社は武力の行使に反対し、思想・集会・出版の自由を確実に保証された日本に住んでいることを活かし、文章を通じて、台湾人、特に台湾人若者の意見や主張を国際社会に発信し、世論の支持を求め、そして台湾人の団結と台湾アイデンティティの喚起を実現しようと考えたのである。

また、台湾青年社は台湾独立の考えをもっているにもかかわらず、創刊号においてその主張を明確に打ち出していなかった。その理由は「この意識の相違はその人の生活環境・学歴経験の相違に基づくもので、どちらも一理あって軽々しく価値判断はくだせません。この雑誌はどの意識の人にも平等に発表の機会を与えたいと思います」という言葉から分かるように、当時の台湾においては、台湾独立の考えをもっている人はどのぐらいいるのかについて、台湾青年社は自信をもっていなかった。そのため、彼らは平和な手段と穏やかな主張を通じて、その台湾独立の考え方を台湾と日本の社会に次第に浸透させていくべ

きだと考えていたのであろう。

社説で述べられたように、『台湾青年』という雑誌の名称は 1920 年代に東京の台湾人留学生を中心に発行されていた月刊誌と同じものである。1920 年代、新民会<sup>9</sup>の機関誌である『台湾青年』は、当時の台湾人が強く求めていた台湾議會設置請願運動<sup>10</sup>、さらに台湾総督府、帝国主義日本に抵抗するための理論を作り出し、台湾人による初めての近代的民主主義思想に関する雑誌である。1920 年代の『台湾青年』を発行していた新民会は、東京に留学していた台湾人留学生によって結成された政治団体であり、同会の目的は台湾における台湾人の政治的権利の拡大を実現することであった。ここからみれば、台湾青年社が 40 年前の日本統治下の台湾人先駆者の理想を受け継ぎ、その後継者だと自任したことは、暗に当時国民政府統治下の台湾人は日本統治時代と同じように政治的権利が奪われており、そのような状況から解放しなければならないことを指していることが分かる。

台湾青年社は成立してから間もなく台湾独立運動の理念の構築に着手しはじめた。1961 年 4 月、『台湾青年』の第 7 号の社説は次のことを述べている。

われわれ台湾人が目指す目標は、暴力と虚偽からとき放されることであり、政治的自由、自決の自由を獲得することである。

同時にこれはまた百五十万中国人の過半数の希望でもある。何故なら彼らの希望は今や全く不可能とわかった大陸反攻にあるのではなくて、支配者の束縛からのがれ、平和的に故郷に帰る路を求めることである。

……

勿論共産主義中国に帰ることを希望しない中国人もいよう。台湾にとどまり、台湾の市民になろうと考える中国人は当然台湾人なのである<sup>11</sup>。

ここに注目すべき点は、成立初期の台湾青年社はその台湾人の政治的権利に関する主張の中で、戦後台湾に移住してきた中国大陸出身の人々も「台湾人」としていることである。つまり、外省人と協力し、自由と解放を希望する台湾に住んでいるあらゆる人々のための活動推進を唱えたのである。また、1964 年 2 月、『台湾青年』の第 39 号の社説は次のことを述べている。

われわれは、台湾に生まれ、その島で自決権と自由の享有を望んでいる一千万台湾人

に代わって語るものである。同時に、この島で台湾人と平和に協力していきたいと願う  
在台中国人の願望をも代弁するものである。

……

民主的な手続の下に、台湾人による議会を設置し、台湾に自由と正義を回復すること  
である。もちろんこの中には、台湾を墳墓の地とし、共に台湾共和国の建設に当ろうと  
欲する在台中国人も含まれる。なぜなら、そのとき、彼らはすでに中国人ではなく台湾  
人だからである<sup>12</sup>。

1970 年代の初めまで、「台湾青年社」グループはこの理念を繰り返して強調した。そ  
れでは、なぜ「台湾青年社」グループはこのような理想主義的な「外省人協力論」を長期  
にわたって打ち出していたのか。そこには、当時の台湾の時代背景がもたらした影響につ  
いての分析は不可欠であると考えられる。

『台湾青年』創刊の前後には、国民政府の下で、自由・人権を主張し、政治的民主化を  
唱えていた外省人である雷震<sup>13</sup>及び彼によって創刊された『自由中国』が内部から国民政  
府の体制を批判し、国民党以外の野党結成を準備していた。しかし、1960 年 9 月に雷震  
らが国民政府によって逮捕・投獄される事件が起った。この事件からショックを受けた『台  
湾青年』は第 19 号の社説において、次のことを述べている。

国府の独裁と腐敗を批判した雷震は逆に国府に逮捕された。……国府は血でもって台  
湾人に威圧を加えてきた。台湾人も血でもって国府を打倒しよう。

現在われわれには 20 万を越す台湾人兵士がいる。更にその数を上回る高度の教育を  
受けた青年がいる。950 万の台湾同胞がいる。われわれが手をさしのばすのを期待して  
いる中国人自由主義者がいる。一握りの国府分子を崩壊させることは決して難事ではな  
い。

……

われわれが今必要なのは、われわれの民衆を組織し、その力を妨げようとするものは、  
たとえそれが台湾人であろうと、われわれの友人、親戚であろうとひとしく台湾人の公  
敵である。われわれはかれらを消滅するに躊躇しない。これはどこの国の革命にも避け  
られない必然的なプロセスの一段である<sup>14</sup>。

ここからみると、台湾青年社は、当時の台湾が直面している社会問題は台湾人と中国大陆から来た人々との間の省籍間不平等だけではなく、自由と人権の理念の欠如であると認識していた。そのため、台湾人のみならず、台湾に渡ってきた中国人も含め、国民政府への反抗を呼びかけたのである。

また、1962年8月、『台湾青年』の第21号の社説は次のことを述べている。

敵に対しての革命行動には、傍観者となることは許されない。革命運動に非協力的なものは、敵とさえみなされる。なぜならば、その人たちは革命の進展に直接の障害にならなくても、間接的には、革命の対象に安定性を与え、革命の進展を鈍らせるからである。

……

一部の軽蔑すべき台湾人(かれらは台湾人と称するに足るかどうか疑問であるが)は、過去日本総督府の走狗となり、戦後一変して蒋政権の走狗になって、その変わり身の早さで、二時期にわたって甘い汁を吸ってきたが、台湾人の手による国家体制下では、絶対にこのようなことは通用しないであろう<sup>15</sup>。

ここからみれば、この時点で台湾青年社がいう「台湾人」とは、台湾島内に住んでいるあらゆる人々であり、その上に、この中に支配者と被支配者の二つの部分が分けられていると主張していることが分かる。この時点では、二・二八事件による打撃から台湾人勢力がまだ立ち直っておらず、また国民政府の軍隊における外省人兵士が多かったため、外省人勢力を味方にするという統一戦線的な配慮があったのではないかと考えられる。そのため、この時期に提唱している「外省人協力論」の本質は実に階級論に近いものであり、後の省籍に基づく台湾独立運動の理念と大きくかけ離れるものであった。つまり、台湾青年社が蒋介石を指導者とする国民政府を支配階級と見做し、台湾人や外省人などを被支配階級として提携させることによって、国民政府を打倒するための階級闘争を呼びかけているのである。

## 第二節 「外省人協力論」から「台湾民族論」へ——分水嶺となった「陳純真スパイ事件」

成立初期から 1960 年代前半まで、台湾青年社は日本のマスコミに好意的に取り上げられ、在日台湾人の新規入会者もますます増えた。当初、台湾独立運動に対して『台湾青年』が果たせる役割は最も大きいと王育徳は考えていた。ところが、ほかの留学生メンバーは『台湾青年』の編集・発行よりむしろ組織活動を重視していた。そして、台湾独立運動を組織的に推進するために、台湾青年社は 10 人から構成する中央委員会を選出した。1963 年 5 月に開かれた第 1 期中央委員会は、「台湾青年社」を「台湾青年会」に改名することを決定し、黄昭堂を任期 1 年の中央委員長に選出した。また、王育徳を宣伝部長にすることも決定された<sup>16</sup>。

1964 年 1 月、台湾青年会は本部事務所を東京都新宿区に開設し、それから間もなく、2 月に記者会見を行った。マスコミ 39 社から 75 人の記者が出席し、その中にはアメリカ、ヨーロッパ各国、ソ連からの記者も含まれた。記者会見にて、黄昭堂中央委員長は、台湾独立の意義と台湾青年会の現状について説明し、記者による様々な質問を受け、台湾独立運動の目的は必ず達成できると強調した。この記者会見の様子が多くのマスコミに報道された<sup>17</sup>。しかし間もなく、「陳純真スパイ事件」によって、台湾青年会はその勢いを失った。

1963 年 5 月に選出された台湾青年会の第 1 期中央委員の任期が切れたため、1964 年 5 月に次期中央委員の選挙が行われた。しかしながら、間もなく秘密にされるべきだった新たに当選された中央委員の名簿が外部に漏らされ、チラシに掲載された。この事件は台湾青年会に大きなショックを与えた。その後、台湾青年会が内部調査を行った結果、陳純真がスパイであると断定した。6 月 22 日、黄昭堂、戴天昭、王南雄、柳文卿、廖春荣、許世楷と宗像隆幸<sup>18</sup>が本部事務所で陳純真を尋問した。はじめに陳純真が容疑を否定したため、戴天昭が怒ってナイフで陳純真を刺して傷つけた。結局、陳純真が名簿を漏らしたことを認めた。彼によると、中華民国駐日本大使館の館員である余承業が、台湾で陳純真の父を逮捕して獄死させることや、日本で商売をしている陳純真の兄のパスポートの延期を認めないことなどで脅した。陳純真がこの脅迫に屈し、台湾青年会の秘密を国民政府に提供したという<sup>19</sup>。

この事実を踏まえ、台湾青年会中央委員会は彼を非公開で除名した。しかしその後、陳純真はその傷害のことを日本の警察に告訴したため、同年 7 月 23 日に黄昭堂など 7 人が逮捕された。翌 1965 年 7 月、東京地方裁判所はその 7 人に対して次の判決を下した。戴天昭は傷害・監禁・強要罪で懲役 2 年、ほかの 6 人は監禁・強要罪で、黄昭堂と廖春荣は

懲役 1 年、王南雄と許世楷は懲役 10 ヶ月、柳文卿と宗像隆幸は懲役 8 ヶ月である。そして 7 人とも執行猶予がついた<sup>20</sup>。

裁判期間中で、国民政府が様々なルートを通じて日本政府に圧力をかけ、国民政府外交部が「この事件は好転中の中日関係に悪い影響を与えている」と強調した。国民政府側の弁護士は、親国民政府の日本国会議員と一緒に法務省に行き、黄昭堂など 7 人を「殺人未遂と破壊活動防止法違反で起訴できないか」と交渉し、宗像隆幸以外の 6 人の台湾への強制送還さえ要請した<sup>21</sup>。しかし裁判の結果は、国民政府の希望と大きく離れたことが分かる。

陳純真スパイ事件にともなった一連の動きによって、台湾青年会への寄付も入会者も激減した。だが、これは戦後台湾独立運動史上において無視できない分水嶺の意義をもっている。つまり、この事件をきっかけに、台湾青年会は自らの主張を一層明確に打ち出したのである。1964 年 8 月、『台湾青年』の第 45 号は社説に続き、「ご挨拶」、「陳スパイ事件の真相」及び「私は国府大使館員、余承業に脅迫されて台湾人を裏切った」という三つの文章を掲載し、陳純真スパイ事件の詳細及び台湾青年会の運動方針を表明した。この社説は『台湾青年』の最後の社説となり、その後、『台湾青年』は「社説」を台湾青年会の台湾独立に関する主張と意見を明確に言う「主張」という欄に改めた。

陳純真スパイ事件が戦後台湾独立運動史にもたらしたもう一つの大きな転機は、辜寬敏を台湾青年会の中央委員に選出したことであろう。これは、辜寬敏の出身によるものといっても過言ではない。辜寬敏は台湾の豪族である辜家出身で、父親の辜顯榮は日本統治時代の台湾における実業家、政治家であり、日本による台湾統治に積極的に協力した台湾人有力者である。台湾でいわゆる「御用紳士」と評されることが多く、巨万の富を築き上げた。そのため、辜寬敏の台湾青年会指導部入りによって、台湾独立運動に大きな資金源ができた一方、同時に台湾独立運動の意義が日本社会において広く認識されることにつながった。

辜寬敏は 1965 年 6 月にさらに台湾青年会中央委員会委員長に選出された。その直前の 1965 年 5 月 14 日に、「台湾共和国臨時政府」の廖文毅大統領が国民政府に投降して台湾に戻った。この事件によって、日本における台湾独立運動は大きな挫折に遭ったが、台湾独立運動における台湾青年会の存在感を一層増大させた。「台湾青年会」という名称では目的が明確にしていらないと考えられたため、そこで同年 9 月、台湾青年会中央委員会は組織の名称を「台湾青年会」から「台湾青年独立連盟」に改称することを決定した<sup>22</sup>。つま

り、台湾独立が最終目標であることを一層明らかにしたのである。そこで決めた「台湾青年独立連盟綱領」は同月の『台湾青年』の第 58 号に発表された。「台湾青年独立連盟綱領」において、次のことが述べられている。

## 1. 台湾独立運動

台湾独立運動とは、三百数十年来、外来支配者により、踏みにじられてきた台湾人の主権と自由を回復するための民族闘争である。

その目的は、台湾に住むすべての人々の差別なき真の自由と平等を確立し、平和にして民主的な、そして繁栄する近代国家を建設するにある。

台湾青年独立連盟は、台湾人の民族的願望を基礎として、この目的を遂行するために組織された全国民的革命団体である。

……

二・二八事件が一つの新時点となり、台湾人は自己認識をあらたにして一層明確に台湾独立を願望するにいたった。

1949 年、大陸を追われた国府は、百五十万の中国難民とともに、台湾に逃亡し、独裁政権を再建して今日にいたっている。

台湾人の国府に対する抵抗は、あらゆる形をとって続けられてきた。

第二次世界大戦を契機として、あまたの植民地は相ついで独立した。1948 年国連第三回総会において「世界人権宣言」が採択され、この人間解放の動きは世界の潮流となり、これに逆らうものは粉碎される必然にある。

われわれの闘争は、台湾人の民族的願望が成就されるまで、台湾人の人間の尊厳が回復されるまで、たえず続けられるものである。

## 2. 国府の打倒

……

現在台湾には、一千万人の台湾人がおり、さらに国府とともに台湾に避難してきた三百万中国人難民が寄生そている。

国府は、蒋介石一族を中心に、三百万中国人難民を外濠とし、征服者として台湾人に臨み、台湾人に対する民族的差別をその支配基盤としている。

この基盤の上に、中国人難民の巢食う「中華民国」中央政府と国民党一党専制下の恐

怖統治の二大支柱がたてられ、国府独裁政権が維持されている。

……

1949 年以来、国府は、大陸から持ちこんできた中央政府、国民党党組織と軍隊、警察の力を行使して、その台湾支配を維持してきた。現在、その政治組織の腐朽はいちじるしく、それに対して台湾人の政治意識は高まりつつある。中国人兵士は老齢化し、軍隊の 70 パーセントは台湾人青年によって占められ、警察の大多数も台湾人である。十余年を経た今日、台湾人の潜在的な力は増大した。

……

台湾が独立したあかつき、台湾人に対する罪を犯したものをのぞき、中国へ帰還を願うもの、台湾にとどまることを望むものは、それぞれ願望をうけいられるであろう。したがって台湾独立は、在台中国人難民の自由を回復することでもある。自由を欲する在台中国人難民の理性ある言動をとくに喚起したい。

### 3. 台湾をめぐる国際情勢

台湾しか支配していない国府は、中国の正統政府を詐称しつづけてきた。だが、その「大陸反攻」が不可能であることは、今日あきらかである。

1949 年、中共政府が成立して以来、自由陣営諸国内においても、国府を中国の正統政府と認めない国が増加している。国際政治の多元化とあいまって、1964 年フランスの中共承認は、国府の国際的地位を一路低下の途へと追いやった。「中華民国」政府の虚構は崩壊寸前である。

中共は、歴史的に、国際法的に領有の認められない台湾に対して、「台湾解放」の侵略的企図を内外に公表してはばからない。台湾人の主権を無視することと国府と軌を一にするところであり、ともに中国人の中華思想にもとづく帝国主義のしからしめるところである。十数年来、国府、中共は相争いながらともに「一つの中国」を主張し、台湾問題を国内問題と強弁する。ここに「国共合作」の鍵があり、国府の国際的地位の低下は、国府を駆りたてて中共の懷に投入させる危険が存在することを忘却してはならない。

……

台湾は中国ではない。

台湾人の意志——台湾人による台湾独立——は台湾問題解決の鍵である。

#### 4. 新しい台湾

われわれの先祖が渴望し、現在すべての台湾人が実現を願っている新しい台湾は、人間の尊厳が確立され、敵意と恐怖のない、特権と差別のない、自由にして平等な台湾共和国である<sup>23</sup>。

「台湾青年独立連盟綱領」は台湾独立の理由を「台湾人に対する民族的差別」と述べ、「中国人難民の巢食う『中華民国』中央政府と国民党一党専制下の恐怖統治の二大支柱」によって支えられている「国民政府の打倒」という目標を打ち出し、国民政府との対決姿勢を公にした。国民政府による台湾統治の正統性を否定している一方、他方では中国共産党による「台湾解放」にも反対するという方針をとった。つまり、「台湾は中国ではない。」台湾にとって、良い中国にしろ、悪い中国にしろ、それが問題にならないという主張である。こうした主張の思想的根拠は、まさに「台湾青年独立連盟綱領」の中でたびたび現れていた「台湾民族」という表現である。台湾青年独立連盟による「台湾民族論」の提示は、まさに陳純真スパイ事件によって起こされた一連の事件がもたらした結果である。

### 第三節 世界的な台湾独立運動組織の結成と「台湾民族論」の定着

台湾青年独立連盟が「台湾民族論」を打ち出した背景には、もう一つの事実があった。それは、国民政府の軍隊や警察における外省人が占める割合の低下と台湾人が占める割合の上昇である。すなわち、「中国人兵士は老齢化し、軍隊の 70 パーセントは台湾人青年によって占められ、警察の大多数も台湾人である。十余年を経た今日、台湾人の潜在的な力は増大した。」<sup>24</sup>そのため、外省人との協力の必要性も薄れたと台湾青年独立連盟は考えていたに違いない。しかし、これが「台湾民族論」が打ち出された唯一の原因ではないことに注目すべきである。実は、「台湾民族論」の主張はその後ますます強くなり、それを促したのは、むしろ国民政府によるさらなる強硬な弾圧であった。その代表的な出来事は 1960 年代後半から発生した一連の台湾強制送還事件であった。「柳文卿強制送還事件」はその一例である。

柳文卿強制送還事件とは、当時台湾青年独立連盟のメンバーであった柳文卿が、オーバーステイであったため、1968 年 3 月 27 日に日本法務省入国管理局（以下、入管と略す）

に出頭した。ところが、従来の入管の対応とは異なり、彼は退去命令を受けて直ちに身柄が拘束され、早くも翌日には中華航空の飛行機で台湾に強制送還された。飛行機の出発の際に、その情報を得た台湾青年独立連盟の黄昭堂など 10 人が柳文卿の強制送還を阻止しようとするために、羽田空港の滑走路内に侵入し、10 人全員が逮捕された。台湾青年独立連盟のメンバーの拘束される様子が写真入りで新聞に掲載されたため、台湾人政治犯の強制送還は広く社会の注目を集めた。

柳文卿の強制送還が広く報道された結果、法務省と入管に対する非難の嵐が湧き起こった。国会では、与党も野党も法律を無視した入管のやり方を厳しく批判し、法務省と入管の責任を追及した。柳文卿の妻と息子も損害賠償を要求し、日本政府を提訴した。裁判の過程で、その前年 10 月に中川進入管理局長が台湾を訪問し、国民政府側と麻薬犯 30 人に政治犯 1 人の抱き合わせで、強制送還を行うことを決めてきたことも明らかになった。批判の矢先になった入管側は、公務執行妨害などで逮捕された黄昭堂など 10 人を提訴することを諦めた<sup>25</sup>。そして、1969 年 11 月、東京地方裁判所は柳文卿の強制送還を「政治犯罪人不引き渡しの原則」に反する違法行為と断定し、柳文卿の妻と息子に各 100 万円の賠償を支払うように政府に命じた。柳文卿の強制送還に対する反響が非常に大きかったため、その後、NHK は「ある強制送還」というこの事件の全容を再現した番組を作って放送した<sup>26</sup>。「柳文卿強制送還事件」をめぐって、台湾青年独立連盟は 1968 年 4 月の『台湾青年』の第 89 号で、「柳文卿事件専刊」を作成し、「柳文卿強制送還事件」の詳細及び台湾青年独立連盟の主張を表明した。また、日本社会からの支持、特に各大学の教員からの投書を掲載し、日本の世論による国民政府への批判を表明した。

実は、日本においてだけではなく、1964 年 9 月の著名な法学者の彭明敏らの「台湾人民自救宣言」事件<sup>27</sup>が象徴しているように、台湾島内においても国民政府への抵抗運動が 1960 年代から高揚し、1960 年代後半から欧米各国においても大学を拠点に台湾独立を主張する台湾人グループが続々と誕生した。1960 年代後半の相次ぐ強制送還事件によって、台湾からの留学生は国民政府と結託している日本を避けるようになり、アメリカへの台湾人留学生が多く増えていた。その中で、1970 年 1 月、日本、アメリカ及びヨーロッパの台湾独立運動組織によって、世界的な「台湾独立聯盟」が結成された。台湾独立聯盟の結成は日本に滞在している台湾人留学生ではなく、アメリカに滞在している台湾人留学生の呼びかけによるものであった。

1956 年 1 月、アメリカにおける台湾人留学生が「台湾人の自由台湾」(The Committee for

Formosans' Free Formosa) という台湾独立運動団体を結成した。1960年代に入ってから、アメリカにおける台湾独立運動が次第に高揚していった。1966年6月、アメリカ全国から集まった台湾独立運動の活動を進める人々がフィラデルフィアで「全米台湾独立聯盟」を結成し、周焜明が中央委員会主席に、陳以徳が執行委員会主席に就任した。この2人が連名で台湾青年独立連盟に文書を送り、「国民党の不法独裁政権を打倒し、中共の台湾解放の夢想を打破し、独立自由の台湾民主国を創立するために、我等は最後の一滴の血をも賭けて闘う決意である。この至高の目的完遂のため、民族闘争勝利のためには、島内及び海外独立運動諸団体の緊密な連絡と合作こそ必要不可欠な根本的な前提である」と呼びかけたのである<sup>28</sup>。

ところで、注目すべきなのは、なぜアメリカに滞在している台湾人留学生は別の国に滞在する台湾人留学生に呼びかけずに、日本に滞在している台湾人留学生に呼びかけたのかということであろう。なぜならば、日本は海外における台湾独立運動の発祥地として、当時最も大きな影響力があり、最初に「台湾民族論」を打ち出し、台湾独立運動の理念を作り出した地域だったからである。

1970年1月1日、台湾青年独立連盟、全米台湾独立聯盟、カナダ台湾人権委員会及び欧州台湾独立聯盟の代表がニューヨークに集まり、台湾独立聯盟（以下、台独聯盟と略す）を結成すること及びその役員を発表した。台独聯盟の総本部がニューヨークに置かれ、総本部のほか、日本本部、欧州本部、米国本部及びカナダ本部が設置されている。海外における台湾独立運動において、台独聯盟の成立は画期的な事件である。それによって、日本における台湾青年独立連盟が台独聯盟の一支部としての台独聯盟日本本部になったが、依然として極めて重要な役割を果たし続けた。その象徴として、『台湾青年』が1968年から台湾青年独立連盟、全米台湾独立聯盟、カナダ台湾人権委員会及び欧州台湾独立聯盟の共同機関誌になり、1970年から台独聯盟の機関誌になったことである。「台湾独立聯盟公告」、「台湾独立聯盟成立宣言」、「台湾人の主張」などが1970年1月の『台湾青年』の第110号に発表された。その内容もほとんど「台湾青年独立連盟綱領」から受け継いだものであった<sup>29</sup>。

台湾青年社の時代から、日本人の宗像隆幸が積極的に台湾独立運動に参加し、「宋重陽」という名前を使って『台湾青年』の編集に携わっていた。宗像隆幸は1970年まで「外省人協力論」を主張し続けた。1970年4月、『台湾青年』の第113号において、宗像隆幸は次のことを述べている。

台湾人と中国人の間の不信感、たしかに根強いものであり、すぐに消滅するとは思えない。しかし、その不信感をあおることは、権力側を有利にするだけである。

彭明敏博士は「台湾独立宣言」の中で、「蒋介石政権は口先で、“台湾人と中国人は相提携し、合作しなければいけない”と叫んでいるが、その本心は台湾人と中国人が真実に合作することを最も恐れているのである」と指摘しておられる。

独裁者の常套手段である分割統治策に成功してきたことが、今日まで国府を存命させてきた最大の原因の一つである。台湾人と中国人の間の感情がどうであろうと、独立運動がこのような策略にのせられることは賢明であるとはいえない。そのような民衆感情をのりこえて、反蔣勢力を結集して行くところにこそ、革命組織の指導的役割があるといえよう<sup>30</sup>。

ここからみれば、宗像隆幸が「外省人協力論」を提唱した目的は台湾独立運動の成果を拡大するためであったということが分かる。だが、1970年代に入ると、中壢事件<sup>31</sup>や美麗島事件<sup>32</sup>など台湾島内で政治的民主化を求める大規模な大衆運動が始まった。その後、宗像隆幸による「外省人協力論」も二度と現れなかった。台湾島内における民主化運動の展開は、『台湾青年』が宣伝した「台湾人勢力が増強している」ことを証明したものである。その転換した瞬間は中壢事件に現れた。不正選挙の抗議に立ち上がった民衆に対して、鎮圧のために出動させられた軍隊は発砲命令を拒んだ。これによって、台湾人兵士はすでに国民政府の軍隊の9割を占め、二・二八事件のような軍事的虐殺の再来はありえないことが明白になった。これも台湾社会において台湾人が主役になることを印象づける事件となったと考えられる。

台湾島内の民主化運動の発展につれて、「台湾青年社」グループは「外省人協力論」と明白に決別し、「台湾民族論」を一層理論化した。1977年2月、『台湾青年』の第196号において、当時台独聯盟日本本部委員長を務めていた黄昭堂は次のように「台湾民族論」を総括した。

台湾の独立にとって「中国民族主義」は最大の敵であるといわねばならない。台湾人対中国人、台湾対中国という図式は、台湾独立運動の原点であり、この原点を取り除けば、台湾独立運動はひよわな存在となろう。われわれは声高らかに「台湾民族主義」を

叫ぶべきである。ここで注意せねばならないのは、台湾民族は戦前から台湾住んでいた台湾人とその子孫のみが該当するものではないことである。客観的に台湾人であっても、その人が主観的に自ら台湾人と認識せずに、中国人だと思う者は、台湾民族の一員ではなくて、中華民族の一員である。逆に、戦後大陸から渡台した人たちやその子孫であっても、自ら台湾人と認識するのであれば、まぎれもなく台湾民族の一員である。換言すれば、台湾人、台湾民族の一員たらしとする人たちの総称である<sup>33</sup>。

ここからみれば、黄昭堂は台湾人と中国人の対立が台湾独立運動の原点であることを強調し、外省人を「敵」として位置づけた。注目すべき点は、台湾人を中国人と明確に区別し、まったく二つの民族に分けることを通じて、台湾民族による民族国家を樹立する正当性を訴えていることである。ただし、黄昭堂は「戦後大陸から渡台した人たちやその子孫であっても、自ら台湾人と認識するのであれば、まぎれもなく台湾民族の一員である」とも述べ、「敵」から「己」への転換に条件を付け、誰もが台湾人になれる可能性を残していたのである。ここから、黄昭堂が政治的観点のみで「民族」を以って「台湾人」を括することは理論上において攻撃される危険を孕んでいると知っていることが分かる。

しかし注目すべき点は、「台湾民族論」は決して「台湾青年社」グループによってはじめて提示された思想ではないことである。実際には、1955年9月1日、廖文毅による台湾独立運動勢力は東京で台湾臨時国民議会成立大会を開き、「台湾臨時国民議会成立宣言」を発表し、その中ですでに「台湾民族論」を提示していたのである。

如何なる民族も、その自由意志に基づいて、独立国家を建設する自明の権利がある。祖国台湾の独立は、台湾民族の久しきに亘る悲願であった。

……

台湾民族は、平和愛好者であり、将来の台湾共和国は、永世中立国たらしとするものである。したがって、われわれは国連が、台湾の永世中立を保障することを期待する。

台湾をめぐる現下の国際情勢は、微妙複雑である。しかし、国連あるいはその他の機関、または関係諸国の台湾問題に関する如何なる決定も、それが台湾民族の意志に反するものは無効であり、わが臨時国民議会の事前の同意を得ない如何なる解決手段も、台湾民族はこれを承服するものではないことを、ここに世界に対して厳かに宣言する<sup>34</sup>。

つまり、この時点で、廖文毅による台湾独立運動勢力はすでに台湾人を中国人と明確に区別し、まったく二つの「民族」に分けることを通じて、「台湾民族」による民族国家を樹立する正当性を強調していた。それと違い、廖文毅による台湾独立運動勢力に合流せず、自ら組織化した王育徳を中心とする「台湾青年社」グループが成立した当初、主張したのは「台湾民族論」ではなく、「外省人協力論」に依拠した台湾独立運動であった。しかしながら、長期にわたる台湾独立運動を推進し、多くの犠牲と曲折を経験してきた「台湾青年社」グループは結局、「外省人協力論」を見限り、当初加入していなかった廖文毅による台湾独立運動勢力の理論、いわゆる「台湾民族論」を事実上継承したのである。その根本的な原因は国民政府による強硬な弾圧であり、台湾独立運動において外省人との協力は根本的に不可能であることを「台湾青年社」グループの人々に感じさせたのである。

#### 第四節 結論

本章は戦後台湾独立運動に大きな影響を与えた「台湾民族論」が定着するまでのプロセスを、「台湾青年社（後は台湾青年独立連盟）」グループの活動に沿って検証した。事実上、「台湾民族論」を最初に打ち出したのは台湾青年社ではなく、廖文毅であった。1970年代の初めまで、「台湾青年社」グループは人権を強調し、台湾人だけではなく、外省人と協力する、いわゆる「外省人協力論」を唱え、自由と平等を希望するあらゆる人々のために台湾独立運動を推進すると主張した。この時期、「台湾民族論」は散見したが、主流にならなかった。「外省人協力論」を長期にわたって打ち出していたのは、時代的背景による部分が大きいと考えられる。当時、「台湾青年社」グループは台湾が直面している社会問題は台湾人と中国大陆から来た人々との間の省籍間不平等だけではなく、自由・平等と人権の理念の欠如であると認識していた。そのため、台湾人のみならず、台湾に渡ってきた中国人も含め、国民政府への反抗を呼びかけた。この時期に提唱している「外省人協力論」の本質は実に階級論に近いものであり、後の省籍に基づく台湾独立運動の理念と大きくかけ離れるものであった。つまり、「台湾青年社」グループが蒋介石を指導者とする国民政府を支配階級と見做し、台湾人や外省人などを被支配階級として提携させることによって、国民政府を打倒するための階級闘争を呼びかけているのである。

しかし、「台湾青年社」グループに対する国民政府の弾圧が次第に強くなり、特に「陳純真スパイ事件」などにもなった一連の動きが「台湾青年社」グループに大きな打撃を

与えた。これは戦後台湾独立運動史上において無視できない分水嶺の意義をもっている。この事件をきっかけに、「台湾青年社」グループは「台湾民族論」を受け継ぎ、台湾独立の主張を一層明確に打ち出したのである。また、「陳純真スパイ事件」が戦後台湾独立運動史にもたらしたもう一つの大きな転機は、辜寬敏を台湾青年会の中央委員に選出したことである。それは、辜寬敏の出身によるものといっても過言ではない。台湾の豪族である辜家出身の辜寬敏が「台湾青年社」グループの指導部入りすることによって、台湾独立運動に大きな資金源ができた一方、同時に台湾独立運動の意義が日本社会において広く認識されることにつながったのである。

「台湾青年社」グループが「台湾民族論」を打ち出した背景には、もう一つの事実があった。それは、国民政府の軍隊や警察における外省人が占める割合の低下と台湾人が占める割合の向上である。しかし、これは「台湾民族論」が打ち出された唯一の原因ではない。ますます強くなる「台湾民族論」の主張を促したのは、むしろ国民政府によるさらなる強硬な弾圧であった。その代表的な出来事は 1960 年代後半から発生した一連の台湾強制送還事件であった。「柳文卿強制送還事件」はその一例であった。この事件の最大の特徴は、国民政府と日本の入管当局との結託である。それから、このような危険性を避けるために、日本のかわりにアメリカへの台湾人留学生が多く増えていた。その中で、1970 年 1 月、日本、アメリカ及びヨーロッパの台湾独立運動組織によって、世界的な「台湾独立聯盟」が結成された。

成立当初、「台湾青年社」グループは普遍的な価値観を強調し、台湾人だけではなく、外省人も含め、自由と平等を希望する台湾におけるあらゆる人々のために台湾独立運動を推進することを唱えていた。つまり、台湾の人々が平等な地位を手に入れ、自らの命運を自分で決められるような権利を手に入れることを究極の目標としていた意味では、「台湾青年社」グループが提唱した「外省人協力論」に基づく台湾独立の思想と運動も、その手段の一つにすぎなかったといえるだろう。しかしながら、国民政府による強硬な弾圧によって、台湾独立運動において外省人との協力は根本的に不可能であることを「台湾青年社」グループの人々に感じさせ、そこで、「台湾青年社」グループは「台湾民族論」を主張するようになった。つまり、台湾独立運動の性格を激化させた最大の要因は国民政府による強硬な弾圧であると考えられる。

## 注釈

---

<sup>1</sup> 王育徳（1924～1985）は、日本統治時代の台湾台南州（現在の台南市）で生まれた。台北高校卒業後、1943年に東京帝国大学文学部に留学したが、太平洋戦争激化のため、翌年台湾に戻った。戦後は台南第一中学で教えるかたわら、台湾語による演劇活動を行っていた。二・二八事件の中で、兄の王育霖が殺され、演劇で政治批判を行っていた自分も危険であると考えた王育徳は1949年に香港へ脱出し、台湾独立運動家の廖文毅のもとに匿われていた。1949年7月に渡日し、1950年4月に東京大学文学部に再入学した。1960年、東京大学の博士課程を修了した後、明治大学の講師の職につき、後に助教授、教授を歴任した。

<sup>2</sup> 主に『台湾青年』創刊号（1960年4月）から停刊号（2002年6月）まで、合計500号。

<sup>3</sup> 黄昭堂（1932～2011）は、日本統治時代の台湾台南州（現在の台南市）で生まれた。台湾大学法学部卒業後、1958年に東京大学大学院へ留学し、社会学博士を取得した。1976年から昭和大学の教授となり、1998年まで務めた。

<sup>4</sup> 外交部記録文書「台湾独立運動（二十四）」档案番号 A303000000B/0049/6.3/32、台湾国家發展委員会档案管理局。

<sup>5</sup> 張炎憲、鄭毓嫻、呉佩謙訪問記録（2012）『海外台独運動相關人物口述史（続篇）』台湾中央研究院近代史研究所、82-83頁。

<sup>6</sup> 宗像隆幸、趙天徳編訳（2013）『台湾独立建国運動の指導者——黄昭堂』自由社、106-107頁。

<sup>7</sup> 同上書、107頁。

<sup>8</sup> 社説（1960）「台湾青年に告ぐ」『台湾青年』第1号、2-3頁。

<sup>9</sup> 新民会は、1920年、林献堂、蔡恵如をはじめとする、東京における台湾人留学生によって結成された政治運動団体である。その後、新民会は日本と台湾の反日勢力を連合させ、台湾議会設置請願運動を推進した。

<sup>10</sup> 台湾議会設置請願運動は、1920年代初めから1930年代半ばにかけて、当時日本の植民地であった台湾の住民が日本帝国議会に対して、台湾独自の議会の設置を請願した運動のことである。

<sup>11</sup> 社説Ⅰ（1961）「自由を愛する諸国民に訴える」『台湾青年』第7号、2-4頁。

- 
- <sup>12</sup> 社説（1964）「自由のための闘争」『台湾青年』第 39 号、2-3 頁。
- <sup>13</sup> 雷震（1897～1979）は、中華民国の政治家、言論人である。1917 年、中華革命党（後の中国国民党）に入党した。1949 年に渡台し、『自由中国』を創刊した。1954 年から『自由中国』では教育を救えというキャンペーンを行い、これに不満を抱いた国民党は雷震の党籍を剥奪した。『自由中国』の言論は憲政下での民主化と自由人権を主張し、これに反対する蒋介石への批判を強めた。1960 年、雷震と在野の政治活動家は共同署名で蒋介石が憲法に違反して総統を 3 期連任することに反対し、野党結党の必要性を主張し、野党が参加した選挙による政治バランスの構築を唱えた。非国民党活動家で選挙改革推進活動を行い、新党結党を主張し、公正な選挙に依る民主的な社会の実現を要求した。しかし、国民政府の情報機関はこの動きを監視し、同年 9 月 4 日に雷震らを逮捕した。軍事法庭にて共産党スパイを隠匿し、反乱を扇動した罪で懲役 10 年が宣告された。
- <sup>14</sup> 社説（1962）「台湾人の奮起なくして台湾独立なし」『台湾青年』第 19 号、3 頁。
- <sup>15</sup> 社説（1962）「台湾人は心理革命を必要とする」『台湾青年』第 21 号、3 頁。
- <sup>16</sup> 宗像隆幸、趙天徳編訳、前掲書、138-139 頁。
- <sup>17</sup> 宗像隆幸、趙天徳編訳、前掲書、144-145 頁。
- <sup>18</sup> 宗像隆幸（1936～）は鹿児島県生まれ、明治大学経営学部を卒業した。1961 年、台湾青年社に参加し、『台湾青年』の編集に従事した。1985 年から停刊する 2002 年まで同誌編集長を務めていた。アムネスティ・インターナショナル日本支部理事、台湾人元日本兵の補償問題を考える会幹事を歴任し、現在、台湾独立建国聯盟総本部中央委員を務めている。
- <sup>19</sup> 宗像隆幸、趙天徳編訳、前掲書、150 頁。
- <sup>20</sup> 宗像隆幸、趙天徳編訳、前掲書、155 頁。
- <sup>21</sup> 宗像隆幸、趙天徳編訳、前掲書、155 頁。
- <sup>22</sup> 宗像隆幸、趙天徳編訳、前掲書、162 頁。
- <sup>23</sup> 台湾青年独立連盟（1965 年）「台湾青年独立連盟綱領」『台湾青年』第 58 号、2-6 頁。
- <sup>24</sup> 同上文、4 頁。
- <sup>25</sup> 宗像隆幸、趙天徳、前掲書、174-175 頁。
- <sup>26</sup> 宗像隆幸、趙天徳、前掲書、176-177 頁。
- <sup>27</sup> 1964 年、台湾大学教授の彭明敏は、台湾大学の院生である謝聰敏と中央研究院の助手

---

である魏廷朝とともに「台湾自救運動宣言」を発表し、8年の実刑判決を受けた。その後、アムネスティ・インターナショナルが彼の釈放を要求したため、国民政府が彼を釈放した。

<sup>28</sup> 宗像隆幸、趙天徳、前掲書、165頁。

<sup>29</sup> 台湾独立連盟（1970）「台湾人的主張」『台湾青年』第110号、1頁。

<sup>30</sup> 宋重陽（1970）「独立運動のいくつかの問題点について」『台湾青年』第113号、31頁。

<sup>31</sup> 中壢事件は、1977年に台湾桃園県長選挙の投票過程での国民党の不正行為に反発した中壢市民多数が市内の警察分局を包囲、焼き討ちにした事件である。

<sup>32</sup> 美麗島事件は、1979年12月、世界人権デーに台湾高雄市で行われた雑誌『美麗島』主催のデモが警察と衝突し、主催者らが投獄されるなどの弾圧に遭った事件である。台湾の民主化に大きな影響を与え、今日の議会制民主主義や台湾本土化へとつながった。また、台湾前総統の陳水扁も逮捕者の弁護団に参加している。美麗島事件は後の台湾政治情勢に大きな影響を及ぼしている。

<sup>33</sup> 黄昭堂（1977）「二・二八事件の意義——戦後台湾独立運動の起点」『台湾青年』第196号、6頁。

<sup>34</sup> 外交部記録文書「拂塵專案第12卷」档案番号 0038/340.2/5502.3/12、台湾国家發展委員会档案管理局。

## 第六章 孤独な闘士

### ——マルクス主義と「台湾民族論」

#### はじめに

第二次世界大戦後、台湾が中華民国に返還された。台湾人は「祖国復帰」によって政治、経済、社会などの面で平等な地位を回復させ、日本統治時代による「二等国民」のような差別をなくすことを期待していた。ところが、中華民国政府（以下、国府と略す）統治時代に入っても、台湾人は同胞と見なされず、悲劇の二・二八事件を経験した。台湾人の境遇が以前の日本統治時代と比べると、改善どころかむしろさらに悪くなった。このような局面を打破するために、1949年5月に台湾に戻った史明は数十年にわたる台湾独立運動の道を歩き出した。

ところが、史明の台湾独立運動の生涯を振り返ると、孤独が一つの特徴だといえるだろう。最初の「台湾独立革命武装隊」から後の「独立台湾会」まで、史明がほぼ一人で活動資金を調達し、組織を結成し、『台湾人四百年史』などの著書を執筆することを通じて台湾独立運動の理論を構築していた。このことによって、台湾独立運動の活動を指導していた。ところが、それらの活動は廖文毅や王育徳などの台湾独立運動家による活動と比べると、あまり注目を浴びていなかったともいえる。また、ほかの台湾独立運動家と異なり、史明はマルクス主義を掲げており、特に階級闘争の理論に基づいて台湾独立運動を進めるべきだと主張している。それでは、なぜ史明は孤独の道を選んだのか。彼はこの道でどのように台湾独立運動の活動を展開したのか。また、史明の思想、主張、運動手段はほかの台湾独立運動家と比べたら、いかなる相違点があるのか。

管見の限り、史明の思想や運動手段に関する先行研究は限られている。張鳳山（2008）が史明の活動を記述しているものの、これらの疑問について詳しい分析は行われていない。徐致鈞（2010）が史明の民族論をマルクス、レーガン、毛沢東などの民族論と比較分析をしたが、史明が独自の民族論を主張する原因及びほかの台湾独立運動家の民族論との比較を行っていない。そして現在まで、台湾の資料保存機関では史明に関する国府側の史料や档案を見つけていない。しかしながら、2009年から2010年にかけて、台湾中央研究院の研究員及び台湾大学の教員が史明本人に数回インタビューし、史明の口述に基づいて

『史明口述史』三冊を 2013 年に刊行した<sup>1</sup>。また、史明自身は数十年の生涯を整理し、回想録である『史明回憶録——追求理想不回頭』を 2016 年に刊行した。これらの資料は出版前に史明本人も数回にわたってチェックしたものであり、史明の思想と生涯をある程度反映したものだと考えられる。本章はこれらの資料及び史明の著作である『台湾人四百年史』に基づいて、上で述べた問題を解明することによって、史明の思想と活動の特徴を考察する。

## 第一節 『台湾人四百年史』の執筆と「台湾民族論」の展開

国府の統治を崩壊するために、台湾に戻ってから間もなく 1950 年 2 月に史明は台北で「台湾独立革命武装隊」という組織をつくり、メンバー募集と武器収集を行っていた。しかしながら、その活動が次第に国府に気付かれ、逮捕される危険が高まったため、史明はやむをえずに日本への亡命を選んだ。それでは、なぜ日本を亡命先として選んだのか。史明の口述によると、日本の状況に詳しいだけではなく、当時大量な台湾産バナナと砂糖が日本に輸出されており、多くの運輸船が日台間に往来していたため、それを利用して日本へ密入国することが可能であると彼が考えたからである<sup>2</sup>。1952 年 5 月 12 日、当時台湾島内で逃亡していた史明は日本行きの運輸船に潜入し、神戸港に到着した。ところが、神戸に着いた当日、日本に不法入国したため、彼は現地の警察に拘置され、留置所に入れられた。留置所滞在中、国府外交部が日本外務省に史明を台湾へと強制送還するよう要請した。しかしながら、その要請は史明が政治犯であることを証明することとなったため、日本政府は史明の日本滞在を許可した<sup>3</sup>。周知のとおり、1952 年 4 月 28 日にサンフランシスコ講和条約が発効された。つまり、史明が日本に到着した時には、GHQ が撤退を開始していたのである。GHQ 時代の日本政府は外国人政治犯に対して人権保護を実施していたため、史明などの台湾独立運動家は日本に滞在することがはじめてできたのである。

出所後、日本に戻った平賀協子の援助の下で、史明は東京に行って一時的に弟の林朝陽のところに身を寄せた。その後、平賀協子と一緒に東京の西池袋にて「新珍味」という中華料理店を開いた。その料理店を営むかわら、『台湾人四百年史』を執筆していた<sup>4</sup>。それでは、なぜ史明は『台湾人四百年史』を執筆したのか。『台湾人四百年史』執筆の動機について、史明はそのはしがきにおいて次のように述べている。

われわれ台湾人は今日まで、自たちの住んでいる社会の生い立ちには余りにも疎かつたし、わが祖先たちが血と汗で築き上げてきた台湾開拓の歴史についても、殆んど断片的な知識しか持ち合わせていなかった。これが台湾人意識を脆弱なものとし、四百年の長きにわたって植民地の被支配的地位に甘んじさせてきたゆえんである、といって過言ではない。

……中国人もしくは日本人のような支配者側の観点から記されたものばかりであって、父老たちやわれわれが身をもって体験した事実との懸隔のいたしさに、しばし茫然自失せねばならなかった。

ここにおいて筆者は、台湾人自身による台湾人の歴史書の必要をしみじみ痛感させられ、情熱のほどばしるまま、浅学菲才をも顧みず、あえて「台湾人四百年史」の筆をすすめた<sup>5</sup>。

この内容から、植民地支配の下で台湾人を解放するために、まず台湾人が必ず自分の歴史を理解せねばならないと史明は考えたことが分かる。しかしながら、従来の台湾に関する歴史書籍は、中国人あるいは日本人の視点から書かれたものが多く、台湾人の視点から記されたものはなかった。そのため、史明は台湾人の立場から台湾人の歴史を記しようと思っていた。そこで、彼は国立国会図書館や早稲田大学図書館などで台湾の歴史やマルクス主義の理論に関する資料を収集し、『台湾人四百年史』を執筆した<sup>6</sup>。史明の『台湾人四百年史』はこれまで版を重ね、中国語に翻訳され、米国と台湾において出版されている。特に 2014 年の台湾版は三冊に分けて 1900 頁の歴大な量になったが、しかしその初版は 1962 年 7 月に東京の音羽書房において出版された日本語版であった。言うまでもなく、特に 2014 年の中国語版は書き直され、1962 年の史明の考え方から大きく離れていたことも考えられる。ところで、特に注目すべきは、その 1962 年の初版のはしがきにおいて、史明はすでに「台湾民族」という用語を使用したことである。「四百年來、被支配に終始してきた台湾人とはいかなる民族か、その生成発展はどうであったか、また、その民族意識はいかなる紆余曲折をへて、現在にいたったかを明らかにし、かつ、台湾人の歴史の歩みの中に、これら一千万同胞の今後、進むべき道を見出さんがため、“台湾人四百年史”という名称を選んだのである。」<sup>7</sup>この説明から、史明が「台湾人」を民族として考え、その台湾独立の正当性を主張していることが分かる。換言すれば、史明はまさにこの「台湾民族論」をその台湾独立の正当性を支える根拠としたのである。このことは、『台湾人四

百年史』の参考文献の中に『世界の民族』、『民族学研究』などの人類学の先行研究が含まれたことによって証明される。

それでは、『台湾人四百年史』において、史明はどのように台湾人の歴史を述べたのか。以下において、『台湾人四百年史』の引用は特別な説明がないかぎり、全部 1962 年日本語初版に依拠する。

『台湾人四百年史』の第一章の冒頭で、史明は次のように述べている。「いまから四百年ばかり前にシナ大陸から移住してきた開拓者たちは、島の風土に生まれ、年月を重ねていくうちに、彼らの子孫は今日では、大陸本土の中国人とは生活感情や気質などのまったく違った、一千万人近い台湾人として、成長発展するにいたっている。」<sup>8</sup>ここから、この『台湾人四百年史』は、中国人と台湾人が違うことを前提として論を展開したものであると分かる。このことは、史明が民族と民族性の相違をその台湾独立論の出発点にしていることを再度証明した。

それでは、なぜ史明はこの判断を下したのか。台湾人の形成について、彼はどのように考えたのか。『台湾人四百年史』の中で、史明は台湾の歴史をおおよそ次のように分けている。それは、「上代の台湾」、「オランダ人の台湾経営」、「鄭氏の台湾支配」、「清朝治下の台湾」、「日本帝国主義下の台湾」及び「国民政府の台湾占領」である。これから、筆者は『台湾人四百年史』の章立てに沿って史明による台湾人の近代史を考察する。

「オランダ人の台湾経営」という章において、史明によると、大量の移民が台湾に移住することはオランダ統治時代に始まったようである。「漢人の台湾本島への本格的な移住は、歴史的には、明朝末期に、オランダ人が原住民を制圧してしまうまで、待たなければならなかったわけである。」<sup>9</sup>「兵乱と飢饉の連続で、農村の疲弊はいちじるしく、土地の失った流亡の民がいたるところに満ち溢れていたのである。そして、最後の生きる道を海外にもとめ……明朝の『海禁』の如き鎖国政策も、餓死寸前の農民たちの前では、死文化していた。そこで、オランダ人の甘言と経済的誘いはまことに効果的で、南シナの農民は渡りに船とばかり、台湾移民を志願したものである。」<sup>10</sup>つまり、当時明王朝政府は海上封鎖政策を実施しており、ひそかに台湾に移住することは犯罪だとされていた。しかしながら、兵乱と飢饉の連続のせいで、中国大陸沿岸部の人々が故郷で生活を送るのは不可能であったため、オランダ人の甘言と経済的誘いによってやむをえずに台湾にやってきた。しかしながら、当時明王朝政府の海上封鎖政策によって、一旦台湾に渡れば、故郷の中国大陸沿岸部社会と完全に断絶することになり、まさにこのような断絶の状況の中で中国大

陸と異なる独自の民族性が作られたのである。

それでは、台湾に移住した移民たちの境遇はいかかなものであったろうか。史明によると、オランダ人植民地支配者は台湾の「原住民から奪いとった土地には、中国本土からつれてきた漢人農業者を送り込んで、開墾させ、拓かれた田畑に砂糖の原料である甘蔗を栽培させた。……いずれにしても、後世で、移民とか、あるいは開拓者と呼ばれてきたオランダ時代の漢人は、売られてきた奴隷の境遇にあったのである。……奴隷の身になりはてて台湾に送られてきた漢人たちは、早速、開拓の群に組み入れられて、一定の土地の開墾をやらされることになるが、当初は未開の原野にわけいても食する穀物もなく、きびしい気候と猛威をふるうマラリヤなどの疫病におかされ、熱帯の害虫、毒蛇にもさいなまされるうえに、原住民の執拗な襲撃をも受けて、倒れるものが相続いでおこったことだろう。」<sup>11</sup>この内容から、当時台湾を支配していたオランダ人統治者は台湾を開発するために、中国大陆からの移民を「奴隷」として差別・搾取していたことが分かる。つまり、その移民たちが最初から悲惨な境遇に陥ってしまい、台湾開発の工具のようにオランダ人統治者に利用されていたのである。

史明によるこの描写のもう一つの重要なところは、中国大陆からの移民たちがオランダ人統治者に「奴隷」として差別・搾取されても、中国大陆に戻ることを考えず、台湾で独自の道を歩み続けたことを指摘したことである。この事実によって、台湾の漢人が中国大陆の漢人とますます異なる民族になっていったと史明が考えたのである。史明による『台湾人四百年史』が、まさにこの「断絶」と「断絶」によってもたらされた中国大陆の漢人社会との文化・民族性の相違がますます生じてきた歴史を示したのである。しかしながら、「台湾民族論」は決して史明によってはじめて提示された思想ではない。実際には、1955年に廖文毅が『台湾民本主義』を著書し、その中で「台湾民族論」をすでに提示したのである。史明の「台湾民族論」は、廖文毅の「台湾民族論」と同じものであるのか、それとも何か相違点があるのか。これについて、また第三節で論じよう。

「鄭氏の台湾支配」という章において、史明が鄭氏政権は終始「反清復明」を目標としたため、その目標を実現するために台湾に來た漢人移民を搾取し続けたという。「鄭氏治台の二十三年間は、大陸で清国と乱戦を続けるために、巨額の戦費をすべて台湾の開拓民に対する苛斂誅求から徴達して賄ってきたものであった。そして、土地政策でも開拓民は苛められてきた。」<sup>12</sup>鄭氏政権が台湾人を搾取した理由は、その中国大陆における軍事行動にあった。「鄭経はその死にいたるまでの十九年間、台湾の統治経営はほとんど陳永華

という経緯に秀でた文官にまかせ、自分は父志を継いで自ら軍を率い、武将の劉国軒を提督として、もっぱら福建に兵を出して清軍との抗争にあけくれた。」<sup>13</sup>つまり、史明からみれば、鄭氏政権は終始台湾を「反清復明」の軍事基地としたため、台湾社会に積極的に溶け込む姿勢を示さなかったのである。そのため、鄭氏政権は台湾社会にとって終始他者であり、オランダ人統治者と同じ植民地支配者であったと史明は考えていた。

「清朝治下の台湾」という章において、史明は、清王朝政府が過去の植民地支配者の土地制度と税制を受け継いだのみならず、政治上でも経済上でも台湾人に対して差別政策を実施したことを強調した。これについて、史明は次のように述べている。「清朝が台湾を未開野蛮、海外異邦の地として、植民地統治を行ってきた。」<sup>14</sup>つまり、史明によれば、清王朝政府は台湾を「化外の地」として台湾人を他者視し、台湾人に対して差別・隔離政策を実施した。特に注目すべきは、史明は、清王朝がこのような差別政策を実施した根本的な理由は「人種が違う」という考え方にあると強調したことである。「開拓移民をすべてならず者扱いにし、大陸から派遣してきた高官から下端役人にいたるまで、如何にも『人種がちがう』といいかねない程の優越感をもって被支配階級に対してきた。そのうえ、政治、軍事のごとき支配統治の権力に関するかぎり、開拓民たちを隔離する政策を徹底してとってきた。だから官吏、将兵をすべて大陸から派遣して来て、台湾での任用補充を許さないばかりではなかった。」<sup>15</sup>

この「人種が違う」という考え方で生じた民族的差別が酷く、それによって「台湾人」の民族的反抗が起こり、台湾人の異民族支配者に対する反抗の歴史がここから始まったのである。『三年小叛、五年大叛』という言葉があるように、清朝統治二百余年の間に地方的な農民一揆として、あるいは全島にわたる叛乱として毎年毎年、開拓民たちの武力反抗が繰り返されていった。……そして反抗の結果、力の相違で最後には圧殺されてしまうが、しかし他人に侮蔑を許さないこれら硬骨な先達の流した血は、台湾人の意識をそのつど、高めてゆくところに不滅の意義があった。台湾の歴史は、この角度からすれば、開拓史、移民史であるとともに、虐げられたものの連綿たる『反抗の歴史』でもあるということができる。……清朝側はこれに対応して、やたらに弾圧と大量虐殺を加えてゆくだけであった。」<sup>16</sup>

そして、台湾人の民族的反抗に対して、清王朝政府が容赦なく弾圧を行った。「このような叛乱と虐殺の反復は、被治者である台湾開拓者の心中に『本地人』（台湾人として）の心理を芽生えさせ、『唐山人』（台湾人は中国人をこう呼んできた）に反抗する『本地人

意識』に発展していった。支配者対被支配者という対立はここで、血液の共同を乗り越えて地縁からくる共同運命に対する共感を生み出して強化され、そして抗争はいよいよ高まっていった。」<sup>17</sup>

史明によるこの歴史の叙述は実に興味深い。つまり、彼は「人種が違う」支配者対「本地人」という対立の構図に基づいて、清王朝統治者の差別・搾取に反抗することから生み出した台湾人の共感は、血縁関係に基づく中国人意識を乗り越え、台湾人を一つの運命共同体に形成させたと史明は主張しているのである。言い換えれば、史明による「台湾民族」の根拠は血縁関係ではなく、同じ地域に住み、同じ文化と同じ民族性を形成し、そして共同で統治者に反抗するという同じ経験から形成された運命共同体そのものであったことが分かる。

## 第二節 史明の民族独立思想とマルクス主義思想

以上で述べてきたように、史明による「台湾民族論」の思想は基本的に差別・搾取の構造を通じて、その正当性を主張するものであることが分かる。そのような考え方は「日本帝国主義下の台湾」という章において、さらに明白である。

史明はまず日本人統治者の植民地支配政策を分析した。史明によると、「台湾総督は、当初から絶対的な台湾支配者として三百万近い異民族のうえに君臨し、全島を支配していったのである。……そして、日本資本家による企業設立、生産活動を保護奨励し、ついに日本資本主義による台湾の社会経済の完全なる支配独占を実現させたのである。……台湾の場合には、まず、総督官僚の絶対権力による制覇方式から出発した。そして、政治権力による掠奪が独走したのち、資本による搾取がジワジワ浸透する形をとっていった。」<sup>18</sup>そして具体的に、「全島に張り巡らされた警察網」、「苛斂誅求の特別会計」、「差別のひどい教育の不均等」、「言論の抑圧」、「職業の差別と待遇の不平等」など、台湾総督府は一連の政策を打ち出し、日本統治の強化及び日本資本の台湾進出を実現した。つまり、異民族支配者である日本人による台湾支配の基本は、台湾総督を最高指導者として、強硬な政治権力を利用し、様々な統治政策を通じて日本資本の台湾進出に良好な環境と条件を作り、日本資本主義による台湾の社会経済の完全なる支配独占を実現させることであると史明は指摘している。

日本人統治者によるこの「民族的」差別・搾取は台湾人の強烈な反抗を引き起こした。

史明は第一次世界大戦をもって台湾人の反抗行動を前期と後期に分けている。史明によると、前期の反抗行動は「旧来のギルド的社会環境と生活雰囲気のもとで、警察政治と経済圧迫が点火した、台湾民衆の自然発生的武力抗争であった。……その半面、それが地方的規模に限られ、かつ、前近代の衝動的暴動の傾向をもっていて、総督府の各個撃破や瓦解政策にかかって潰え去ったことも否めない事実であった。」<sup>19</sup>つまり、第一次世界大戦以前の台湾人の抗日運動は主に台湾各地における農民や労働者による自発的な武力抗争であり、規模が限られており、組織化されていなかった。

第一次世界大戦以後、中等教育以上の教育を受け、台湾人社会の中・上層部階層に入った台湾人エリート層は、中国大陆の革命運動や日本の大正デモクラシー、第一次世界大戦後の民族自決運動などの影響を受け、自分たちのアイデンティティを台湾に求めつつも、「日本人の支配層 VS 台湾人の被支配層」という不平等な二層構造を認識し、台湾人の文化振興と自治権獲得を求める運動に取り組み始めた。「台湾議会設置請願運動」や「台湾文化協会」の成立はその典型的な例である。しかしながら、このような日本人に対する非暴力的な抗争も実ることはできなかった。その理由について、史明は次のように分析している。

台湾民族運動を云々する場合には、まず最初に明らかにしておかなければならないのは、実在せる台湾・台湾人と、その観念的民族概念との関係である。……台湾人の民族運動においていうところの「民族」とは、大陸と共通の血縁文化をもって律する観念的な「民族概念」ではなく、現に実在する台湾社会と台湾人を指していなければならない。言い換えれば、台湾民族運動の解放すべき対象は、「台湾・台湾人そのもの」であるべきだということである。しかるに、大正から昭和にかけての民族運動は、この肝心な問題を十分に把握しない状態に放置してきた。その指導者や中堅幹部たちでさえ、台湾・台湾人の実在と、空虚な民族概念を混同したまま、政治実践に忙殺されてきた。ここに当時の民族運動における一つの重大な盲点が存在していたのである。したがって、このような盲点や脆弱性を内包していたために、帝国主義側の弾圧が加重してくると、ひとたまりもなく潰えさり、あげくの果て、藁をもつかむおもいで血縁のみを紐帯とする民族観念に逃避してゆくにいたった。であるから、「台湾人自決」という必然にして直截な方向を遂に見出せず、観念的産物である「中国祖国」をおぼろげに夢みながら、「日本帝国主義下の台湾自治」を要求する、という不鮮明で中途半端な階段に足踏みし

て、そこから脱皮することを得なかったのである。……それから、植民地社会の台湾における民族運動は、必然的に階級闘争の要素を内包するものであり、政治的には日本帝国主義の支配に全台湾人が反発するとともに、経済的にも台湾人の農民労働者や下級サラリーマン、中小地主、中小資本家は、総督府と日本独占資本家と矛盾対立していて、共同戦線をとるうる社会的基盤をもっていた<sup>20</sup>。

つまり、史明は第一次世界大戦以後の台湾人の抗日運動、すなわち民族運動の失敗の要因の一つを「民族概念の間違い」とした。彼によれば、当時台湾民族運動の指導者は客観的に存在している実在の「台湾・台湾人」概念と空虚な観念的産物である「中国祖国」を混同し、台湾民族運動の中の階級闘争の要素を無視したため、明確な「台湾民族独立」を主張できなかったという。史明は、台湾人の農民労働者や下級サラリーマン、中小地主、中小資本家などを団結させ、階級闘争を通じて支配階級である日本帝国主義を打倒することこそ台湾民族運動の正しい道であると主張した。こうした日本支配期の台湾における差別と搾取の構造に対する史明の分析の中で、最も注目すべきは「中国祖国」の概念に対する批判、そして「台湾民族」を「中国人」と混合してはいけないという点であった。

第二次世界大戦後、台湾が中華民国に返還された。「国民政府の台湾占領」という章の冒頭において、史明は次のように述べている。「陳儀長官兼総司令は、礼砲がとどろき、爆竹の鳴りひびく中を、属僚をひきいて式に臨み、自ら身分と、命令を受けて台湾受降の主官となったことを告げ、第一号命令を、日本の第十方面軍司令官兼台湾総督・安藤利吉大將に手交した。安藤大將はその命令書を受け取り、受領証に書名捺印して式典は終わった。この瞬間から台湾・台湾人は、五十一年間続いた日本の統治から離れ、新たに中国の占領統治するところとなったのである。」<sup>21</sup>この内容から、史明は国府による台湾の接收を「占領」と見なし、最初から国府の台湾統治の正当性を否定したことが分かる。

それでは、史明は国府の台湾統治をどのように見ているのか。それはやはり差別・搾取の構造であり、その構造を支えているのはやはり台湾人に対する中国大陆人の民族的差別であると史明は強調した。まず、その差別と搾取の構図について史明は次のように分析している。「日本帝国主義はまぎれもなく専制独裁の植民地支配者であり、さればこそ、それに対して台湾人は反抗を続け、その羈絆を脱することを念願したのだが、この植民地支配者には半面、台湾を開発・経営してゆくだけの能力があった。彼らは五十一年間台湾人を酷使したが、その生活水準を引き上げ、一定の文化を維持し、また与えるべき文明と生

産技術をもっていた。彼ら日本人は、植民地支配を妨げない程度に社会道義を高め、法治による秩序維持につとめることをも忘れなかった。だが、新しく支配者になった中国人は、前近代的な落伍者であり、せいぜいのところ、台湾人を封建奴隸として搾取・虐待することぐらいが関の山で、日本人のように与えるべき何ものも持ち合せていなかった。」<sup>22</sup>

ここで、史明は国府による台湾統治と日本による台湾統治を比較した。彼によれば、日本の台湾統治は残酷だといっても、客観的に台湾の開発・経営を促進し、台湾社会を近代化させた。しかしながら、国府の台湾統治は台湾人を奴隸として搾取・虐待し、台湾に何の利益も与えなかっただけではなく、逆に台湾社会の状況を悪化させた。このうえに、史明はさらに「中世的な特務政治」、「公」「私」入り乱れて掠奪、「予算あって決算なき財政の乱脈と紙幣の乱発」、「貿易の独占」、「米の積み出し」、「悪性インフレ、飢餓失業、社会不安、伝染病」などの見出しで国府の台湾統治における政治、経済、社会政策及びそれがもたらした悪い結果を述べた。

このような台湾人に対する差別と搾取はやはり台湾人と「民族的」相違によるものであると彼はいう。しかしここで注目すべきは、この「民族的」相違を意識したのは被支配者の台湾人ではなく、支配者である「中国人」だったと主張していることである。「実のところ、中国人が台湾をみる眼は、異域としての新疆省やチベットをみるそれと同じ、あくまで“辺疆地区”としか考えていなかったし、当時の新聞も、公然と、そう書き立てていたのである。彼らは征服者として、この辺疆地区を掌中に収めるためにやってきただけのことであった。換言すれば、台湾・台湾人を植民地、奴隸としか考えず、清朝や日本帝国がかつてなした如く、それを支配するためにやってきたのである。」<sup>23</sup>このように、史明は国府の台湾人に対する差別と搾取が、過去の清王朝や日本のような植民地支配者によるものと同様に「民族的」相違に由来すると解釈した。

当然ながら、この解釈は1947年に発生した二・二八事件の原因に対する分析も用いられた。「二・二八事件は、中国人の植民地虐政と掠奪に対する台湾一般民衆の怒りにみちた反抗闘争であった。名もない貧しい一般大衆の総意による自然発生的な暴動という点では、清朝時代の『反唐山』の一揆、日本時代の武装抗日のそれとまったく同じ性格のものである。」<sup>24</sup>つまり、二・二八事件を通じて、台湾人の中国・中国人に対する幻想が打破されたため、台湾民族が自らの発展する道を歩まねばならないと自覚するに至ったということになった。

では、『台湾人四百年史』の中で、史明はなぜ差別と搾取の構造を通じて「台湾民族論」

を主張する道を選んだのか。これは彼がかつて早稲田大学留学中にマルクス主義と出会い、その影響を強く受けたことに関係すると思われる。この視点から、史明は台湾の歴史を植民地支配者に対する台湾民族の反抗する階級闘争の歴史と見ていた。このような差別と搾取の構造が「台湾民族論」との関係性を通じて、史明がオランダ、鄭氏政權、清王朝、日本、そして国府による台湾統治の共通点を見出したのである。

### 第三節 民族の根拠は血縁か、それとも階級か

『台湾人四百年史』が出版された 1962 年まで、史明による台湾独立運動の具体的な活動は見られなかった。言い換えれば、1962 年まで史明は台湾独立運動のための理論的準備に没頭していた。まさにその意味で、史明は孤独なマルクス主義的独立運動家だった。理論的準備の結果として、「台湾民族論」を通じて台湾独立運動の正当性を主張するべきというものだった。しかし第一節でも述べたように、「台湾民族論」は史明によってはじめて提示された思想ではない。1955 年に廖文毅が『台湾民本主義』の中ですでに「台湾民族論」を提示した。また、王育徳をはじめとする「台湾青年社」一派も「台湾民族論」を主張していた。それでは、本質的に、史明の「台湾民族論」は、廖文毅及び「台湾青年社」一派による「台湾民族論」と同じものであるのか、それとも何か相違点があるのか。以下において、筆者は廖文毅及び「台湾青年社」一派による「台湾民族論」の理論を要約し、史明の「台湾民族論」と比較する。

廖文毅は彼の著書である『台湾民本主義』において、「台湾民族」について、次のように述べている。

約四百年の間、台湾民族は六時期の歴史的過程を経て演変し発展を遂げてきた。その文化・文明的な諸影響は最初約五十年間はポルトガル、スペイン、オランダなどのヨーロッパ的なものであり、次に鄭成功を主流とする漢文化に浴し、さらに五十年間の日本の日本文化と技術文明の洗礼を受けた。……先天的に我々はインドネシア、ポルトガル、スペイン、オランダ、福建、広東、及び日本人などの血胤を引き継ぎ、即ち原住民、漢、和、ラテン、チュートン諸民族の血統を融合している。以上の概略を見ても、台湾民族はその歴史的発展過程においてシナ大陸の一省とは遥かに異なった先天的、または後天的の二大要素をもっているものである。これらをもって独立した一つの纏まっ

た民族を形作っている<sup>25</sup>。

この内容から、廖文毅による台湾人が中国大陆の漢人と異なる民族であるという主張は、その混血、つまり血縁の相違にあるという理由であったことが分かる。つまり、複数の外来民族によって支配されたことがあるため、その外来民族の血統を引き継ぎ、台湾原住民、漢、和、ラテン、チュートン諸民族の血統が融合したうえで、「台湾民族」がはじめて形成されたという、いわゆる「血縁的民族論」であった。

それでは、王育徳をはじめとする「台湾青年社」一派は「台湾民族論」をどのように説明したのか。ここで王育徳の「台湾民族論」という文章の内容を要約する。

①台湾人は「nation」としての漢民族の一部ではない。民族(nation)は資本主義以前にはなかった。そのため、長い歴史上において、漢民族は nation ではなく、正しくは「volk(基礎集団)」であった。nation は volk の長い間の拡大の過程の中に成立したものである。中国における民族意識(ナショナリズム)の発生は、黄帝の時代でもなければ、漢代でもなく、最初太平天国の乱(1850~1864)に起源するものである。nation と異なり、volk の一つの特徴はその封建分散性であった。そのため、台湾人は volk としての漢民族の一部になるが、nation としての漢民族の一部になれない。

②台湾人が nation としての漢民族の一部になれない理由は、漢民族と異なる「近代」を歩んだことにあった。日本統治時代、台湾は一举に近代化し、そこで、「台湾 volk」は脱皮をとげて「台湾民族」となった。そして二・二八事件を境に、台湾民族が実質的に成立した。その理由は中国大陆人との民族的区別がここで明確に意識されたことにある。しかしながら、民族は独自の国家を建設してはじめて完全になるものであり、民族国家の成立によって民族的精神が政治・教育・文化などの施策に貫かれるようになり、それによって民族団結が実現するのである。

③台湾人は中国大陆人と違う民族であるといえる理由の一つは、大陸の漢人は台湾人に対してまったく「民族的」同胞愛を示してくれなかったことにある。台湾人はオランダ人や日本人の圧制を受けて苦しんだ時、大陸から何の支持も得ることはできなかった。清朝時代と国府時代初期には台湾人が中国の支配下に入ったが、台湾は植民地としての屈辱的な地位に置かれた。つまり、4世紀の間、台湾人は中国人から蔑視され疎外されっぱなしであった。台湾人は日本時代以前に大陸から渡ってきたものであり、中国人は1945年8月15日以後渡ってきた人たちである。最も重要なのは、台湾を祖国だと考えてそれに対

する愛情をもっているかどうかの差である。本質的には、台湾人は台湾を郷土であると同時に祖国だと考えている。しかしこれと異なり、中国人は台湾を実に祖国の一部とも思わず、征服地かせいぜい一時的避難地としか考えていなかった<sup>26</sup>。

特に②と③において、王育徳の「台湾民族論」は史明の「台湾民族論」と類似するところがあるように見えた。つまり、王育徳もオランダ、鄭氏政權、清王朝、日本、国府による台湾統治を植民地支配と見なし、「台湾民族」はその植民地支配者に反抗する過程で形成されたと指摘している。ところが、王育徳は史明と異なり、その民族論はマルクス主義の階級論を基礎としていなかった。さらに「民族」が資本主義社会の産物であると主張し、台湾人と中国大陆人は異なる「近代」の道を歩んできたため、民族的に違うと明確に指摘したのである。

以上のように、台湾独立運動家である廖文毅、王育徳、史明は、それぞれ「台湾民族論」を論じていたが、「台湾民族」の成立の条件と根拠についての説明が異なっていた。しかし角度を変えていえば、彼らがむしろ様々な視点から台湾民族の存在を証明したのである。彼らのこうした努力によって、「台湾民族論」は台湾独立運動の理論的な土台として、長期にわたって台湾独立運動の発展を支え、現在までも台湾独立運動に影響を及ぼしている。例えば、かつて台湾の民進党中央党部文宣部主任を務めていた陳芳明は次のように述べた。

「史明は私の啓蒙教師であり、史明の理論は私の心を極めて大きく震撼させ、本来の価値観を崩壊させた。そのため、私は台湾独立運動の道へと邁進した。」<sup>27</sup>2017年11月5日、史明の100歳を祝うイベントが台湾総統府前のケタガラン大通りで複数の団体によって開催された。蔡英文総統がシークレットゲストとして登場し、史明が自身の人生で「理想を貫けば、尊厳を勝ち取ることができる」ことを台湾人に証明してくれたと感謝と祝福の言葉を述べた<sup>28</sup>。このことから、史明の「台湾民族論」は現在も大きな影響力をもっていることが分かる。

#### 第四節 各台湾独立運動勢力との接触及び「独立台湾会」の成立

1956年、廖文毅を大統領とする「台湾共和国臨時政府」が東京で樹立された。その後、1960年に王育徳が東京で「台湾青年社」（1965年から「台湾青年独立聯盟」と改称、後の「台湾独立建国聯盟」の前身の一つ）を設立した。当時日本における台湾独立運動において、この二つの組織は比較的に影響力が大きかった。それでは、史明はその二つの組織と

の間にいかなる関係があったのか。

史明の口述によれば、当時、廖文毅を指導者とする台湾共和国臨時政府の勢いが一時盛り上がりを見せた。しかしながら、それは本格的な組織とはいえなかった。なぜならば、その臨時政府は大統領、副大統領、各省庁の長官を任命したが、実際の活動はあまり行っていなかったからである。廖文毅陣営が「国府の台湾統治が残酷であるため、台湾の独立を実現させたい」というスローガンを唱えるばかりで、台湾独立運動における大切なことは何なのか、どのようにして台湾の独立を実現できるのかについて詳しい説明はなかった<sup>29</sup>。それにもかかわらず、史明はやはり台湾共和国臨時政府に資金の援助をした<sup>30</sup>。ところが、台湾共和国臨時政府の資金調達が順調に進まなかったため、廖文毅は台湾共和国臨時政府の職位を売りさばいたのである。史明の口述によれば、このやり方は在日台湾人の不満と反感を買い、廖文毅の評判がますます悪くなり、台湾共和国臨時政府の内部もついに分裂してしまったという<sup>31</sup>。ここから、史明が廖文毅陣営に積極的に参加していなかったことが分かる。

それでは、史明と「台湾青年社」一派との関係はどうだったのか。当時、日本における台湾独立運動勢力はおおよそ二つの派閥に分けられていた。一つは台湾共和国臨時政府であり、もう一つは「台湾青年社」一派である。台湾共和国臨時政府と異なり、「台湾青年社」一派は主に在日台湾人留学生を中心に、メンバーの人数が少なく、台湾共和国臨時政府より規模が小さかった<sup>32</sup>。史明の口述によると、1965年、当時の台湾青年社代表である黄昭堂が史明を台湾青年社へ加入するよう誘った。そこで、史明は秘密会員として台湾青年社に入会し、台湾青年社に活動資金の援助もした<sup>33</sup>。しかしながら、台湾青年社が「台湾青年独立聯盟」に改称され、辜寬敏が同聯盟中央委員会委員長に選出された後の1967年、史明は台湾青年独立聯盟に除名された。除名の理由は「規律違反」といわれた<sup>34</sup>。その原因は、史明が「台湾公会」という組織にも加入していたことに対して、辜寬敏が不満をもったというものである。当時、黄介一という台湾人が神戸で「台湾公会」という組織をつくり、史明に台湾公会の会長への就任を願ったため、史明がそれを受け入れ、資金の援助もした。この事が辜寬敏の不満を買ったため、史明と「台湾青年社」一派との関係が次第に希薄になった。ここからみると、当時日本における台湾独立運動の各勢力が決して一致団結して運動を進める状況になかったことが分かる。

それでは、実際の活動をしなかったことで廖文毅陣営と袂を分けた史明からみれば、どのようにして台湾独立運動を進めるべきであろうか。史明によると、国府の台湾統治を崩

壊するために、まず台湾独立運動の各勢力が団結して力を集中することは重要であった<sup>35</sup>。したがって、廖文毅の投降によって分裂した元「台湾共和国臨時政府」派<sup>36</sup>と「台湾青年社」一派などの台湾独立運動勢力を結びつけるために、史明が「台湾独立連合会」の結成を呼びかけた。元「台湾共和国臨時政府」派が史明の呼びかけに呼応したため、1967年4月に台湾独立連合会が成立した。ところが、台湾青年独立連盟などの台湾独立運動勢力との協調が得られなかったため、間もなく同年6月に台湾独立連合会はやむをえずに解散した。

その後、同じ6月に史明は「独立台湾会」を結成した<sup>37</sup>。史明によると、ほかの台湾独立運動勢力と異なり、独立台湾会がマルクス主義の理論に基づいて、「主戦場は島内にあり」を方針とし、積極的に台湾島内の民衆を動員して地下活動に携わり、実力行使を通じて国府を崩壊させようとしたそうである<sup>38</sup>。そのため、独立台湾会が台湾島内からメンバーを募集し、日本に呼んできて、そして史明がそのメンバーたちを訓練した後、また彼らを台湾島内に派遣して地下活動に従事させたのである<sup>39</sup>。

史明の口述によると、これらのメンバーを訓練するために、彼が中国共産党による地下活動から得た経験に基づいて、『地下工作人員訓練要綱』を作成し、地下活動に関する基本的な方法と理念を教えた。『地下工作人員訓練要綱』の内容は次のように要約できる。①台湾島内で啓蒙活動をする方法。②革命者がもつべき修養の養成。③地下活動の要領。④革命者の思想。⑤台湾独立革命の基本的な戦略。⑥台湾独立革命の活動方針。⑦台湾独立の理念——台湾民族主義に対する理解。⑧台湾独立革命の立場の理解。⑨台湾独立革命の主戦力についての認識。⑩地下活動の行動方式。⑪地下活動の要点<sup>40</sup>。

それでは、独立台湾会による台湾島内の地下活動はどのようなものであろうか。史明の口述によると、台湾島内の地下活動は主に地下交通網を作ること、チラシの配布、国府側の軍用列車や警察の派出所を爆破することであった。1960年代から1970年代まで、独立台湾会による爆破事件が十数回発生したという<sup>41</sup>。それらの地下活動はみな国府による弾圧に遭い、一連の逮捕事件が発生した。例えば、顔尹謨事件（1967年）<sup>42</sup>、溫連章事件（1972年）<sup>43</sup>、鄭評事件（1974年）<sup>44</sup>などがみな独立台湾会のメンバーによるものであった。その中で、鄭評事件が比較的に有名である。鄭評は高雄の出身で、台北で印刷業に従事した、キリスト教の信者である。彼は国府による残酷な台湾統治を極めて恨み、1971年10月に日本に来て史明を訪問した。史明と話し合った後、鄭評が蔣経国を暗殺することを決意した。台湾に戻った後、鄭評は引き続き手紙で史明と連絡をとり、地下活動の詳細について

相談していた。しかしながら、鄭評の活動を国府の特務機関が察知し、彼は1973年の年末に逮捕された。その後、国府国防部軍事裁判所は「暴力で政府の転覆を図る」という罪名で鄭評に死刑を下し、1974年8月12日に鄭評が銃殺された。史明によると、鄭評事件が独立台湾会に大きな衝撃を与えたという。そのため、鄭評事件以後、独立台湾会による実力行使が減少した<sup>45</sup>。

## 第五節 結論

戦後日本における台湾独立運動において、史明は極めて特殊な人物といえるだろう。早稲田大学で、史明はマルクス主義、特にマルクス主義による階級論に惹かれた。そのため、史明はマルクス主義の階級論に基づいて、植民地支配者による台湾人への差別・搾取の構図を立て、「台湾民族」の形成を理論化した。まさに「十年一剣を磨く」というように、日本に来て十年のうちに史明は執筆に没頭し、孤軍奮闘でその考案した理論を『台湾人四百年史』を通じてまとめたのである。

つまり、史明は「台湾人の四百年の歴史」を「台湾人」が外来支配者によって支配されてきた歴史として整理し、そしてこの四百年の間に台湾人が外来支配者によって大きな差別と残酷な搾取を受けた多くの事実を羅列し、それを強調した。この上で、史明はさらに外来支配者たち、つまり、オランダ、鄭氏政権、清王朝、日本、そして国府がなぜ台湾人をこれほど差別・搾取したかを外来支配者たちの言動に基づいて分析した。そこで得た結論は、あらゆる外来支配者は台湾人を異民族だと見ているためだったというものである。

「台湾民族論」は史明の発明ではなかった。廖文毅も王育徳も「台湾民族論」を主張していた。しかし後に史明が唱える「台湾民族論」は彼らの思想と異なり、むしろ彼らの思想を超えるものであった。それは、廖文毅の「台湾民族論」は「血縁的民族論」であり、王育徳の「台湾民族論」は「volk」と「nation」をめぐる論争であり、基本的に異なることを強調するものにすぎなかった。しかし史明は差別・搾取の構造から入った。その構造は外来支配者側から台湾人を「異民族」と見ることによってできた特徴あるものであった。これはむしろ、一層台湾独立の正当性を強調するものになる。この考え方はマルクス主義の階級論から生じたと考えられる。

台湾独立運動勢力を結びつけるために、史明は「台湾独立連合会」の結成を呼びかけたものの、実現できなかった。それにもかかわらず、史明はマルクス主義の階級論に基づい

て、自ら「独立台湾会」を結成し、台湾島内の民衆を動員して地下活動に携わり、実力行使を通じて国府による台湾統治を崩壊させようとした。数十年にわたって史明が一人で多額の資金と多くの精力を投入し、台湾独立運動の活動を続けてきた。彼は後に台湾独立運動の「教父」とも呼ばれるようになるほど台湾人に尊敬されていたにもかかわらず、その台湾独立思想を支える「台湾民族論」を理念としていた点では、史明は孤独な闘士であるといえるだろう。

## 注釈

- 
- <sup>1</sup> 史明口述史訪談小組『史明口述史一：穿越紅潮』行人文化實驗室、2013 年。  
史明口述史訪談小組『史明口述史二：橫過山刀』行人文化實驗室、2013 年。  
史明口述史訪談小組『史明口述史三：陸上行舟』行人文化實驗室、2013 年。
- <sup>2</sup> 史明口述史訪談小組（2013）『史明口述史二：橫過山刀』行人文化實驗室、27 頁。
- <sup>3</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、35 頁。
- <sup>4</sup> 史明口述史訪談小組、前掲資料、42 頁。
- <sup>5</sup> 史明（1962）『台灣人四百年史』音羽書房、1-2 頁。
- <sup>6</sup> 史明（2016）『史明回憶錄——追求理想不回頭』前衛出版社、436 頁。
- <sup>7</sup> 史明（1962）、前掲書、1 頁。
- <sup>8</sup> 史明（1962）、前掲書、5 頁。
- <sup>9</sup> 史明（1962）、前掲書、50 頁。
- <sup>10</sup> 史明（1962）、前掲書、85 頁。
- <sup>11</sup> 史明（1962）、前掲書、82-88 頁。
- <sup>12</sup> 史明（1962）、前掲書、119 頁。
- <sup>13</sup> 史明（1962）、前掲書、119 頁。
- <sup>14</sup> 史明（1962）、前掲書、209 頁。
- <sup>15</sup> 史明（1962）、前掲書、209-210 頁。
- <sup>16</sup> 史明（1962）、前掲書、211-212 頁。
- <sup>17</sup> 史明（1962）、前掲書、212 頁。
- <sup>18</sup> 史明（1962）、前掲書、282-283 頁。
- <sup>19</sup> 史明（1962）、前掲書、381-382 頁。
- <sup>20</sup> 史明（1962）、前掲書、419-421 頁。
- <sup>21</sup> 史明（1962）、前掲書、469 頁。
- <sup>22</sup> 史明（1962）、前掲書、477 頁。
- <sup>23</sup> 史明（1962）、前掲書、477 頁。
- <sup>24</sup> 史明（1962）、前掲書、569 頁。
- <sup>25</sup> 廖文毅（1957）『台灣民本主義』台灣民報社、39-40 頁。

- 
- 26 王育徳著、侯栄邦等訳（2002）『台湾独立的歴史波動』前衛出版社、75-120 頁。
- 27 孫云（2008）『「台独」理論与思潮』九州出版社、41 頁。
- 28 フォーカス台湾（2017 年 11 月 7 日）「台湾独立運動家の史明氏が『100 歳』 蔡総統も祝福に駆け付ける」。<http://japan.cna.com.tw/news/asoc/201711070002.aspx> 2017 年 11 月 10 日最終閲覧）
- 29 史明口述史訪談小組、前掲資料、64-65 頁。
- 30 史明口述史訪談小組、前掲資料、63 頁。
- 31 史明口述史訪談小組、前掲資料、66-67 頁。
- 32 史明口述史訪談小組、前掲資料、69 頁。
- 33 史明口述史訪談小組、前掲資料、73-74 頁。
- 34 史明（2016）、前掲書、446 頁。
- 35 史明口述史訪談小組、前掲資料、69 頁。
- 36 廖文毅が国府に投降した前後、台湾共和国臨時政府は「台湾民主独立会」、「台湾自由独立党」、「台湾共和党」、「台湾独立戦線」などの組織に分裂した。
- 37 史明口述史訪談小組、前掲資料、86 頁。
- 38 史明口述史訪談小組、前掲資料、89 頁。
- 39 史明口述史訪談小組、前掲資料、90-91 頁。
- 40 史明（2016）、前掲書、490-493 頁。
- 41 史明（2016）、前掲書、493-498 頁。
- 42 史明（2016）、前掲書、504 頁。
- 43 史明（2016）、前掲書、507 頁。
- 44 史明（2016）、前掲書、509 頁。
- 45 史明（2016）、前掲書、513 頁。

## 終章

### 第一節 台湾の歴史を遡る——変わっている支配層と変わっていない被支配層

本研究は戦後日本における台湾独立運動に関する研究であるが、戦後日本で台湾独立運動の活動を進める人々の心情を理解するためには、第二次世界大戦前の台湾の歴史を遡らねばならない。17 世紀以来、オランダ東インド会社と鄭成功勢力、そして清王朝と日本の角逐の中で、台湾は歴史的な舞台に登場した。しかしながら、この歴史的なプロセスの中で、台湾人は東アジアにおける大国の間の紛争に巻き込まれ、長期にわたって「二等国民」のように支配されていたのである。

日清戦争後、台湾住民の意志はまったく顧みられず、1895 年 4 月に調印された下関条約<sup>1</sup>に基づいて、台湾は清王朝から日本に割譲された。日本統治時代には、日本の統治手段は、最初の暴力による弾圧から次第に柔軟な政策に転換し、皇民化運動<sup>2</sup>などの同化方針を推し進め、台湾住民に対して日本文化の教育強化と中国国民意識の弱化を目指した<sup>3</sup>。それによって、1942 年に台湾住民の中で、54%の男性と 43%の女性は日本語で日常の業務をさばくことができるようになった<sup>4</sup>。それとともに、日本政府は日系資本を台湾に導入することに力を入れ、1930 年代から台湾の工業化を積極的に推進し、軍需品関係の産業及びインフラストラクチャーの建設に集中した<sup>5</sup>。この一連の行動は客観的に台湾の経済成長を促進した一方、外来者である日本人が植民地統治者として支配層を成し、日本人に比して先住者であった台湾人が被支配層を成した<sup>6</sup>。支配者としての日本人の登場によって台湾人と日本人との差異と格差が際立つようになり、日本人側が台湾人をひとまとめに「本島人」と呼び、自分たち「内地人」と峻別したことも台湾人たちに「同じ本島人」という気持ちを抱かせる結果となった。特に「われわれ意識」が強まった「本島人」は、中等以上の教育を受けた都市の中・上層部階層に属する台湾人エリートであった。「日本人の支配層 VS 台湾人の被支配層」という不平等な二層構造を認識した台湾人エリートは、中国大陆の革命運動や日本の大正デモクラシー、第一次世界大戦後の民族自決運動などの影響を受けつつ、自分たちのアイデンティティを台湾に求め、台湾人の文化振興と自治権獲得を求める運動に取り組み始めた。台湾議会設置請願運動はその典型的な例である。

植民地として日本の支配を受けた台湾は政治的・経済的に搾取の対象となり、台湾の人々は権利を奪われた状態にあった。台湾議会設置請願運動（以下、請願運動と略す）とは、台湾人が合法的に台湾人の権利を確立すべく台湾議会の設置を求める請願書を 1921～1934 年までの 14 年間、計 15 回にわたって日本の帝国議会に提出し続けた運動である。台湾総督府はこの運動を単なる自治要求運動ではなくてその覆面の下には民族独立思想が潜んでいる独立要求運動と見なし、様々な手段で弾圧したのである。請願運動の参加者は、台湾が日本統治下にあるため、日本人と同じ政治的権利を要請しようと呼びかけたが、依然として台湾総督府によって打破された。ここからみると、当時台湾人が望んでいた日本人との「一視同仁」はまったく不可能であったことが分かる。

1920 年代前半の台湾人による民族運動の機関誌の役割を果たした『台湾民報』は、請願運動の指導者の一人である蔣渭水<sup>7</sup>の文章を多数掲載した。その中で、蔣渭水は「農民と労働者階級を基礎とする民族運動」を主張している<sup>8</sup>。その後、蔣渭水によって結成された台湾民衆党の「全島黨員大会宣言」において、「農民と労働者階級を中心とする民族運動」も唱えられている<sup>9</sup>。ここからみれば、当時、日本統治体制の内部から政治的権利を要請するのが不可能であることを認識した台湾人エリートは、日本統治当局による差別・搾取に反抗するために、民族独立運動を呼びかけ始めたことが分かる。

以上、台湾人が差別・搾取され、そして統治当局に反抗することは第二次世界大戦後から発生したのではなく、日本統治時代に遡ることが分かる。

戦後の台湾独立運動家として、史明は小さい頃から「われわれ台湾人は二等国民である」という意識を持っていた。日中戦争勃発後、史明が中国大陆に渡ってマルクス主義を提唱する中国共産党による抗日運動に参加するのは、台湾の民族解放のためであり、いわゆる「抗日救台」であった<sup>10</sup>。また、日中戦争勃発後、廖文毅は中華民国国民政府（以下、国府と略す）軍政部兵工署技正（上校）に就任し、抗日戦争に身を投じていた<sup>11</sup>。そして、王育徳の自叙伝によると、彼は小さい頃から台湾人に対する教育上の差別を認識したが、やむをえずに公学校に入学したことがあるという<sup>12</sup>。これらの事実からみると、日本統治時代に、後に台湾独立運動家になった彼らは、台湾人として差別されることに対する強烈な反感という意識構造をすでに形成し、当時の日本統治に反抗したことがあることが分かる。そのため、彼らは日本統治を打倒して台湾を接収した国府に期待していた。しかしながら、戦後日本の植民地統治から離脱して自分たちの国が作れるものと思った台湾人が迎えた国府は、むしろ日本人統治者の後継者であるかのように振舞った。

第二次世界大戦後、日本の降伏によって台湾は中華民国に返還された。しかしながら、当時台湾を接収する国府が政府の要職を大陸出身の外省人で固め、また日本から接収した企業を国有化して利権を独占するなど、台湾人の期待を裏切り、台湾人を政治的・経済的な支配勢力から締め出した。そして、国府に抵抗する台湾人が弾圧され、1947年に発生した二・二八事件はその最大規模のものである。二・二八事件は台湾人に次のような強い印象を与えた——外省人はまったく信用できず、日本人よりも蒋介石はさらに残酷である。その事件が台湾人のアイデンティティの転換点とみなされ<sup>13</sup>、台湾独立運動の引き金ともみなされる<sup>14</sup>。二・二八事件以後、国府は知識人を中心に台湾人の大量粛清を行い、台湾人の勢力を抑えるとともに、これと前後して「動員戡乱時期臨時條款」<sup>15</sup>の制定による憲法の凍結や戒嚴令施行、政党結成の禁止など、台湾人に対する一連の政治的な締め付けを打ち出した。そのため、日本の植民地統治から離脱して自分たちの国が作れるものと思い、当初国府に大きな期待を抱いていた台湾人は、やがてこの現実には深く失望するようになった。この現実によって、国府統治の下で故郷を再建するという本来持っていた理想にもかかわらず、台湾人は国府に対して完全に幻滅してしまったのである。これにより、一部の台湾人は国府統治の下で台湾人の自治権を追求するという道を見限り、かわりに台湾の運命を台湾人自らで決めるという理念に基づいて、台湾の独立を追求しようという道を歩き出したのである。廖文毅、史明、王育徳をはじめとする台湾人エリートによる台湾独立運動は、まさにそのような主張を実現させようとしていたのである。

## 第二節 孤独なマルクス主義的台湾独立運動家——史明

史明の生涯を振り返ると、彼の行動軌跡は台湾、日本、中国の間で移動していた。多重の文化的背景の下で成長してきた彼は、幼年期にも台湾民族解放運動を支えていた父の林済川による反植民地主義的思想や反日思想から大きな影響を受けた。また、いつも好成績をとっていた史明は、歴史や政治に関する知識を幅広く吸収し、日本によって植民地化されていた台湾の現状への不満のため、反日思想が芽生えたのである。早稲田大学で、史明はマルクス主義に惹かれ、特にマルクス主義による階級闘争の理論は、帝国主義日本によって搾取される台湾民族を解放することに対して解決策を提供すると考えた。そのため、史明は帝国主義日本に抵抗することによって台湾民族を解放するという考え方を持つようになったのである。ただし、当時、そのような理想を実現させるためには、日本人植民

を台湾から追い出さなければならない。したがって、史明は日中戦争の主戦場になった中国大陆に渡り、マルクス主義を提唱する中国共産党による抗日運動に参加した。しかし、中国共産党解放区に入った後、行動の自由に対する制限、思想政治教育による国統区から来た若者への批判、台湾人兵士の犠牲、土地改革運動中の地主階級に対する厳重な「批闘」、共産党の幹部による台湾人への分裂政策など、彼の期待と大きく異なっていた。この現実によって、本来持っていたマルクス主義を中国大陆で実践し、中国共産党による抗日運動に参加することによって台湾民族を解放するという理想に、史明は完全に幻滅してしまったのである。加えて、台湾の民族解放に対する解決策とは、台湾人自らによって台湾の独立を実現させるということにはかならないということをようやく史明は理解したのである。そのため、彼は中国共産党系組織を脱退し、中国大陆から台湾に戻った。台湾民族を解放するために、故郷である台湾の運命を台湾人自らで決めるという理念に基づいて、数十年にわたる台湾独立運動の道へと邁進したのである。

日本に来て十年のうちに史明は執筆に没頭し、孤軍奮闘でその考案した理論を『台湾人四百年史』を通じてまとめたのである。つまり、史明は「台湾人の四百年の歴史」を「台湾人」が外来支配者によって支配されてきた歴史として整理し、そしてこの四百年の間に台湾人が外来支配者によって大きな差別と残酷な搾取を受けた多くの事実を羅列し、それを強調した。この上で、史明はさらに外来支配者たち、つまり、オランダ、鄭氏政権、清王朝、日本、そして国府がなぜ台湾人をこれほど差別・搾取したかを外来支配者たちの言動に基づいて分析した。そこで得た結論は、あらゆる外来支配者は台湾人を異民族だと見ているためだったというものである。

「台湾民族論」は史明の発明ではなかった。廖文毅も王育徳も「台湾民族論」を主張していた。しかし後に史明が唱える「台湾民族論」は彼らの思想と異なり、むしろ彼らの思想を超えるものであった。それは、廖文毅の「台湾民族論」は「血縁的民族論」であり、王育徳の「台湾民族論」は「volk」と「nation」をめぐる論争であり、基本的に異なることを強調するものにすぎなかった。しかし史明は差別・搾取の構造から入った。その構造は外来支配者側から台湾人を「異民族」と見ることによってできた特徴あるものであった。これはむしろ、一層台湾独立の正当性を強調するものになる。この考え方はマルクス主義の階級論から生じたと考えられる。

台湾独立運動勢力を結びつけるために、史明は「台湾独立連合会」の結成を呼びかけたものの、実現できなかった。それにもかかわらず、史明はマルクス主義の階級論に基づい

て、自ら「独立台湾会」を結成し、台湾島内の民衆を動員して地下活動に携わり、実力行使を通じて国府による台湾統治を崩壊させようとした。数十年にわたって史明が一人で多額の資金と多くの精力を投入し、台湾独立運動の活動を続けてきた。彼は後に台湾独立運動の「教父」とも呼ばれるようになるほど台湾人に尊敬されていたにもかかわらず、その台湾独立思想を支える「台湾民族論」を理念としていた点では、史明は孤独な闘士であるといえるだろう。

しかし注目すべきことに、史明の歩んだ道は決して特殊な事例とはいえない。廖文毅や李登輝など、多くの台湾独立運動に従事する人々は中国共産党とかかわりを持っていた。これは決して偶然なことではない。つまり、彼らに共通しているのは、台湾の人々が平等な地位を手に入れ、自らの命運を自分で決められるような権利を手に入れることを究極の目標としていることである。そして、搾取される人々の解放を目指すマルクス主義を掲げる中国共産党の抗日運動に身を投じることは、その手段にすぎなかった。同じ意味で、その幻想に幻滅した後、誕生した台湾独立の思想と運動も、その手段の一つであったといえるのではないだろうか。

### 第三節 戦後台湾独立運動における重要な人物——廖文毅

台湾光復後、廖文毅が台湾人の大陸血統及びそれによる誇りを強調し、中華民国による台湾統治を期待し、中華民国国民としての身分を誇りにしていた。その一方で、当時、廖文毅は台湾省行政長官公署工鉱処技正や台北市政府公共事業管理处長などの職務を務めており、戦後台湾の建設に参加していた。二・二八事件前、国府統治の下で、廖文毅は積極的に政治選挙に参加したものの、2回失敗したことは彼にとって大きな打撃にはなかった。ただ、少なくとも、その頃に至るまで廖文毅はまだ「台湾独立」を主張せず、国府の統治による台湾の悪い現状を解決するために、「中国連邦」の下で「台湾自治」という目標を達成しようとしていた。廖文毅自身の話によると、「台湾独立運動それ自体は、戦前よりも戦後に表面化したといえる。すなわち、日本統治下の台湾人は国籍は日本人であったが、いわゆる支那人的感覚で取扱いを受けていたため、台湾の民衆が中国に復帰した時に喜んだ。ところが、その歓喜に反して、国府の官吏は、台湾人は元は中国人なのに、日本人的であるとして、その統治に当たった。そこで、台湾の民衆は初めて自己のアイデンティティを考え直したのである。日本人でもなく、中国人でもない……そうだ。我々は

台湾人なのだ、と。つまり、台湾人の独立に対する潜在的な意識が現れてきたのである。」<sup>16</sup>そして、廖文毅の思想は徐々に変化し、二・二八事件をきっかけにして「台湾独立」を追求するようになった。

二・二八事件以後、廖文毅によって、台湾再解放聯盟、台湾民主独立党、台湾臨時国民議会及び台湾共和国臨時政府が相次いで成立した。日本における台湾独立運動を推進した廖文毅による独立運動勢力からの国府による台湾統治への批判、台湾地位未定論の宣伝、公民投票を通じて台湾の地位を決定することなどは、国府による台湾統治の正当性を疑わせるものである。これは、日本政府との交渉の際に国府による「日本が台湾に対して依然として領土の野心を持つ」という指摘からも分かる。周知のとおり、サンフランシスコ講和条約によると、日本は台湾をめぐる全ての権利を放棄している。ところが、同条約は台湾が誰に帰属するかについて明記していない。したがって、当時中国共産党との内戦に負けた国府は、台湾統治の正当性を疑われることに対して終始不安を感じていた。加えて、廖文毅による独立運動勢力による亡命政府は、国府による台湾統治の正当性を承認せず、国府の不安を一層強めたのである。そのため、国府は様々な手段を通じて廖文毅による独立運動勢力を崩壊させようとしていた。国府による厳しい対応は廖文毅による台湾独立運動の失敗における要因の一つであると考えられる。

1950 年、廖文毅は香港から日本に移り、引き続き台湾独立運動を推進しており、台湾独立民主党をはじめとする台湾独立運動勢力を結成した一方で、台湾島内での地下活動を指導していた。これに対して、国府は台湾島内での台湾独立運動を厳しく攻撃する一方で、日本政府と積極的に交渉し、日本政府を通じて廖文毅による独立運動勢力の活動を制止しようと試みた。しかしながら、1952 年の主権回復にともない、日本政府は廖文毅に在留資格と再入国資格を与えた。つまり、廖文毅に台湾独立運動を展開できる舞台を提供したのである。また、国府の交渉に対して、日本政府は日本の現行法に基づいて、廖文毅による独立運動勢力の活動を制止することができないという立場を堅持しており、国府の活動制止要請に従わなかった。ここからみると、廖文毅による独立運動勢力の活動に対して、日本政府は法律に基づいて対処したことが分かる。

その一方で、戦後、アメリカ政府は、国際政治情勢及び自国の利益の最大化に基づいて対台湾政策を調整し、最終的に国府を支援するという方針を立てた。これは台湾独立運動に対して極めて不利な結果であったと考えられる。そのため、国際政治情勢を察知せず、台湾独立の希望をアメリカ政府の援助に託すことは、廖文毅による台湾独立運動の失敗に

おけるもう一つの要因だと考えられる。

国府による打撃、アメリカ政府による対台湾政策の調整に加えて、廖文毅による独立運動勢力内部にも様々な問題が起きた。組織の規律欠如や有名無実、資金不足、台湾島内における活動の難航、肩書きをめぐるメンバーたちの紛糾、最大の資金源である呉振南の脱退など、この一連の問題によって、台湾共和国臨時政府は次第に崩壊するようになったのである。結局、内部の分裂と外部からの打撃を受けた廖文毅は、やむをえずに国府に投降して台湾に戻るようになった。

しかしながら、本研究は決して廖文毅による台湾独立運動自身に限られるものではない。廖文毅による台湾独立運動の原点を振り返ると、台湾独立運動開始以前の「連邦自治」にしろ、二・二八事件以後の「台湾独立」にしろ、これはただ台湾人を解放するための具体的な解決策だと考えられる。つまり、それらに共通しているのは、台湾の人々が平等な地位を手に入れ、自らの命運を自分で決められるような権利を手に入れることを究極の目標としていることである。そして、「連邦自治」を唱えることは、その手段にすぎなかった。同じ意味で、「連邦自治」の幻想に幻滅した後、誕生した台湾独立運動も、その手段の一つであったといえるのではないだろうか。この点において、廖文毅と史明の間にも共通しているところも出てくると考えられるだろう。

#### 第四節 台湾独立運動の理念の宣伝者——「台湾青年社」グループ

事実上、「台湾民族論」を最初に打ち出したのは台湾青年社ではなく、廖文毅であった。1970年代の初めまで、「台湾青年社」グループは人権を強調し、台湾人だけではなく、外省人と協力する、いわゆる「外省人協力論」を唱え、自由と平等を希望するあらゆる人々のために台湾独立運動を推進すると主張した。この時期、「台湾民族論」は散見したが、主流にならなかった。「外省人協力論」を長期にわたって打ち出していたのは、時代的背景による部分が大きいと考えられる。当時、「台湾青年社」グループは台湾が直面している社会問題は台湾人と中国大陆から来た人々との間の省籍間不平等だけではなく、自由・平等と人権の理念の欠如であると認識していた。そのため、台湾人のみならず、台湾に渡ってきた中国人も含め、国府への反抗を呼びかけた。この時期に提唱している「外省人協力論」の本質は実に階級論に近いものであり、後の省籍に基づく台湾独立運動の理念と大きくかけ離れるものであった。つまり、「台湾青年社」グループが蒋介石を指導者とする

国府を支配階級と見做し、台湾人や外省人などを被支配階級として提携させることによって、国府を打倒するための階級闘争を呼びかけているのである。

しかし、「台湾青年社」グループに対する国府の弾圧が次第に強くなり、特に「陳純真スパイ事件」などにもなった一連の動きが「台湾青年社」グループに大きな打撃を与えた。これは戦後台湾独立運動史上において無視できない分水嶺の意義をもっている。この事件をきっかけに、「台湾青年社」グループは「台湾民族論」を受け継ぎ、台湾独立の主張を一層明確に打ち出したのである。また、「陳純真スパイ事件」が戦後台湾独立運動史にもたらしたもう一つの大きな転機は、辜寬敏を台湾青年会の中央委員に選出したことである。それは、辜寬敏の出身によるものといっても過言ではない。台湾の豪族である辜家出身の辜寬敏が「台湾青年社」グループの指導部入りすることによって、台湾独立運動に大きな資金源ができた一方、同時に台湾独立運動の意義が日本社会において広く認識されることにつながったのである。

「台湾青年社」グループが「台湾民族論」を打ち出した背景には、もう一つの事実があった。それは、国府の軍隊や警察における外省人が占める割合の低下と台湾人が占める割合の向上である。しかし、これは「台湾民族論」が打ち出された唯一の原因ではない。ますます強くなる「台湾民族論」の主張を促したのは、むしろ国府によるさらなる強硬な弾圧であった。その代表的な出来事は 1960 年代後半から発生した一連の台湾強制送還事件であった。「柳文卿強制送還事件」はその一例であった。この事件の最大の特徴は、国府と日本の入管当局との結託である。それから、このような危険性を避けるために、日本のかわりにアメリカへの台湾人留学生が多く増えていた。その中で、1970 年 1 月、日本、アメリカ及びヨーロッパの台湾独立運動組織によって、世界的な「台湾独立聯盟」が結成された。

成立当初、「台湾青年社」グループは普遍的な価値観を強調し、台湾人だけではなく、外省人も含め、自由と平等を希望する台湾におけるあらゆる人々のために台湾独立運動を推進することを唱えていた。つまり、台湾の人々が平等な地位を手に入れ、自らの命運を自分で決められるような権利を手に入れることを究極の目標としていた意味では、「台湾青年社」グループが提唱した「外省人協力論」に基づく台湾独立の思想と運動も、その手段の一つにすぎなかったといえるだろう。しかしながら、国府による強硬な弾圧によって、台湾独立運動において外省人との協力は根本的に不可能であることを「台湾青年社」グループの人々に感じさせ、そこで、「台湾青年社」グループは「台湾民族論」を主張するよ

うになった。つまり、台湾独立運動の性格を激化させた最大の要因は国府による強硬な弾圧であると考えられる。

## 第五節 「台湾民族独立」という言説

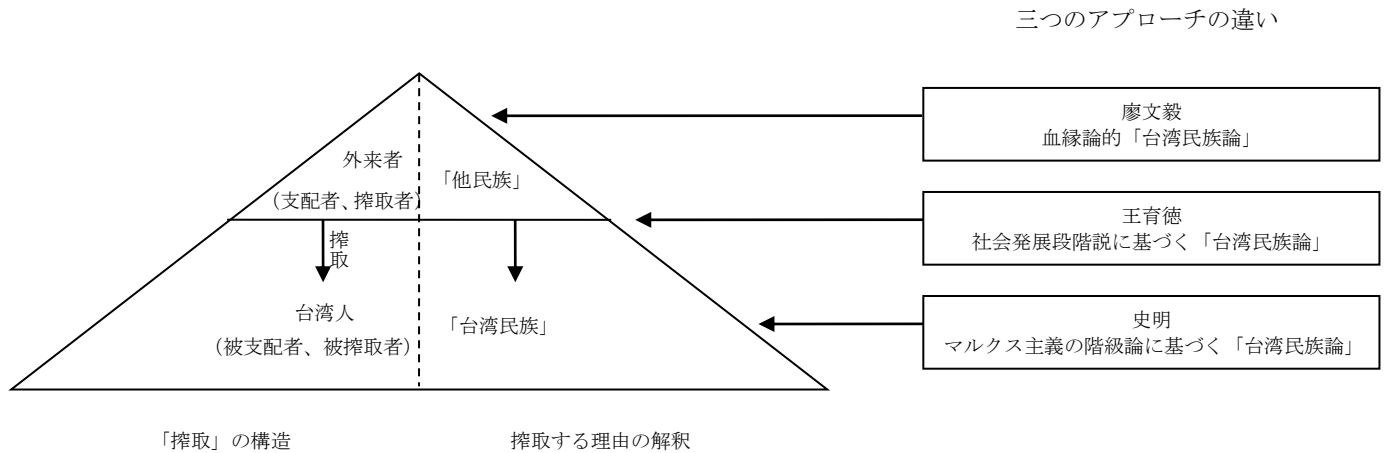
近代以来、台湾人は長期にわたって外来支配者による搾取と差別に苦しめられてきた。日本統治時代に、日本人が支配層、台湾人が被支配層という二層構造が確立され、50 年間も続いていた。廖文毅、史明、王育徳などの台湾独立運動家自身も日本統治時代に差別されていた。このような経験から、彼らは外来支配者による台湾人に対する不平等な政治・政策などを敏感に感じ取る意識が出来ていた。日本統治時代に形成した台湾人の外来支配者による搾取と差別に対する強烈な反感は台湾人のアイデンティティの一部を成したが、外省人はこれを経験しなかった。

第二次世界大戦後、台湾が中華民国に返還された。台湾人は「祖国復帰」に憧れ、「祖国復帰」によって政治、経済、社会などの面で平等な地位を回復させ、日本統治時代による「二等国民」のような差別をなくすことを期待していた。ところが、国府統治時代に入っても、台湾人は同胞と見なされず、悲劇の二・二八事件及び 40 年間におよぶ戒厳令時期を経験した。台湾人の境遇が以前の日本統治時代と比べると、まったく改善しなかったというよりも、むしろさらに悪くなったのである。つまり、国府統治時代に、日本統治時代の二層構造と同じ搾取と差別の構造が再度現れたことが分かる。そこで、国府統治下の自治権追求の失敗、中国共産党の下での階級闘争を通じて台湾民衆を解放するという理想への幻滅を経て、台湾の命運を台湾人で決めるという理念に基づいて、台湾独立運動が誕生したのである。

台湾独立運動の指導者、廖文毅も史明も王育徳も「台湾民族独立」というスローガンを使っていた。実は、そのスローガンは日本統治時代にすでに誕生したものである。台湾人と日本人は異なる民族であるが、なぜ国府統治時代に「台湾民族独立」というスローガンがまた登場したのか。台湾独立運動家が「台湾民族独立」というスローガンを通じて、自らの活動を、自由、民主、平等、公正などの人類社会における普遍的な価値観を追求するものだと強調するために登場したのである。それは第二次世界大戦後の世界的な民族独立運動、民族国家樹立のブームの影響を受けたものだと考えられる。この事も日本統治時代にすでに発生した台湾人の「支配者による搾取・差別に対する強烈な反感」という意識こ

それが台湾独立思想の原点であるという証左である。

#### 台湾独立運動の正当性理論としての「台湾民族論」の構造



では、なぜ日本で台湾独立運動が展開されたのか。本研究は各章の分析を通じて、現時点でその理由はおおよそ以下の点であると考えている。①台湾と日本との間には、物理的に近いこと、また旧宗主国と旧植民地という関係があり、多数の台湾人が日本に居住していた(『日本統計年鑑』などの資料によると、在日台湾人の人数は、1945年11月当時25291人、1946年3月15906人、1947年12月13119人、1948年12月15444人、1949年12月16637人、1950年12月17801人、1951年12月18947人である)。②多くの台湾独立運動家は日本留学の経験、エリート意識と人脈をもっていた。これらによって1920年代の台湾文化協会の自治権獲得を求める運動の精神を受け継いでいた。つまり、若い世代の台湾人は、日本統治時代にすでに発生した台湾人の「支配者による搾取・差別に対する強烈な反感」という意識を受け継いでいた。③日本語ができる多くの台湾人は自然にかつての日本支配と国府による弾圧を比較し、国府と対立する日本を「敵の敵は友だ」と見る気持ちの下で、日本で理解が得られると考えたことである。事実としても、ある程度の理解と支持を得られた。

## 注釈

- 
- 1 下関条約は、日清戦争で日本が清国に戦勝したことにより、1895年4月17日に下関の春帆楼での講和会議を経て調印された条約である。正式名称は日清講和条約である。
  - 2 皇民化運動とは、日本統治下の台湾における台湾総督府をはじめとする公的機関および民間機関によって推進された、台湾人の日本人化をはかり、戦時体制の完成ならびに戦争の遂行をはかる施策である。皇民化運動は国語運動、改姓名、志願兵制度、宗教・社会風俗改革の4点からなる、台湾人の日本人化運動である。
  - 3 陳金鑫、彭曼麗（2013）「建構主義視角下的台湾問題」『文史博覧』2013年第5期、47頁。
  - 4 陳奉林（2002）「關於日本与台湾關係的一些思考」『台湾研究』2002年第3期、71頁。
  - 5 陳奉林、前掲論文、71頁。
  - 6 沼崎一郎（2014）『台湾社会の形成と変容——二元・二層構造から多元・多層構造へ』東北大学出版会、48頁。
  - 7 蔣渭水（1890～1931）は、台湾宜蘭出身の社会運動家である。日本統治時代の台湾において台湾文化協会及び台湾民衆党を創設し、非暴力民族運動の指導者の一人である。
  - 8 黄煌雄（2002）『蔣渭水伝——台湾的孫中山』時報文化出版、130頁。
  - 9 黄煌雄、前掲書、186頁。
  - 10 史明口述史訪談小組（2013）『史明口述史一：穿越紅潮』、行人文化實驗室、90頁。
  - 11 李世傑（1988）『台湾共和国臨時政府大統領廖文毅投降始末』自由時代出版社、37頁。
  - 12 王育徳著、呉瑞雲翻訳（2002）『王育徳自伝：出生至二二八後脱出台湾』前衛出版社、78-81頁。

当初、日本統治下の台湾では、台湾総督府は初等教育を実施するために小学校を開設したが、その教育を受けられる対象は主に日本籍児童であった。なお、台湾籍児童に対しては公学校、原住民児童に対しては蕃童公学校を設置し、初等教育を施した。台湾人が日本人向けの小学校に入ることは禁止されていたわけではなかったが、非常に難しかった。台湾人が小学校に入学しようとする場合、入学試験で優秀な成績をとることはもちろん、児童の家庭背景も審査を受けねばならない。

- 13 Fairbank, John K. (2008), *The Cambridge History of China, The People's Republic*,

---

*Part 2: Revolutions within the Chinese Revolution, 1966-1982*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.845-846.

<sup>14</sup> 井尻秀憲（2013）『激流に立つ台湾政治外交史：李登輝、陳水扁、馬英九の 25 年』ミネルヴァ書房、2 頁。

<sup>15</sup> 動員戡乱時期臨時條款は、かつて中華民国憲法にその一部をなす「臨時」の修正条項として追加された規定である。国共内戦の勃発を受け、総動員体制を敷くため、1948 年 4 月 18 日に国民大会で制定され、同年 5 月 10 日に施行された。臨時処置とはいえ、1947 年 12 月の憲法施行から僅か 4 ヶ月余りで、事実上の憲法改正を行なったことになる。このため憲法本文を修正せず、この臨時條款が制定された。当初、この臨時條款の効力は 2 年間とされていた。しかしながら、国民党は国共内戦に敗北し、台湾に逃れた。その後も、臨時条項は台湾で施行され続け、1991 年に廃止されるまで 5 回の修正を重ねた。結果的に、臨時條款は、本来は暫定的なものはずの戒嚴令という国家緊急権の長期的施行を可能とした。本来は五院の調整役である総統には、国防・治安などの権限が極度に集中し、総統による独裁政治を可能とした。また、令状なしでの逮捕が認められたため、深刻な人権侵害をもたらした。

<sup>16</sup> 廖文毅（1955）「祖国台湾の運命——蔣政權をセント・ヘレナに流せ」『文芸春秋』1955 年 4 月号、115 頁。

## 参考文献

### 原始資料（日本語）

外交記録「アジア諸国特派使節 張群中華民國総統府秘書長関係」番号 A'-0139、日本外務省外交史料館。

外交記録「中華民國要人本邦訪問関係雑件 沈昌煥外交部長関係（公賓）」番号 A'-0422、日本外務省外交史料館。

外交記録「沈昌煥外交部長との会談要領案」番号 A'-0422、日本外務省外交史料館。

外交記録「『台湾独立運動』について」番号 A'-0422/14、日本外務省外交史料館。

### 原始資料（英語）

外交記録 Liao, Thomas Wen I; Sugamo Prison Records, SHEET No.SP-02401、日本国立国会図書館憲政資料室。

U.S. Government Printing Office (1949), "The Far East: China", *Foreign Relations of the United States*, Volume IX. アメリカ政府印刷局。

U.S. Government Printing Office (1950), "The Far East: China", *Foreign Relations of the United States*, Volume VI. アメリカ政府印刷局。

U.S. Government Printing Office (1955-1957), "China", *Foreign Relations of the United States*, Volume III. アメリカ政府印刷局。

### 原始資料（中国語）

外交部档案「偽台湾民主独立党」、台湾中央研究院近代史研究所档案館。

外交部档案「偽台独党資料」、台湾中央研究院近代史研究所档案館。

外交部档案「為陳報廖文毅活動及其被判刑經過」档案番号 000030815、台湾国家發展委員会档案管理局。

外交部档案「台湾独立運動（一）」档案番号 A303000000B/0037/006.3/002、台湾国家發展委員会档案管理局。

外交部档案「台湾独立運動（二）」档案番号 A303000000B/0037/006.3/003、台湾国家發展委員会档案管理局。

外交部档案「台湾独立運動（十三）」档案番号 A303000000B/0047/006.3/014、台湾国家發

展委員會檔案管理局。

外交部檔案「台灣獨立運動（十七）」檔案番号 A303000000B/0047/006.3/018、台灣國家發展委員會檔案管理局。

外交部檔案「台灣獨立運動（十八）」檔案番号 A303000000B/0047/006.3/019、台灣國家發展委員會檔案管理局。

外交部檔案「台灣獨立運動（二十三）」檔案番号 A303000000B/0047/006.3/023、台灣國家發展委員會檔案管理局。

外交部檔案「台灣獨立運動（二十四）」檔案番号 A303000000B/0047/006.3/024、台灣國家發展委員會檔案管理局。

外交部檔案「拂塵專案第 12 卷」檔案番号 0038/340.2/5502.3/12、台灣國家發展委員會檔案管理局。

外交部檔案「密」檔案番号 000031025、台灣國家發展委員會檔案管理局。

外交部檔案「密不錄由」檔案番号 000030854、台灣國家發展委員會檔案管理局。

外交部檔案「密不錄由」檔案番号 000031013、台灣國家發展委員會檔案管理局。

外交部檔案「廖文毅等叛亂案」檔案番号 000037605、台灣國家發展委員會檔案管理局。

### 中国語資料集（台灣の出版物）

李宣鋒・王加俊・鄧小蘭・許秀錢・王韻雯編（1998）『台灣地區戒嚴時期五〇年代政治案件史料彙編（一）——中外檔案』、台灣省文獻委員會。

張炎憲・胡慧玲・曾秋美（2000）『台灣獨立運動的先聲——台灣共和國（上冊）』、吳三連台灣史料基金會。

張炎憲・胡慧玲・曾秋美（2000）『台灣獨立運動的先聲——台灣共和國（下冊）』、吳三連台灣史料基金會。

張炎憲・曾秋美・陳朝海編（2005）『自覺與認同——1950～1990 年海外台灣人運動專輯』、吳三連台灣史料基金會。

本所編印（1997）『二二八事件資料選輯（六）』、台灣中央研究院近代史研究所。

### 中国語資料集（中國大陸の出版物）

中国第二歷史檔案館編（1991）『台灣二・二八事件檔案史料（上）』、檔案出版社。

中国第二歷史檔案館編（1991）『台灣二・二八事件檔案史料（下）』、檔案出版社。

梅孜編（1997）『美台関係重要資料選編（1948.11-1996.4）』、時事出版社。

## 回想録

黄玲珠（1991）『老牌台独——黄紀男的泣血夢回録』、独家出版社。

史明（2016）『史明回憶録——追求理想不回頭』、前衛出版社。

史明口述史訪談小組（2013）『史明口述史一——穿越紅潮』、行人文化實驗室。

史明口述史訪談小組（2013）『史明口述史二——橫過山刀』、行人文化實驗室。

史明口述史訪談小組（2013）『史明口述史三——陸上行舟』、行人文化實驗室。

陳儀深訪問、簡佳慧等記録（2009）『海外台独運動相關人物口述史』、台湾中央研究院近代史研究所。

陳儀深訪問、簡佳慧等記録（2012）『海外台独運動相關人物口述史（続篇）』、台湾中央研究院近代史研究所。

陳儀深訪問、林志晟等記録（2013）『從建党到執政——相關人物記録訪問』、玉山社。

## 日本語著書

浅野和生（2010）『台湾の歴史と日台関係——古代から馬英九政権まで』、早稲田出版。

王育徳（2011）『「昭和」を生きた台湾青年』、草思社。

王育徳（1970）『台湾——苦悶するその歴史』、弘文堂。

王甫昌著、松葉隼・洪郁如訳（2014）『族群——現代台湾のエスニック・イマジネーション』、東方書店。

何義麟（2014）『台湾現代史——二・二八事件をめぐる歴史の再記憶』、平凡社。

簡文介（1962）『台湾の独立』、有紀書房。

黄俊傑（2008）『台湾意識と台湾文化——台湾におけるアイデンティティの歴史的変遷』、東方書店。

黄昭堂（1981）『台湾総督府』、教育社。

史明（1962）『台湾人四百年史』、音羽書房。

史明（1974）『台湾人四百年史』、新泉社。

周婉窈著、石川豪・中西美貴・中村平訳（2013）『図説台湾の歴史』、平凡社。

ジョージ・H・カー著、蕭成美訳（2006）『裏切られた台湾』、同時代社。

謝雅梅（2002）『いま、日本人に伝えたい台湾と中国のこと』、総合法令出版。

- 謝雅梅（2000）『日本に恋した台湾人』、綜合法令出版。
- 沼崎一郎（2014）『台湾社会の形成と変容——二元・二層構造から多元・多層構造へ』、東北大学出版会。
- 丸川哲史（2010）『台湾ナショナリズム——東アジア近代のアポリア』、講談社。
- マルクス・エンゲルス著、水田洋訳（2008）『共産党宣言』、講談社。
- 宗像隆幸（1998）『台湾独立運動私記——三十五年の夢』、文藝春秋。
- 廖文毅（1957）『台湾民本主義』、台湾民報社。
- 林怡蓁（2014）『台湾のエスニシティとメディア——統合の受容と拒絶のポリティクス』、立教大学出版会。
- 林玉茹・李毓中著、森田明監訳（2004）『台湾史研究入門』、汲古書院。
- 林景明（1970）『知られざる台湾——台湾独立運動家の叫び』、三省堂。
- 遠流台湾館編著、横澤泰夫編訳（2007）『台湾史小事典』、中国書店。
- 若林正丈（1983）『台湾抗日運動史研究』、研文出版。
- 若林正丈（1992）『台湾——分裂国家と民主化』、東京大学出版会。
- 若林正丈（2008）『台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史』、東京大学出版会。

## 英語著書

- Fairbank, John K. (2008) , *The Cambridge History of China, The People's Republic, Part 2: Revolutions within the Chinese Revolution, 1966-1982*, Cambridge: Cambridge University Press.

## 中国語著書（台湾の出版物）

- Claude Geoffroy 著、黄癸典訳（1997）『台湾独立運動——起源及 1945 年以後的發展』、前衛出版社。
- 王育徳著、侯栄邦等訳（2002）『台湾独立的歴史波動』、前衛出版社。
- 王育徳著、呉瑞雲訳（2002）『王育徳自伝——出生至二二八後脱出台湾』、前衛出版社。
- 王振勳（2009）『林献堂の社会思想與社会活動新論』、稻田出版有限公司。
- 何義麟（2015）『戦後在日台湾人の处境與認同』、五南図書出版。
- 勁草（2015）『台湾独立運動前奏曲——1945-1991A.D.』、五南図書出版。
- 瞿海源・王振寰編（2012）『社会学與台湾社会』、巨流図書公司。
- 高格孚（2011）『中華隣国——台湾閩境性』、允晨文化。

黃煌雄（2002）『蔣渭水伝——台湾の孫中山』、時報文化出版。

黃頌顯（2008）『台湾文化協會的思想與運動（1921～1931）』、海峡學術出版社。

蔡石山編著（2012）『滄桑十年——簡吉與台灣農民運動（1924～1934）』、遠流出版。

史明（2014）『台灣人四百年史（全三冊）』、南天書局。

史明（1993）『台灣民族革命與社會主義』、前衛出版社。

史明（2001）『台灣民族主義與台灣獨立革命』、前衛出版社。

徐正光・宋文里編（1993）『台灣新興社會運動』、巨流圖書。

台灣獨立建國聯盟（2000）『台灣獨立建國聯盟的故事』、前衛出版社。

張淑雅（2011）『韓戰解救台灣？解讀美國對台政策』、衛城出版。

陳佳宏（1998）『海外台獨運動史——美國台獨團體之發展與挑戰』、台北前衛出版社。

陳佳宏（2006）『台灣獨立運動史』、玉山社。

陳重光・葉明勳・賴沢涵（1994）『二二八事件研究報告』、時報文化。

陳翠蓮（1995）『派系鬭爭與權謀政治——二二八悲劇的另一面相』、時報文化。

範姜提昂（2011）『從中國革命少年到台灣建國老兵——張志群先生口述歷史』、玉山社。

馬起華（1988）『台獨研究』、中華民國公共秩序研究會。

李世傑（1988）『台灣共和國臨時政府大總統廖文毅投降始末』、自由時代出版社。

林信華（2009）『文化政策新論——建構台灣新社會』、揚智文化事業。

#### 中国語著書（中國大陸の出版物）

賈亦斌（1993）『論「台獨」』、九州出版社。

周忠菲（2008）『「台獨」的國際背景』、九州出版社。

孫云（2008）『「台獨」理論與思潮』、九州出版社。

張鳳山（2008）『台獨的歷史演變』、九州出版社。

彭維學（2008）『「台獨」的社會基礎』、九州出版社。

楊立憲編（2008）『「台獨」組織與人物』、九州出版社。

#### 日本語雜誌論文等

伊藤幹彦（1999）「廖文毅の政治思想——台灣民本主義を中心に」『昭和大學教養部紀要』第 30 卷、9-19 頁。

吳振南（1963）「獨立運動運動者として私の歩んで来た道」『台灣青年』第 26 号、11-12

頁。

前田直樹（2014）「柳文卿・陳玉爾事件とアムネスティ・インターナショナル日本の設立」『広島法学』38 卷 2 号、33-46 頁。

『台湾青年』編集者（1965）「廖文毅の裏返し」『台湾青年』第 54 号、2 頁。

廖文毅（1955）「祖国台湾の運命——蔣政權をセント・ヘレナに流せ」『文芸春秋』1955 年 4 月号、115 頁。

廖文毅（1945）「発刊辞——告我台湾同胞」『前鋒』光復記念号、2-3 頁。

### 英語雑誌論文等

Mary C. Wright（1950）, “Reviewed Work: United States Relations with China with Special Reference to the Period 1944-1949”, *The Far Eastern Quarterly*, Vol. 10, No. 1, pp.99-104.

Thomas W. I. Liao（1958）, “FORMOSA AND CHINA: The Struggle for Formosa’s Freedom,” *Far Eastern Economic Review*, No.5, p618.

### 中国語雑誌論文等（台湾の出版物）

顏貝瑜（2012）『在本土認同與普世認同之間選抉——從廖文奎到廖光生的中国觀』、国立中山大学政治学研究所碩士論文。

許維德（2007）「評陳佳宏著『台湾独立運動史』」『台湾國際研究季刊』第 3 卷第 2 期、237-264 頁。

黃富三（2004）「戦後初期在日台湾人の政治活動——林献堂與廖文毅之比較」『財団法人交流協会日台交流センター歴史研究者交流事業報告書』、1-39 頁。

施正鋒（2011）「台湾独立建国の擘劃者——許世楷」『台湾國際研究季刊』第 7 卷第 4 期、69-87 頁。

蕭行易（1990）「台独理論與組織之剖析」『三民主義學報』第 14 期、383-408 頁。

徐致鈞（2010）「階級與民族之間——史明的マルクス主義民族觀」、中山大学政治学研究所碩士論文。

薛化元（1998）「戦後十年台湾の政治的初探（1945～1955）——以国府在台統治基盤的建立為中心」『二二八事件研究論文集』、13-38 頁。

張炎憲（1992）「戦後初期台独主張產生的探討——以廖家兄弟為例」『二二八學術研討會論文集』、279-304 頁。

- 陳儀深（2010）「台独主張的起源與流變」『台灣史研究』第 17 卷第 2 期、131-169 頁。
- 陳欣欣（2005）「廖文毅與台灣共和國臨時政府」、淡江大學公共行政系碩士論文。
- 陳慶立（2013）「廖文毅的理想國——台灣共和國臨時政府的成立與瓦解」、國立政治大學台灣史研究所博士論文。
- 陳正茂（2012）「戰後台独運動先驅——廖文毅與『台灣再解放聯盟』初探」『台北城市大學學報』第 35 期、361-382 頁。
- 杜劍鋒（2011）「東亞視野下的福爾摩沙——台灣認同的源起與變化」、國立成功大學歷史研究所博士論文。
- 前田直樹（2006）「從『反共』走向『自由中國』——冷戰時期美國對台灣政策的轉換」『台灣風物』第 56 卷第 1 期、51-73 頁。

#### 中國語雜誌論文等（中國大陸の出版物）

- 王建朗（2001）「台灣法律地位的扭曲——英國有關政策的演變及與美國的分歧（1949-1951）」『近代史研究』2001 年第 1 期、1-26 頁。
- 汪小平（2006）「『台灣民族論』與台灣史論述」中國社會科學院近代史研究所青年學術論壇（2006 年卷）、587-609 頁。
- 岳利軍（2009）「蔣氏父子時期日本右翼勢力與『台独』勢力的互動情結」『長春大學學報』第 19 卷第 1 期、93-95 頁。
- 吳堅（2010）「『台独』勢力緣起與嬗變溯源」『重慶社會主義學報』2010 年第 2 期、48-50 頁。
- 朱顯龍（2005）「東亞分離主義——台灣分離主義運動」『北京聯合大學學報（人文社會科學版）』第 3 卷第 3 期、77-84 頁。
- 孫立祥（2003）「戰後日本右翼勢力與『台独』運動」『東北師大學報（哲學社會科學版）』2003 年第 4 期、44-51 頁。
- 孫立祥（2007）「日本右翼勢力支持『台独』的歷史考察」『日本學論壇』2007 年第 1 期、15-20 頁。
- 陳斌華（2001）「『台独』歷史淵源與流變」『台灣政經』2002 年第 2 期、12-13 頁。
- 白純（2000）「台灣光復後的民衆心態與二·二八事件」『民國檔案』2000 年 3 月号、102-108 頁。
- 羅平漢（2005）「一九四七年下半年解放區土改運動中的左傾錯誤及其糾正」『中共黨史研究』

2005 年第 2 期、44-54 頁。

李仁質（2003）「『台独』發展述評」『中央社会主义学院學報』2003 年第 6 期、41-44 頁。

劉佳雁（2004）「『台独』思潮与活動——五十年的蛻變」『世界知識』2004 年第 6 期、22-25 頁。

林勁（1990）「現階段海外台独运动敵視中共的立場和方針策略」『台灣研究集刊』1990 年第 4 期、13-19 頁。

呂厚軒（2004）「戰後海外台独勢力在日本的興衰」『聊城大學學報（社会科学版）』2004 年第 5 期、52-54 頁。

## 付録一 台湾共和国臨時憲法

### 台湾共和国臨時憲法

#### 前文

我等台湾民族は一六六一年の鄭成功王国と一八九五年の台湾民主国の伝統を継承し、国連憲章の精神に則り、世界の平和に寄与し、台湾民族の自由と繁栄の為に、民族自決の原則に基き、台湾共和国臨時政府を樹立し、ここにその臨時憲法を制定する。

台湾共和国臨時憲法の制定に当り、我ら台湾民族は国連憲章の遵守を誓い、他民族の利益を侵さざること約し、我が民族の利益も又侵害されざること宣言するとともに、我が民族の權益が侵される場合に於いては断固としてこれを排斥することを決意するものである。

#### 第一章 総綱

第一条 台湾は台湾民主主義に基づく共和国である。

第二条 台湾共和国の国土は台湾本島、澎湖群島である。

第三条 台湾共和国の国旗は青地に白い日月の和平旗である。

第四条 台湾共和国の主権は台湾国民に属し、国政は国民を本として行われる。

第五条 台湾共和国は将来世界連邦が構成される場合を除いては如何なる国との統合も、又如何なる形における分割も許さない。

#### 第二章 国民の権利及び義務

第六条 台湾国民とは一九四五年八月十五日現在において台湾籍を保持する者及びその子孫、又は法律の定めるところにより台湾国民たるの要件を備えるものを云う。

第七条 国民の基本的人權を侵すことの出来ない永久の権利として保障される。言論、集会、出版、宗教、住居は自由である。

第八条 すべての国民は法の下に平等であつて人種、性別、社会的身分により政治上、経済上、又は社会的關係において差別されない。

第九条 すべての国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利は公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最上に尊重される。

- 第十条 すべての国民は健康で文化的な最低程度の生活を営む権利を有する。
- 第十一条 すべての国民は等しく教育を受ける権利を有する。又国民はその保護する子女に義務教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。
- 第十二条 すべての国民は勤労の権利を有し、又その義務を負う。婦女児童はこれを酷使してはならない。
- 第十三条 財産権はこれを侵してはならない。財産権の内容は公共福祉に適合するべく法律で定める。私有財産は正当な補償の下でこれを公共の為に用いることが出来る。
- 第十四条 国民は当憲法並に法律の定める所により公務員の選挙と罷免の権利を有する。
- 第十五条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の努力によって、これを保持しなければならない。又常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負い、これを濫用してはならない。
- 第十六条 何人も裁判所において裁判を受ける権利を有する。
- 第十七条 何人も現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法当局者が發し、且理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ逮捕されない。捜査押収も又令状によらなければ行い得ない。
- 第十八条 何人も自己に不利益な供述を強要されたり、拷問、脅迫されない。
- 第十九条 国民は兵役の義務を負う。
- 第二十条 国民は納税の義務を負う。

### 第三章 国家元首

- 第二十一条 大統領は国家の元首として国家を代表し、国事を行い、又行政府の首長として行政権を執行する。
- 第二十二条 大統領、副大統領は直接国民によって選出される。
- 第二十三条 大統領が事故により其の職務を執行出来ない時は副大統領が、其の職権を代行し、大統領、副大統領共に事故により其の職務を執行出来ない場合は、参議院議長が其の権限を代行する。大統領及副大統領に事故があり、その事故がその職務を遂行しうるか否かの判断をする必要が起きた場合は、参議院が多数決を以てこれを行う。
- 第二十四条 参議院議長が、大統領の権限を代行した場合、代行後一ヵ月以内に国民議会

に其の信任を問はなければならない。国民議会の信任が得られない場合は、参議院議員中より、国民議会が過半数の票決を以て右代行者を直ちに選出する。

第二十五条 大統領、副大統領の任期は六年とする。但し再選により一度だけ重任することが出来る。副大統領は大統領の在任期間のみ存在する。

第二十六条 選挙権を有する三十五歳以上の国民は大統領、副大統領の被選挙権を有する。

第二十七条 大統領、副大統領の選挙は六年毎に一回法律の定める期日に行われる。其の任期は選挙後六年を経過した二月二十八日正午に満了し、其の時から後継者の任期が始まる。

第二十八条 大統領の弾劾罷免は参議院と国民議会の合同会議において三分の二の票決を以て行う。但し、国民議会議員の三分の二の署名がなければ、右の動議は成立しない。

第二十九条 大統領が罷免された時は本憲法第廿三条に準じ、代行者が大統領の職務を遂行する。

第三十条 大統領は一切の行政各省部若くは官署を統轄し、当憲法又は法律の規定に従い一切の地方政庁に対して、一般監督権を行使し、且法律が誠実に施行せられるかを監視する。大統領は副大統領にこの権限の全部又は一部を委ねることが出来る。

第三十一条 大統領は条約の締結、批准、宣戦布告及び講和を行い、外交使節を信任接受する。

第三十二条 大統領は国軍を統率する。

第三十三条 大統領は勲章其の他の榮譽を授与する。

第三十四条 大統領は法律の定める所により、戒厳令又は緊急命令を発する事が出来る。

第三十五条 大統領は法律の定めるところにより、赦免減刑及び復権を命ずる。恩赦を行う場合は国民議会の同意を要する。

第三十六条 大統領は叛逆的行為ある場合に限り、議会で弾劾される場合を除き、在職中刑事上の訴追を受けない。

#### 第四章 立法府

第三十七条 立法権は共和国議会に存する。

- 第三十八条 共和国議会は国民議會及び参議院の二議院で構成される。
- 第三十九条 国民議會は選挙有権者によって全国的に選挙せられた議員でこれを組織する。但しその数は二百名を超えてはならない。議員たるものの資格は別に法律でこれを定める。
- 第四十条 参議院は学識経験豊富なる職域代表を各々の職業団体の推薦に基き、大統領が指名した議員によって組織される。但しその数は参拾名を超えてはならない。
- 第四十一条 国民議會議員の任期は四年とし、選挙年度の九月一日より始まる。連任は妨げず、又任期中に議会の解散は行われない。
- 第四十二条 参議院議員は大統領と其の任期を共にする。連任はこれを妨げない。
- 第四十三条 国民議會議員の選挙並に参議院議員の指名に関する事項は法律でこれを定める。何人も同時に両議院の議員たることは出来ない。
- 第四十四条 国民議會は国家最高の立法機関であり、法律案、予算案、戒嚴案、宣戰案、条約案及び国家の重要事項を議決する。
- 第四十五条 国民議會を通過した一切の法律案及び議案は十日以内に参議院に回付しなければならない。
- 第四十六条 参議院は国民議會の決議した議案を復決する。参議院が右議案を可決した場合、又は六拾日以内に議決し得なかった場合は、それを直ちに大統領に提出しなければならない。又それを否決した場合には其の議案を受け取ってから六拾日以内に国民議會に還元會議を要求しなければならない。この場合国民議會に於ける再審議の結果、如何に拘わらず再び回送されてきた議案は直ちに大統領に提出されなければならない。
- 第四十七条 大統領は参議院から提出された法案又は議案を裁可する場合にはこれに署名する。右の署名によって法案は法律として成立し、議案は発効する。大統領がそれを裁可しない場合は反対理由を附して、その法案又は議案を国民議會に差戻す、差戻された法案又は議案が国民議會の三分の二の同意によって、再び可決された場合には、その案は成立する。
- 第四十八条 法案及び其の他の議案が大統領に提出されてから三十日以内に前条の規定に基き、大統領から差戻されない場合には大統領がこれに署名した場合と同じく成立する。但し議会の閉会中はこの限りでない。この場合には議會閉会后卅日以内に大統領により拒否されない限り成立する。

第四十九条 各省々長は自己の発意、若しくは両院の要求に基き、各院に出席し、其の所轄事項について意見を開陳することが出来る。但し公共の利益上意見を公開しない必要があり、且つ大統領が其の旨を書面で通告した場合はこの限りではない。

第五十条 国会の常会は毎年一回法律の定める日に議長がこれを召集する。大統領は随時一般法律案、若くは大統領の指定する特別の議案を審議する為、臨時議會を召集することが出来る。又緊急の必要ある時は国民議會の在籍議員の四分の一以上の要求により、議長が臨時議會を召集する。

第五十一条 両院は各々議長その他の役員を選任する。

第五十二条 両院は議員の過半数を以て議決の定足数とする。議長は議決に際し、表決権の外に可否同数であった場合の決定権を有する。

第五十三条 両院は議事規則を定め、秩序を乱す行為のあった議員を罰し、且つ議員総数の三分の二の同意を得て議員を除名する事が出来る。

第五十四条 両院の議員は法律の定める所により、国庫から相当額の歳費を受ける。歳費の増額はこれを可決した両院委員の任期満了後でなければ効力を生じない。

第五十五条 両院議員は現行犯を除き、会期中に国会の同意なく逮捕又は拘禁されない。会期前に逮捕又は拘禁された場合、国会の要求があれば会期中には釈放される。

第五十六条 両院議員は議院内に於て発表した意見と表決に関し、外部に対して責任を負はない。

第五十七条 国民議會は法律の定める所により、議院の選挙、資格に関する一切の係争を判決する為の選挙裁判所と弾劾事件を審判する弾劾裁判所を設ける。右の何れの場合にも裁判所は両院議員及び最高裁判所の判事によって構成される。

第五十八条 共和国大統領であったものは権利を放棄しない限り、当然に終身の参議院議員となる。

第五十九条 両議院は各々国政に関する調査を行い、これに関して証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することが出来る。

## 第五章 行政府

第六十条 大統領は其の行政権の執行を政務委員会に委任する。

第六十一条 政務委員会は十二名以下若干名の政務委員によって構成される。

第六十二条 政務委員は大統領が国民議会の承認を得てこれを任免する。但し其の数の三分の二以上は国民議会議員でなければならない。

第六十三条 大統領は副大統領を政務委員会議長に任命する事が出来る。

第六十四条 政務委員はその委任された所管行政事項に対し、議会に対して直接独立して責任を負う。

第六十五条 政務委員が国民議会で不信任の決議をされた場合、大統領は十日以内に第六十二条に準じ、新任者を任命しなければならない。

第六十六条 政務委員会はこの憲法及び法律の規定を実施するため政令を制定する。

第六十七条 法律及び政令にはすべて主管省長が署名し、大統領が連署する事を必要とする。

第六十八条 行政府は大統領府と各省より成る。行政府の組織と職務範囲は別に法律で定める。

第六十九条 大統領府秘書長並びに各省省長は政務委員が兼任する。大統領は随意に政務委員の兼職を命じ又解任することが出来る。

## 第六章 司法府

第七十条 司法権は最高裁判所及び法律の定める所により設置する下級裁判所に属する。

第七十一条 凡て判事は其の良心に従い、独立して、其の職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十二条 最高裁判所は訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務に関する事項について規則を定める権限を有する。最高裁判所は下級裁判所に属する規則を定める権限を下級裁判所に委任することが出来る。

第七十三条 判事は裁判により心身の故障の為に職務を執る事が出来ないと決定された場合を除いては、弾劾によらなければ罷免されない。

第七十四条 最高裁判所の長たる判事及び法律の定める員数の其の他の判事は大統領が任命する。但し任命後法律の定めるところに依り、国民の審査を受けなければならない。

第七十五条 下級裁判所の判事は最高裁判所の指名に基き大統領が任命する。

- 第七十六条 凡て判事は報酬を受ける。又法律の定める年齢に達した時は退職する。
- 第七十七条 最高裁判所は一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するか否かを決定する権限を有する。右に関する違憲の決定がなされた場合、大統領の要求があれば、憲法裁判所を開き終審する。憲法裁判所の構成は選挙裁判所、弾劾裁判所に準じて法律でこれを定める。
- 第七十八条 裁判の対審及び判決は公開法廷でこれを行う。裁判所が判事の参分の二の同意で公の秩序又は風俗を害する慮があると決した場合には、対審は公開しないことが出来る。但し政治犯罪又は憲法第二章で保障されている国民の権利が問題となっている事件は常にこれを公開しなければならない。

## 第七章 地方自治

- 第七十九条 地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて法律でこれを定める。
- 第八十条 地方自治団体は其の議事機関として議会を設置する。
- 第八十一条 地方自治団体の議会の議員及び法律で定める吏員は、その地方自治団体の住民が直接選挙する。
- 第八十二条 地方自治団体は其の財産を管理し、事務を処理し、行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定する。
- 第八十三条 一つの地方団体にのみ適用される特別法は、其の地方自治団体の住民の投票において、其の過半数の同意を得なければ国会は之を制定し得ない。

## 第八章 国家財政

- 第八十四条 行政府は毎年度の予算を作成し、国会に提出してその審議を受け、議決を得なければならない。
- 第八十五条 国家の収支の決算は会計院がこれを検査し、行政府は次の年度にその検査報告と共にこれを国会に提出しなければならない。会計検査院の組織及権限は法律でこれを定める。
- 第八十六条 国費を支出し又は国が債務を負う場合は、国会の議決に基くことを必要とする。
- 第八十七条 予見し難い予算の不足に充てる為、国会の議決に基いて予備費を設け、行政

府の責任でこれを支出することが出来る。但し支出した時は事後に国会の承認を得なければならない。

第八十八条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十九条 課税は法律の定めるところにより、直接税、奢侈税を累進税とし、大衆課税は最大限に減少する。

第九十条 行政府は国会及び国民に対し、定期に少なくとも年一回国の財政状況について報告しなければならない。

## 第九章 国家産業

第九十一条 規模の大きい企業は法律の定めるところにより、国有民営の形式で運営される。

第九十二条 中小企業は国家が之を助成し、農漁民の利益は国家が之を保護しなければならない。

## 第十章 文化教育

第九十三条 国民は法律の定める所により、一定量の水、電気を無償で提供され、交通機関を無償で利用す権利を有する。

第九十四条 台湾共和国の公用文字は之をローマ字とする。独立後五年以内にこれを実現しなければならない。

第九十五条 義務教育は九年とする。須らく台湾国民の教育は台湾民族の素質、文化の向上と国際人としての涵養を目標として行われる。

第九十六条 各階級の学校の教師たるものは社会に於て最大の尊敬を受けるものであり、其の身分は法律により特別に優遇される。

## 第十一章 特殊地域

第九十七条 高山系同胞の生活区域たる山地はこれを特殊区域とし、この地域に対する文化施設は平地に優先し、各地区がそれぞれ代表者を国民議会の議員に選出することが出来る様にこれを特別選挙区とする。特別選挙区については法律が別にこれを定める。

## 第十二章 最高法規

第九十八条 この憲法は国の最高法規であつて、その条規に反する法律命令及び国務に対する一切の行為の全部又は一部は無効である。

第九十九条 大統領、副大統領、政務委員、国会議員、裁判官其の他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負う。

## 第十三章 憲法改正

第百条 この憲法の改正は各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票に於て、その過半数の賛成を必要とする。憲法改正について前項の承認を経たときは、大統領が国民の名において直ちにこれを公布する。

## 第十四章 補則

第百一条 当憲法は一九五六年九月一日に公布され、独立完成後最初に召集された国民議会の承認を受けた上で、承認を受けた日から九十日目に施行される。この憲法を施行する為に必要な法律の制定及び準備は期日より前にこれを行うことが出来る。

（出典）廖文毅（1957）『台湾民本主義』台湾民報社、209-223頁。

## 付録二 台湾共和国独立宣言

台湾二・二八革命第九周年記念日に  
台湾共和国臨時政府(大統領/副大統領)就任式  
本二十八日港区麻布公会堂で

(台湾民報二十八日特報)本二十八日午後二時より港区麻布東鳥居坂町三番地港区麻布公会堂において台湾共和国臨時政府成立、廖文毅大統領・呉振南副大統領の就任式、並に祝賀会及び台湾二・二八革命第九周年記念会が挙行され、全世界に向って「台湾共和国独立宣言」を発する。

### 台湾共和国独立宣言

我ら台湾民族は自由と平和を愛する民族である。自由を求め、平和を祈願し、繁栄を図る道は、自主独立を以ってその基礎とする。かゝる認識の上に立ち、又その必然の要求に基づいて、我ら台湾民族は久しきに亘り、異民族の支配から脱却することに努めてきた。台湾の歴史は台湾民族の異民族支配勢力に対する駆逐斗争の歴史である。一六六一年と一八九五年とに、我ら台湾民族は二度独立をした。また一九四七年の二・二八革命によつて我々は事実上の独立を快復したが、この未完成の、歴史上三度目の独立を完成する爲に、我々は全身全霊を捧げてきた。

今や、我ら台湾民族は、各民族が各々の自由意思に基づいて、独立する当然の権利あることを再確認し、こゝに、台湾の台湾民族による、台湾独立を宣言する。

我ら台湾民族の独立の意義は堅固にして不動である。平和を乱し、侵略を企てんとする異民族は、我々の断固として排斥するところである。台湾の独立なくして、世界に平和はないという條件は二度失い、一度は未完成に終つた我ら台湾民族の独立〇〇と相待つて、必然的に我々をして正義を持し、平和を守る国際機構の構成員たらしめる。

内に台湾民本主義を施行して民族の繁栄を図り、樂土を築き、外に国連に協調して人類の文化に貢献し、世界の平和に寄與することは、我が台湾共和国の権利であり、義務であり、使命である。

一九五六年二月廿八日

台湾共和国臨時政府

(出典) 台湾建国応援団ホームページにより。

(<http://ilha-formosa.org/?p=34900> 2016年6月6日最終閲覧)

### 付録三 廖文毅による台湾独立運動勢力の主要幹部の概況

| 氏名  | 概況                                                                                    |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 郭泰成 | 1952 年、「台湾民主独立党」に加入。後に同党秘書長、副主席、主席、「台湾共和国臨時国民議会」議長など歴任。長期にわたって廖文毅へ資金援助。               |
| 簡文介 | 1948 年、「台湾再解放聯盟」副秘書長。1950 年、「台湾民主独立党」秘書長。後に「台湾共和国臨時政府」秘書長、外交部長など歴任。                   |
| 許朝卿 | 廖文毅の姉の息子。1949 年、「台湾再解放聯盟」台湾支部連絡員。1950 年、逮捕され、懲役 5 年。出所後、1962 年、再度逮捕され、懲役 10 年。        |
| 邱永漢 | 1949 年、「台湾再解放聯盟」の在日外郭団体である「台湾文藝協会」の指導者。1972 年、台湾に帰った。                                 |
| 黄紀男 | 1949 年、「台湾再解放聯盟」台湾支部長。1950 年、逮捕され、懲役 12 年。出所後、1962 年、再度逮捕され、死刑判決（未執行）。                |
| 黄南鵬 | 1948 年、「台湾再解放聯盟」顧問。1950 年、「台湾民主独立党」副主席。1954 年、「独立連盟」を組織、廖文毅と決別。                       |
| 呉振南 | 1954 年、「台湾民主独立党」主席。1956 年、「台湾共和国臨時政府」副大統領。長期にわたって廖文毅へ資金援助。1963 年、「台湾独立評議会」を組織、廖文毅と決別。 |
| 鐘謙順 | 1949 年、「台湾再解放聯盟」台湾支部軍事組長。1950 年、逮捕され、懲役 5 年。出所後、1962 年、再度逮捕され、懲役 10 年。                |
| 莊要伝 | 1947 年、「台湾再解放聯盟」東京支部長。                                                                |
| 陳春佑 | 1957 年、「台湾民主独立党」副主席。同年、台湾に帰った。                                                        |
| 陳智雄 | 1957 年、「台湾民主独立党」に加入。1958 年、「台湾共和国臨時政府」駐東南アジア特使。1959 年、台湾に強制送還。1963 年、死刑判決（執行済）。       |
| 陳哲民 | 廖史豪の妻の父。1950 年、「台湾民主独立党」財政委員会委員長。1955 年、「台湾臨時国民議会」外交委員会委員長。1956 年、「台湾共和国臨時政府」財政部長。    |
| 鄭万福 | 1955 年、「台湾民主独立党」情報部長。後に「台湾共和国臨時国民議会」副議長など歴任。                                          |

|      |                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藍家精  | 1948 年、「台湾再解放聯盟」顧問。1950 年、「台湾民主独立党」副主席。1953 年、脱党。1956 年、台湾に帰った。                                           |
| 廖蔡秀鸞 | 廖文毅の長兄の妻、廖史豪の母。1949 年、「台湾再解放聯盟」の外郭団体である「台湾婦女聯盟」の指導者。1950 年、廖史豪を逮捕するために人質として国府に一時逮捕。1962 年、再度逮捕され、懲役 15 年。 |
| 廖史豪  | 廖文毅の長兄の息子。1949 年、「台湾再解放聯盟」台湾支部経済組長。1950 年、逮捕され、無期懲役。仮釈放後、1962 年、再度逮捕され、死刑判決（未執行）。                         |
| 林振武  | 1948 年、「台湾再解放聯盟」の在日外郭団体である「台湾青年聯盟」の指導者。1950 年、「台湾民主独立党」宣伝部長。                                              |
| 林耀南  | 1959 年、「台湾民主独立党」に加入。後に「台湾民主独立党」機関紙『台湾民報』編集長、「台湾共和国臨時国民議会」副議長など歴任。                                         |

（出典）原始資料により筆者作成。

## 付録四 台湾青年独立連盟綱領

### 台湾青年独立連盟綱領

#### 1. 台湾独立運動

台湾独立運動とは、三百数十年来、外来支配者により、踏みにじられてきた台湾人の主権と自由を回復するための民族闘争である。

その目的は、台湾に住むすべての人々の差別なき真の自由と平等を確立し、平和にして民主的な、そして繁栄する近代国家を建設するにある。

台湾青年独立連盟は、台湾人の民族的願望を基礎として、この目的を遂行するために組織された全国民的革命団体である。

台湾とは、台湾本島、澎湖諸島ならびにこれらに附属する島嶼をさし、過去三百数十年の間、同一の生活圏を構成し、固有の歴史的過程をともに経てきた地域である。

台湾人とは、台湾を祖国として愛し、台湾に自由と幸福を求め、その発展と繁栄を願う人々である。

台湾人は、オランダ、清国、日本、国府などの外来支配による植民地統治を受けてきた。これら支配者の苛酷な圧制、搾取にかかわらず、台湾人は、台湾を開拓し今日の台湾を築きあげた。

運命と地縁の共同の絆に結ばれ、植民地統治者に対する反抗を通じて得られた共同意識は、台湾において、中国大陆とは社会的に、心理的に相異なる固有の社会を形成させるにいたった。

1895 年、下関条約により日本に割愛されて以来、台湾は、日本帝国主義下において急速な近代化の途を進んでいった。この時期における社会の急速な変化は、台湾人の民族意識をますます成熟せしめた。

第 2 次世界大戦の終焉を迎えた時、台湾はすでに近代国家を構成しうる諸条件を具備していた。

当時、台湾は当然独立国として誕生すべきであったが、列強のみにくい取引の結果、1945 年国府に占領された。

果して国府の占領統治後二年を経ず、台湾人は、全島的に蜂起して、国府の外来支配とたたかった。

この年の二・二八革命は、国府が大陸から派遣してきた軍隊によっえ、残酷な鎮圧をうけた。

二・二八革命が一つの新時点となり、台湾人は自己認識をあらたにして一層明確に台湾独立を願望するにいたった。

1949 年、大陸を追われた国府は、百五十万の中国難民とともに、台湾に逃亡し、独裁政権を再建して今日にいたっている。

台湾人の国府に対する抵抗は、あらゆる形をとって続けられてきた。

第二次世界大戦を契機として、あまたの植民地は相ついで独立した。1948 年国連第三回総会において「世界人権宣言」が採択され、この人間解放の動きは世界の潮流となり、これに逆らうものは粉碎される必然にある。

われわれの闘争は、台湾人の民族的願望が成就されるまで、台湾人の人間の尊厳が回復されるまで、たえず続けられるものである。

## 2. 国府の打倒

1949 年台湾に逃亡してきた国府は、中国政府の実を失った亡命政権であり、台湾におけるその存続は、台湾人の同意によるものではない。しかるに国府は、「一つの中国」の虚構の下に、台湾を「中華民国」の一省となす欺瞞を強行し、台湾支配の座に居すわりつつけてきた。

現在台湾には、一千万人の台湾人がおり、さらに国府とともに台湾に避難してきた三百万中国人難民が寄生そている。

国府は、蒋介石一族を中心に、三百万中国人難民を外濠とし、征服者として台湾人に臨み、台湾人に対する民族的差別をその支配基盤としている。

この基盤の上に、中国人難民の巢食う「中華民国」中央政府と国民党一党専制下の恐怖統治の二大支柱がたてられ、国府独裁政権が維持されている。

「中華民国」中央政府は、ほしいままに法律を制定し、それを台湾人に強制することによって、台湾人の同意のない国府独裁政権と、中国人によるその支配をあたかも根拠のあるようにみせかけている。

国民党一党専制は、秘密警察にたより、立法、司法、行政、軍隊およびその他のあらゆる組織のうちにその触手をのばし、批判的政治勢力の伸張をおさえる役割をはたして、恐怖政治の根源となっている。

国府の打倒は、この国府をささえる二大支柱を破壊することに主眼点をおかねばならない。独裁政権の打倒はつねに力による対決を必要とする。したがってわれわれは、台湾人の力を集結し、この二大支柱を破壊することを決意する。

1949 年以来、国府は、大陸から持ちこんできた中央政府、国民党党組織と軍隊、警察の力を行使して、その台湾支配を維持してきた。現在、その政治組織の腐朽はいちじるしく、それに対して台湾人の政治意識は高まりつつある。中国人兵士は老齢化し、軍隊の 70 パーセントは台湾人青年によって占められ、警察の大多数も台湾人である。十余年を経た今日、台湾人の潜在的な力は増大した。

国府は台湾を効果的に統治しているかに思われているが、それは制度の欺瞞と恐怖の強制によるこの時点の現象であり、内容は不合理と不安定にみちている。

つねに独立運動と対置して「国府の民主化」が言及される。平和を愛好するわれわれはそれに対する検討を惜しまない。「国府の民主化」は、「中華民国」政府の再編成をうながし、国民党一党専制を否認して、台湾人の主権回復につながる。

あらゆる台湾人はこの全国民的独立運動に従事すべきであり、その手段は多岐にわたる。われわれは全台湾人同胞によびかける。国府の独裁政府に抵抗し、台湾人の自由と権利を獲得するいかなる機会をも見過すことなく行動することを。

国府独裁政権の中心をしめる少数の特権階級をのぞき、二百万中国人難民の大多数は、ただ台湾人支配の外濠として利用されているにすぎず、幸福と希望のない生活を強いられている。

台湾が独立したあかつき、台湾人に対する罪を犯したものをのぞき、中国へ帰還を願うもの、台湾にとどまることを望むものは、それぞれ願望をうけいれられるであろう。したがって台湾独立は、在台中国人難民の自由を回復することでもある。自由を欲する在台中国人難民の理性ある言動をとくに喚起したい。

### 3. 台湾をめぐる国際情勢

台湾しか支配していない国府は、中国の正統政府を詐称しつづけてきた。だが、その「大陸反攻」が不可能であることは、今日あきらかである。

1949 年、中共政府が成立して以来、自由陣営諸国内においても、国府を中国の正統政府と認めない国が増加している。国際政治の多元化とあいまって、1964 年フランスの中共承認は、国府の国際的地位を一路低下の途へと追いやった。「中華民国」政府の虚構は

崩壊寸前である。

中共は、歴史的に、国際法的に領有の認められない台湾に対して、「台湾解放」の侵略的企図を内外に公表してはばからない。台湾人の主権を無視することと国府と軌を一にするところであり、ともに中国人の中華思想にもとづく帝国主義のしからしめるところである。十数年来、国府、中共は相争いながらもともに「一つの中国」を主張し、台湾問題を国内問題と強弁する。ここに「国共合作」の關鍵があり、国府の国際的地位の低下は、国府を駆りたてて中共の懷に投入させる危険が存在することを忘却してはならない。

中共の国際的地位は、国府のそれとは逆に上昇しつつある。中国が国連において中国代表権を獲得するのは間近である。中共の国際的地位が上昇するということは今後理非曲直の判断だけではなく、ただ中共の威勢のために、台湾独立を否認する国がでてくる可能性をもたらす。

中共の台湾に対する領土的野心を軽視し、放任する限り、国府の崩壊は必ずしも台湾独立につながらないことを銘記すべきである。

アメリカは、台湾を自由陣営に確保するために、国府を支援しているが、近来とみに国府に対する疑惧をましている。アメリカの対台湾政策の誤ちは、台湾人のナショナリズムと中国人の中華思想に対する認識不足から由来する。

いつ中共の懷に投入するかわからない国府を排除し、台湾人のナショナリズムがもつめる台湾独立の実現によって、台湾は、はじめて自由陣営の安定した一員となる。

今までのごとくアメリカが対国府支援をつづけるかぎり、国府独裁政権は、台湾人の自由と権利を剥奪し、台湾人ナショナリズムは不当に抑圧される。それ故に、われわれはアメリカの対国府支援の停止を要求する。

金門・馬祖など現在国府が保有する大陸沿岸諸島は、国府、中共のともにとなえる「一つの中国」のかけ橋である。しかも、そこには国府に徴発された六万人の台湾人青年が米援装備で防衛に送りこまれている。

台湾に属さず、台湾防衛上必要でなく、中共に奪取される可能性の高いのそれらの島々にいる六万人の台湾同胞は、つねに中共の虜囚となる危険にさらされている。もしこれら同胞が中共の対台湾共和国政策の人質となったとき、その禍ははかり知れない。

将来に禍根を残すこのような金門、馬祖諸島の防衛に撤廃すべきである。アメリカは、即時これら諸島が米台条約防衛地域外にあることを声明し、国府に台湾人兵士の撤退をうながすべきである。

台湾問題の合理的解決は、台湾の過去、現在を認識することによってのみ、その方法が見いだされる。

台湾は中国ではない。

台湾人の意志——台湾人による台湾独立——は台湾問題解決の鍵である。

この事実を広く世界に宣揚するのがわれわれの義務であり、この事実を認識し、台湾独立を阻むごときことがないようにするのが自由を愛する諸国のつとめである。

#### 4. 新しい台湾

われわれの先祖が渴望し、現在すべての台湾人が実現を願っている新しい台湾は、人間の尊厳が確立され、敵意と恐怖のない、特権と差別のない、自由にして平等な台湾共和国である。

台湾共和国の主権はその国民にある。その憲法は議会民主政治を原理とし、同時に台湾の社会伝統と自然環境に即した適応性を有するものとする。その経済建設はすべてこの基本理念にかなうものでなければならない。

われわれは、封建主義、植民地主義の遺制を一掃をはかり、急速な近代化に力を注ぐ。台湾防衛には不必要に大きい軍備を削減し、繁雑、非能率な政府機構、憎悪と恐怖の象徴である秘密警察は完全に廃除する。すべての国民が、恐怖と頹廢にかわって、平和と希望に満ちた生活をおくる活力あふれる社会の実現に努力する。

新しい台湾は完全に独立した国家でなければならない。台湾は国連憲章を尊重しすべての国々と友好関係を維持することを望む。しかし、台湾に対する中共の脅威が存在する限り、台湾は台湾の独立を尊重する国々と必要して可能な安全保障の措置を講ずる。

われわれ台湾青年独立連盟は、全力をあげて、この目的のために闘う！

(出典) 台湾青年独立連盟 (1965) 「台湾青年独立連盟綱領」『台湾青年』第 58 号、2-6 頁。

## 付録五 台湾独立聯盟公告

### 台湾独立聯盟公告

茲將本聯盟一九七〇年度各單位負責人名單公告於下：

主席 蔡同榮 副主席 張燦鑒 執行秘書 鄭自才

各地域本部負責人

台灣本部委員長 邱怡發 日本本部委員長 辜寬敏  
美國本部委員長 蔡同榮（兼） 加拿大本部委員長 林哲夫  
歐洲本部委員長 簡世坤

聯盟總本部中央委員

王育德（日本） 李慶祥（台灣） 邱怡發（台灣） 林哲夫（加拿大）  
周焄明（美國） 胡明陽（台灣） 侯榮邦（日本） 許世楷（日本）  
陳隆志（美國） 黃有仁（日本） 黃義明（加拿大） 張燦鑒（美國）  
辜寬敏（日本） 蔡同榮（美國） 蔡瑞生（台灣） 賴文雄（美國）  
賴堅志（歐洲） 簡世坤（歐洲） 饒尚歎（台灣）

聯盟總本部執行委員

島內工作：邱怡發 廖建龍 吳添丁 柯重台 賴堅志  
組織：張燦鑒 侯榮邦 陳三明 蔡瑞生 羅新榮  
外交：陳隆志 周焄明 陳以德 黃有仁 黃義明 蕭雨樵  
宣傳：羅福全 林安同 鄭柳川 王育德（兼『台灣青年』發行人）  
吳進義（兼『台灣青年』編輯）  
陳弘南（兼“Independent Formosa”編輯）  
陳文發（兼“Independent Formosa”庶務）  
財務：吳莫卿 何有為 徐水源 劉自信  
研究：簡世坤 吳望台 許世楷 張國興 陳東璧

台湾独立聯盟

一九七〇年一月一日

(出典) 台湾独立連盟 (1970) 「台湾独立聯盟公告」『台湾青年』第 110 号、2 頁。

## 付錄六 台灣獨立聯盟成立宣言

### 台灣獨立聯盟成立宣言

為脫離中國的專制統治，為追求幸福的生活，為開創自由的樂土，我們的祖先歷經千難萬險來到台灣；用血用汗，我們的祖先將青翠美麗的海島開拓成富庶的家園。四百年來，為保護自己生存的可愛鄉土，台灣人代代都付出很多寶貴的生命，很大的代價。為自由而犧牲的史蹟凝結成台灣意識，昇華為台灣靈魂。台灣人反抗外來壓迫的長期奮鬥是人類為求生存爭自由的一個偉大運動。

身拋國際社會，台灣人隨着世界的演進而成長。二次大戰前，人民自由選取，建立自己國家思潮未盛，自決的原則未被尊重。當時，台灣人反抗殖民統治，反外外人霸佔我們的鄉土，要求自由自在的生活。由於缺乏獨立國家的概念，以致要求自由的強烈願望，也僅能偶而点燃反抗火花，而無法根本排除外來的壓迫統治。

二次大戰後的二二八大革命，因當時領導人物未能迎止民族自決國家獨立的時潮，缺乏明確的革命目標及堅強的組織，加上錯誤的期待，終而失敗。在國民黨佔領軍殘酷的暴行下，台灣的二萬領導精英盡被屠殺，橫屍街頭巷尾。中國佔領局不將台灣人看做人，使台灣人頓然領悟依附中國這種想法的虛幻危險，真正體認只有台灣是一個獨立國家，有自己的政府，台灣人才能生存發展，才有自由、權利。迫於當時的情勢，倖存的志士乃潛伏島內或轉往海外，以從事台灣立建的革命運動。蔣介石亡國集團被中國人民唾棄逃到台灣後，台灣淪為集極恐怖統治大成的特務網幕。變本加厲的高壓統治使台灣人反抗的意志愈堅，獨立自主的決心愈強。

在一九五〇年代，台灣立運動的中心在日本。人類文明的進步，知識的交流，世界相互依存關係的日益密切，使台灣人有機會到先進國家研究深造。在一九六〇年代隨着台灣留學生大量到達日本，美洲與歐洲，獨立運動的組織也就擴展到世界各地，凡有台灣人的所在就有獨立組織。其主要的是：台灣自由聯盟，台灣青年獨立聯盟，全美台灣獨立聯盟，在加台灣人權委員會，與歐洲台灣獨立聯盟。一九六八年春，四個海外團體為謀團結，乃共同行『台灣青年』月刊『獨立台灣』的英文季刊。一年半來，經共同的努力，奠定成立全世界台灣獨立聯盟的基礎。

鑑於：

台灣人意識的普遍提高，確認獨立建國是自求生存，自求幸福的唯一途徑；

二十年来被迫充軍服役，台湾人普遍具有戰鬥技能，人人正在待機行動；  
島内外独立組織日益發展壯大，目前正是集結一切革命力量以倒蔣建国的時候；  
蔣家亡国集团已走頭無路，蔣介石已近末日，台湾隨時会变；  
蔣經国之霸權使国民党内部的矛盾日深，權力鬭爭尖銳化，政權隨時会互解；  
在中共繼續「解放台湾」的口号下，随着時間的過去，台湾再度被出卖的危機日漸增加；  
越戰的解決以及国际均衡能勢的變動，将使台湾成為国际政治權力抗衡的焦点，危機随时会發生；

一九七〇年代将是台湾歷史的轉折点，是台湾独立建国的年代。

為迎接神聖的歷史使命，把握独立革命的契機，我們五团体乃決定於一九七〇年一月正式合併，成立台湾独立聯盟。總本部設在美国，並設台湾、日本、美国、加拿大及欧洲五本部。  
本聯盟在求：

融合島内外独立的組織，結成全球性、全民性的革命總体；  
促成各階層的台湾人獻心獻身，加入独立革命的主流；  
在堅強的領導統一指揮下，全体動員，内外呼應，從事反蔣倒蔣的鬭爭；  
以真誠互信。團結合作的精神，擊破蔣政權以台制台的分化統治；  
代表全体台湾人，向世界表達台湾人共同的願望，提出自決、独立的要求；  
撕破蔣家冒牌政權「自由中国」的假面具，防止国际社會出壳台湾，爭取世界道義与實質力量的支持；  
符合全民意旨的革命策略，研定以人性導嚴為依歸的建国綱案。

在同一的旗幟下，今日革命的同志，也就是明日建国的同伴。

台湾人的命運應由台湾人決定，台湾人自決的權利是神聖不可剝奪的。我們堅決反对：

脫離日本殖民地後国际法律地位一直未定的台湾是中国領土的主張；  
「一個中国」或「二個中国」的曖昧政策；  
蔣政權合法代表台湾人民，得擅自处分台湾的謬論；  
以台湾為「反攻大陸」的基地，以台湾人為砲灰的狂妄措施；  
中共「解放台湾」，征服台湾的野心；  
台湾的将来由国共双方解決，与台湾人無關的論調；阻碍台湾人行使自決權利的任

何陰謀。

蔣家冒牌政權違反聯合國憲章，挑撥煽動戰爭，危害世界和平。惡貫滿盈的蔣家亡命集團，統治台灣、違反了世界人權宣言的每一條規定，極盡剝奪人權與自由、迫害台灣人的能事。我們要嚴厲聲討其暴政罪行：

未經台灣人的選託委授，在台灣強行統治，剝奪台灣人參政的權利；

以台制台，實行差別歧視的分化統治；

籍口反攻大陸，徵兵徵糧，強送台灣青年到金門、馬祖充當砲灰；

特務橫行，肆意逮捕監禁，剝奪人身自由，毒刑無辜，凌辱百姓；

以長期的戒嚴令，濫行秘密軍事審判；

普遍貪污，司法黑暗，社會無公平無正義；

一人獨裁，一黨專制，剝奪政治活動的自由；

控制思想，限制言論出版的自由；

剝奪集會、結社、請願、示威、罷工的自由；

限制居住、行動、出入境的自由；

郵電檢查管制，侵犯通訊秘密的自由；

以政治侵害宗教信仰的自由，干擾人民心境的安寧；

苛捐重稅，剝削人民、國庫、黨庫、私庫不分，公款私用；

官商特權階級勾結、剝削，貧者愈貧，富者愈富；

維持龐大的軍隊與冗多的官僚，消耗寶貴的資源，忽略社會福利措施，社會百病叢生，民生困苦；

抵擋台灣人的骨肉，大借外債，勾引外國財閥，使台灣再淪為外國的經濟殖民地。

為消滅蔣家亡命政權的暴政罪行，本聯盟將擔負領導台灣人排除外來統治的責任。創建獨立自主的台灣共和國，以人性尊嚴為政治體制的依歸，以人權的維護為立國的根本。致力建立民主自由的全民政治，使所有在台灣的人民不受任何威脅迫害，獲得平等參政的保障；有效利用資源，經濟機會平等，使人人享有康適富裕的物質生活；提供自由開放，公平正義的社會，實施社會福利政策，使人人享有幸福的生活；使台灣真正是台灣人民及其子子孫孫生存發展的樂土。台灣共和國將加入聯合國及其他國際組織，盡世界社會一份子的責任；並尊重台灣獨立自主的國家建立平等友好的關係。

總觀界各國革命史，當各革命團體由個別行動進入統一行動的階段，就是革命成功的前奏。二二八大革命所播下的獨立種子，經二十餘年無數島內外革命志士心血的灌溉與勇氣的培，已茁壯。獨立的願望，已經在台灣人的心中由小變大，由弱變強；獨立的組織已經深入台灣人的各階層，由點成線，由面成體。台灣獨立運動已成一股不可抗拒的力量。今日我們結為偉大的革命總體，正是台灣獨立建國成功的先聲。

台灣獨立建國的一九七〇年代已到來！

讓我們及時參加這個偉大的革命行列，以我們的双手建立自己的國家！

（出典）台灣獨立連盟（1970）「台灣獨立聯盟成立宣言」『台灣青年』第 110 号、4-8 頁。

## 謝辞

博士論文を作成できたのは、恩師、家族、友人など多くの人々のお陰であることはいうまでもないが、何よりもまず、指導教員の神戸大学王柯教授に厚くお礼を申し上げたい。

王先生はいつも北宋時代の儒学者である張載の次の名言で筆者を鼓舞している。すなわち、「天地の為に心を立て、生民の為に命を立て、往聖の為に絶学を継ぎ、万世の為に太平を開く」という。このような偉大なる志向を実現することは極めて難しいが、筆者は一生懸命頑張ろうと存する次第である。王先生の下で、民族、歴史、政治、社会に関する学問知識だけではなく、論文の書き方と理論分析の枠組みの設定まで細かくご指導いただいた。「魚を与えるのではなく、魚の釣り方を教えよ」という中国の成語で察せられるように、具体的な知識よりも、むしろ学術研究に共通する進め方の方がさらに大切なものであるということである。筆者にとって、王先生は厳しい師であり、また慈愛の溢れる師でもある。生活面においても、いつもご心配いただいた。中国では「一日師たれば、終身父たり」という諺がある。つまり、「一日でも先生に教わっていたことがあったら、一生父親のように尊敬するべき」という意味である。師に出会ったことは、筆者にとって一生の幸運である。

修士時代の筆者を学術研究の道に導いた当時の指導教員の神戸大学安岡正晴准教授に再度厚くお礼を申し上げたい。

神戸大学伊藤友美准教授、窪田幸子教授、貞好康志教授、谷川真一准教授、萩原守教授（五十音順）には本論文に関して多大なるご指導いただき、厚くお礼を申し上げる。

なお、富士ゼロックス株式会社小林基金からの 2016 年度在日外国人留学生研究助成がなければ、論文の完成は不可能であった。厚くお礼を申し上げる。

なお、いつも筆者の未熟な日本語を細かく直してくれた同じ研究科の原田豪氏、矢野涼子氏ら諸学友、友人の杉井光雄氏に対し、重ねて厚くお礼を申し上げる。

最後に、これまで筆者を温かく応援してくれた両親、母方の祖父母、母方の叔父に厚くお礼を申し上げる。

二〇一八年初冬 六甲山麓にて

郭鋭